

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成23年第4回幕別町議会定例会
(平成23年11月29日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
14 成田 年雄 15 中橋 友子 16 野原 恵子
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 報告第15号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第5 発議第14号 環太平洋経済連携協定（T P P）交渉への参加表明撤回を求める意見書
- 日程第6 発議第15号 平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書
- 日程第7 議案第60号 幕別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第8 陳情第14号 「後期高齢者医療制度への財政支援強化を求める意見書」の提出を求める陳情書

会議録

平成23年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成23年11月29日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 11月29日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小林純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代表監査委員 柏本和成
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 飯田晴義
会 計 管 理 者 新屋敷清志 企 画 室 長 堂前芳昭
民 生 部 長 菅 好弘 建 設 部 長 高橋政雄
札 内 支 所 長 飛田 栄 忠類総合支所長 古川耕一
教 育 部 長 佐藤昌親 総 務 課 長 田村修一
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 企 画 室 参 事 伊藤博明
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄 町 民 課 長 川瀬俊彦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
14 成田 年雄 15 中橋 友子 16 野原 恵子

議事の経過

(平成23年11月29日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

- 議長（古川 稔） ただいまから、平成23年第4回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、14番成田議員、15番中橋議員、16番野原議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月16日までの18日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月16日までの18日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（古川 稔） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告書、同法第199条第9項の規定による財政援助団体監査報告書及び行政監査報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配付してあります。
次に、11月16日、第55回町村議会議長全国大会及び第36回豪雪地帯町村議会議長全国大会がNHKホールにおいて開催され、私が参加しておりますので、その議案の抜粋をお手元に配付してありますので、後刻ごらんいただきたいと思います。
これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

- 議長（古川 稔） 次に、日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成23年第4回町議会定例会が開催されるに当たりまして、この1年間、町政各般にわたり、議員の皆さまから賜りました温かいご指導・ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。
本年も残すところ、あと一月となりました。
本年は、3月11日の東日本大震災、福島での原発事故と、私たちがこれまでに経験したことのない大きな災害に見舞われました。
私たちに恵みも災いをももたらす自然が、私たちにきばを向け、その脅威を容赦なく目の前にさらしました。私たちは、長い歴史の中で自然と向き合い続けてきましたが、自然を前にしての人間の無

力さと自然の力の恐ろしさを改めて思い知る1年となりました。同時に、日ごろからの防災への備えがどれほど大切であるかを考え直す1年でもありました。

この秋、道東自動車道夕張―占冠間が開通となり、悲願でありました十勝と道央圏とが高速道路で結ばれ、住民の利便性の向上、観光振興や交流人口の増加などに大きな期待が寄せられているところでもあります。

町といたしましては、これを機会に町の魅力を高め、地域の活性化に向け、なお一層取り組んでまいらなければならないものと考えているところであります。

また、町の財政についても厳しい状況が続く中ではありましたが、議会を初め、町民の皆様方のご理解とご協力をいただき、計画させていただきました各種施策や事務事業を順調に進めさせていただいており、心から感謝を申し上げます。

以下、当面する行政の執行についてご報告をさせていただきます。

初めに、新年度予算編成に向けての取り組みについて申し上げます。

東日本大震災の影響や、ギリシャ危機に端を発したユーロ圏の経済不安、世界的な金融危機、さらには、国内経済においても円高基調により、輸出産業への深刻な影響が出るなど、経済情勢は今後においても極めて不透明な状況となっております。

こうした中、政府は8月12日に中期財政フレームを閣議決定し、無駄遣いの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じ、歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、それにより確保された財源を必要性や効果の高い政策に重点配分をする、組み替え基準を定めたところであります。

地方財政におきましても、大震災と原発事故の影響や景気の低迷などにより、歳入面では交付税や地方税の増収を見込むことは非常に困難な状況であること、一方、歳出面では社会保障費の自然増や地方債償還に対する必要な財源が高い水準にあることなどから、大幅な財源不足が見込まれ、依然厳しい状況となっております。

本町におきましては、現在、各課からの予算要求原案の取りまとめを行っており、年末に向け、国の地方財政計画や地方債計画などが確定した後に、予算編成作業を本格化できるものと見込んでおります。

私といたしましては、厳しい財政環境の中にはありますが、今こそ最少の経費で最大の効果を上げるといふ財政運営の基本に立ち返り、公債費負担適正化計画や行政改革推進計画に基づき、財政規律の維持に努めるとともに、町民の福祉のさらなる向上に向けた予算づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、消防の広域化に向けた取り組みについて申し上げます。

十勝圏における消防の広域化につきましては、これまで19市町村で広域化後の消防体制のあり方等に係る協議を行ってきたところでありますが、現行の自賄い方式の解消に向けた協議において、共通認識の形成に至らず、現時点においても整理すべき課題の協議中でありますことから、11月19日に開催されました十勝圏複合事務組合市町村長会議におきまして、当初想定していた平成25年1月1日スタートのために必要な関係議案の12月議会での提案を見送ることといたしました。

引き続き、消防救急無線のデジタル化や消防指令センターの整備時期も視野に入れ、統一化時点までに整理する課題や、広域化後に整理する課題などについて、共通認識を図りながら消防広域化の早期実現を目指し、十分な協議・検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

本年は、4月中旬以降の降雨や9月の台風などによる長雨の影響で、農作業の遅れに悩まされた年でありましたが、それ以外はおおむね良好な天候で推移したものと考えております。

主な作物について申し上げますと、小麦につきましては、ホクシンからきたほなみへの品種転換により、大幅な収量増が期待されたところではありますが、思うような結果に至らず、収穫量は平年並みの反当り10俵程度で、製品は全量を1等を確保できたもの、規格外が2割強と多く、歩どまりが悪かった状況であります。

バレイショについては、全体的に小玉傾向であり、収穫量、品質ともに平年並みから平年を若干下回る状況であります。

てん菜については、現段階では確定したものではありませんが、収穫量は平年を上回ったものの、糖度においては平年を下回る 16%程度になるものと見込まれているところであります。

豆類につきましては、金時などの菜豆類が 9 月の天候不順の影響で収量の減や品質が低下するなど、一部残念な結果となりましたが、その他の豆類については、ほぼ平年並みの収穫量となっております。

野菜につきましては、長芋が収穫量、品質ともにほぼ平年並みで、ユリ根が平年をやや上回る収穫量で、品質がよく、価格も良好に推移しており、その他の野菜については、全般的に収穫量、品質ともに平年並みから平年を若干下回る状況であります。

また、牧草、サイレージ用トウモロコシについては、収穫量、品質ともに平年並みから平年を上回る状況であります。

農作物全体といたしましては、昨年、一昨年と比較いたしますとおおむね順調に推移し、総じて平年並みの収穫量、品質が確保される見込みでありますことは、生産者の皆様のご努力を初め、農協など関係機関の皆様のご指導のたまものと、改めて敬意を表する次第であります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

11 月末現在での公共工事の発注済額は、約 11 億 9,500 万円で、発注率にいたしますと 93%となっております。

本年度は、当初予算で予定しておりました事業に加えて、平成 22 年度からの繰り越しとなりましたきめ細かな交付金事業などの工事を含めて計画いたしておりましたが、大部分の工事発注を終えたところであります。

発注済みの工事につきましては、工事の早期完成と労災事故の防止など、安全管理の徹底を図るよう受注者に対し指導してまいりますとともに、未発注工事につきましても、発注条件の整備に努め、安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（古川 稔） 日程第 4、報告第 15 号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第 15 号、専決処分した事件の報告につきまして、ご説明させていただきます。

本件につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、報告するものであります。

議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第 9 号、議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成 23 年 9 月 29 日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります、平成 23 年 8 月 26 日午前 11 時ごろ、幕別町札内豊町 43 番地の 1、コープさっぽろ札内店の駐車場において、3 歳児健診で使用する物品を購入するために駐車しようとした際、誤って駐車中の相手方車両右側後部に公用車の車両左側前部が接触し、損傷を与える事故が発生したものであり、これに対する物的損害を相手方に対しまして賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります、12 万 6,746 円とするものであります。

議案書の 2 ページになりますが、損害賠償及び和解の相手方ではありますが、幕別町札内青葉町 4 番

地の4に住んでおられます安達栄利佳氏であります。

損害賠償及び和解の内容でございますが、損害賠償といたしまして安達氏に支払う額は、車両修復費12万6,746円とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立ては行わないものとするものであります。

なお、この事故につきましては、全国町村会総合賠償保障保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、公用車を運転しておりました職員に対しましては、故意または重大な過失はないと認めるところであります。今後、慎重な運転を心がけるとともに、安全運転の励行に努めるよう指導したところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第15号を終わります。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第5、発議第14号、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加表明撤回を求める意見書から日程第7、議案第60号、幕別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、発議第14号、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加表明撤回を求める意見書から日程第7、議案第60号、幕別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第5、発議第14号、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加表明撤回を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中橋友子議員。

○15番（中橋友子） 発議第14号。

平成23年11月29日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員中橋友子。

賛成者、幕別町議会議員斉藤喜志雄、同じく幕別町議会議員前川雅志、同じく幕別町議会議員藤原孟、同じく幕別町議会議員牧野茂敏。

環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加表明撤回を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加表明撤回を求める意見書案。

野田首相は、11月12日のAPEC（アジア太平洋経済協力会議首脳会議）で、TPPへの交渉参加を表明した。

TPPは加盟国の関税を原則撤廃するなど、完全な貿易自由化を前提としているものであり、農畜産

物などの関税撤廃はもちろん、医療・社会保障、金融・保険、労働市場、食品の安全基準など、関税以外の貿易障壁、非関税障壁の撤廃を大原則とした協定である。

我が国の根幹を揺るがす重大な問題であるにもかかわらず、十分な情報提示をすることさえ行わず、TPP への参加の意思を表明することなど、到底容認できるものではない。また、東日本大震災からの本格的復興への最大の妨げにもなりかねない。

本町の基幹産業である農業では、耕地面積や社会的条件など大きく異なる米国や豪州などの農産物輸出国との競争力格差は極めて大きく、農業の継続が困難になり、地域経済、地域社会が崩壊することは明らかである。

TPPに参加したら、1戸当たり平均耕地面積22ヘクタールの本道でも、農業と関連産業、地域経済が、2.1兆円もの損失、17万人の雇用消失をこうむると、道は試算している。

よって、国においては食料自給率の向上や、食料安全保障の観点からも「多様な農業の共存」を基本理念として堅持すると同時に、農林水産業を破壊し、地域社会や経済、雇用に甚大な影響を与えるTPP交渉への参加表明を撤回するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成23年11月29日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、発議第15号、平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

斉藤喜志雄議員。

○18番（斉藤喜志雄） 読み上げて提案にかえたいと思います。

発議第15号。

平成23年11月29日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員斉藤喜志雄。

賛成者、幕別町議会議員前川雅志、同じく賛成者、幕別町議会議員藤原孟、同じく賛成者、幕別町議会議員牧野茂敏、同じく賛成者、幕別町議会議員中橋友子。

平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書案。

3月11日に発生した東日本大震災と福島第一原発の事故は、我々日本人がかつて経験したことのない精神的な苦痛と甚大な被害をもたらしているが、当面する緊急かつ最優先の課題は、原発事故の收拾と損害賠償を含む被災地の復旧・復興である。

こうした中、政府は7月29日、「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定するとともに、8月15日、日本の再生に向けた取り組みを再スタートするための「政策推進の全体像」を閣議決定し、国

家戦略やエネルギー・環境政策の再設計のほか、TPP 交渉参加問題については、「総合的に検討し、できるだけ早期に判断する」とし、依然、高いレベルでの経済連携を進める姿勢は変えていないところである。

この未曾有の国難に対して、被災地の復旧・復興の支援はもとより、我が国の食料安定供給へのさらなる貢献を果たすという使命感に立ち、北海道が持つ潜在能力を最大限に発揮し、持続可能な農業の確立を図るため、平成 24 年度教育予算並びに税制改正に当たり、下記の事項を要望する。

記。

1、東日本大震災並びに福島第一原発事故の被災地の農林漁業の再建、安全・安心を最優先したエネルギー政策の再構築並びに内需拡大を重視した日本経済・社会の再建に全力で取り組むこと。

2、国内農業対策の検討に当たっては、災害にも強い食料供給基地の建設と国の構造改革に着実に取り組んできた地域の経営実態など、その課題点を真摯に洗い出した上で、経営形態別の目標とすべき構造並びに経営展望の明示、それを実現するために主体的経営体が真に必要なとする政策を確立すること。

3、自給率目標の達成に向けては、国産農畜産物が確実に輸入農畜産物に置きかわるための誘導策を食料・農業・農村政策のみならず、税制・食品産業対策など省庁横断的な政策体系としてパッケージで仕組むこと。

4、過去の国会決議などに基づき、これまで同様すべての貿易交渉（WTO・二国間 FTA・EPA）に当たり、例外措置として重要品目の関税を維持する交渉姿勢を貫くことが必要と考える。よって、例外なき関税撤廃を原則とする TPP 交渉への参加は断じて行わないこと。

5、戸別所得補償制度を初めとする農業政策については、これまで努力してきた生産者・産地の取り組みを尊重するとともに、24 年度予算においても万全の財源を確保し、生産者が安心して営農に取り組めるよう制度の法制化など中長期に安定して継続される政策とすること。

6、農業の生産性向上には、圃場の基盤整備、排水対策並びに農畜産物の集出荷・調整施設等の生産基盤の確立と優良品種や技術の試験研究・開発が重要であり、あわせて生産現場への組織的普及活動が不可欠であることから、これらに必要な万全な予算を阻止すること。

7、軽油取引税や A 重油の石油石炭税の課税免除措置の恒久化など、農業経営の安定に必要な税制措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

平成 23 年 11 月 29 日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 60 号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 60 号、幕別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についま

して、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は3ページ、説明資料につきましては1ページをお開きいただきたいと思います。

説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います

人事院は、公務と民間の給与比較の結果、本年度につきましては、9月30日に国会及び内閣に対し勧告が行われたところであります。

この勧告の主な内容といたしましては、月例給において、公務が民間を0.23%上回っており、特に50歳代後半層を中心に格差が見られることを踏まえ、40歳から50歳代以上を念頭に置き、俸給表の引き下げ改定を行うものであります。

本町における職員の給与に関しましては、従前から、国家公務員の人事院勧告の内容に準じて改定を実施してきたところでありますことから、本年度におきましても、人事院勧告の内容に準じて、本条例の改正を行うものであり、幕別町職員の給与に関する条例の一部改正、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正を一括して行うものであります。

幕別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例であります。第1条関係は、幕別町職員の給与に関する条例につきまして、所要の改正を行うものであります。

別表第1は、行政職給料表であります。

民間の給与水準を上回っている50歳代を中心に、40歳代以上を念頭に置いて本表を改正するもので、40歳代以上の中高年齢層が受ける給料月額に限定して、平均0.2%引き下げをするものであります。

なお、別表第1は全部改正となりますが、改正する給料月額のみアンダーラインを引いております。

次に、議案書は6ページ、説明資料につきましては5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、説明資料のほうでございますが、第2条関係は、平成18年4月1日に施行いたしました給料の切りかえに伴う経過措置について、所要の改正を行うものであります。

附則第7条であります。平成18年3月31日現在に受けていた給料月額に、「100分の99.59」を乗じて得た額を経過措置額として支給していたものを、「100分の99.1」に引き下げるなど、改正するものであります。

議案書に戻りまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてでございますが、第1条は、本条例の施行月日を平成23年12月1日からとするものであります。

第2条は、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置を規定したものであります。平成23年度における人事院の勧告は、4月時点での公務と民間との均衡を図る必要があることとしていることから、この公務と民間の格差相当分を調整するため、本年4月の給与月額等に4月から条例施行の日の属する月の前月までの月数と、6月の期末勤勉手当の支給額にそれぞれ調整率100分の0.37を乗じて得た額の合計を、本年12月に支給する期末手当から減じるものであります。

今回の給与条例の改正によります本年度の影響額につきましては、総額で345万8,000円の減額となります。

なお、これらの給与改定を行うことで、職員組合と協議させていただいた結果、11月21日に協議が調ったことから、本条例の改正を提案させていただくものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15番（中橋友子） 人事院勧告に準じて、職員給与を引き下げるといふことの提案でありました。

この職員給与の引き下げにかかわりましては、これまで毎年のように続いてきているのですが、私どもは公務員の給与といえども、生活費であり労働に対する対価であることや、あるいは、今、全般的に給与が引き下がっている中での経済の停滞、地域経済に与える影響、これも大きいこと、こういったこととあわせて、民間の格差是正というふうに言われていまして、公務員が下がることによってまた民間が下がっていくという、低い方向へどんどん向かう一つの要因になっているというような

ことで、認められない立場をとってまいりました。

今回の提案の影響の総額は345万8,000円ということでありまして、これまでと比べて比較的総額は小さいものであるかとは思いますが、しかし、一人一人に置きかえるとそれぞれ影響はあるものと思います。

それで、年代別に20代、30代、40代、50代、どんなふうに影響が出てくるのか、それと前段申し上げました3点について、どのような評価をもって提案されているのか、伺います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 初めに、年代別の影響額ということでございますけれども、ただいま副町長のほうから説明させていただきましてけれども、今回の給与表の改正におきましては、40代、50代の職員の引き下げが中心となっております、30代、20代、10代の職員につきましては、これは全く影響がございません。

それで、40代の職員につきましては、おおむね0.4%程度の引き下げ率、50代の職員につきましては0.5%程度の引き下げ率となっております、金額にいたしますと、この対象となっている職員、40代、50代の職員におきましては、平均1人当たり2万6,000円程度の引き下げとなります。

それと、公務員の給与が下がることによる影響ということでございますけれども、まず初めに公務員の給与の制度につきましては、地方公務員法の中で、国あるいは他の地方公共団体、さらには民間の給与との差に基づいて決定すべきであるというふうに法律になっておりますので、今回、人事院が民間の給与の実態調査を行ったことによって、その差を引き下げるということは、これは法律上当然のことであり、やむを得ないことであるというふうに考えております。

あと、町職員、公務員の給与の影響、地域経済ですとか、民間の給与に対する影響ということでございますけれども、まず、民間の給与につきましては、これは先ほども申し上げましたとおり民間の給与が公務員とを比較いたしますと低いということでもありますので、これはやむを得ないものだというふうに考えております。

また、町の職員が下がることによって、民間の給与への影響がどうだということでございますけれども、民間の給与につきましては、あくまでもそれぞれの企業の業績によって決められるものだというふうに考えております。ですから、今回、町の職員が下がったことによって、さらに下がるという影響は、私どもではないものと考えております。

また、地域への経済の影響ということでございますけれども、これにつきましては民間の給与も含めまして、別途経済対策あるいは雇用対策という面で施策を展開するというところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 人事院勧告に基づいておりますし、また組合の方とも合意をいただいているということですから、私の思いとしてはやむなくそういう状況に認めて進んでいられるのだろうというふうに思います。

結局、9月の平成22年度の決算議会のときにも明らかにさせていただきましたけれども、町民の所得状況というのは毎年毎年下がってきているのです。これは全体の収入でしたけれども、200万円以下が7割を超えるという状況がございました。

これが結局、地域経済を冷やして、経済というのは動いていかないと、お金が入ってそれが地域に落とされて、物品の購買だ、あるいは設備投資だというふうになって、初めて動いて元気になっていくのですけれども、それがどんどん底冷えしていくところ、これはゆがめない現実だというふうに思います。

ですから、いろんな施策を講じて地域の活性化というのも行われておりますが、この提案ひとつも、活性化から見ると相反するものだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 人事院勧告が、今回は、民間企業との格差を調査をしたところ、下がっているということから、人事院勧告が出されております。ただ、逆に民間との給与格差、公務員の給与格差、民間が高ければ当然高い、措置額についての勧告が出されると。人事院勧告そのものが地域経済あるいは国全体の所得等の状況を把握した中で、出されているということでもありますので、私どもとしてはこれに準じて、給与も高い勧告が出ればそれに基づいて高くする、低い勧告が出れば低くすると、これはもう当然の理といいましょうか、そういう考え方をとらざるを得ないだろうというふうに考えております。

管内の他市町村の状況を見ましても、音更、芽室、こういった町も、今回の人事院勧告に準拠して給与改定を行うというようなことから、私どもとしても当然近隣市町村との動向、状況を把握しながら人事院勧告に基づくことが、やっぱり理にかなっているだろうということを思っております。

さらに申し上げますと、うちは職員に対しての給料上の独自削減は実行しておりません。管内の市町村については、5%カットだのあるいは8%だというようなことで、それぞれの市町村の財政状況もかんがみながら実施しておりますけれども、うちの町はそういうことはしておりませんので、職員組合ともそういうことも理解をいただく中で、今回も人事院勧告に準拠して給与改定をさせていただきたいと、こういうことをご説明申し上げまして、組合にも理解をいただいたということでもありますので、今後についても基本的には人事院勧告に準拠した形で、給与については調整をしていくということがよろしいのかなと思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 提案の姿勢といたしますか、それ自体は理解をした上で、しかしその与える影響が大きいということで申し上げます。

当初、この人勧が出る前に、震災がありまして、復興財源のために公務員の給与10%削減というのが出ておりましたね。それがそのまま提案されるのではないかという心配も、実はしておりました。

このところ公務員の状況というのは、私ども町で見させていただき限りでは、人員削減はずっと行われてきておりますし、震災関係にかかわっても、全国が力を注いで、そこにも協力をしながら地元も頑張るといようなこと、特に東北近辺ではやられていたと思うのです。

同時に災害があったところでも、公務員の方たちの働きというのは、消防職員等も含めて、これはもう本当に人命に直結する大変大きな力を発揮されてきているというふう思うのです。

ですから、そういうことがなかなか評価されないで、実は長く公務員に対するバッシングという言い方をしたら大変申しわけありませんけれども、そういった対立関係が描かれて、人事院勧告やむなしという流れがつくられていることにやっぱり危惧を持つと。

人勧そのものは、民間との価格の賃金格差を調査した上で提案されているものではあります。そういう流れにあることを危惧するということを申し上げて、私の考えというふうにお伝えしたいと思います。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

成田議員。

○14番（成田年雄） 人事院勧告に基づいてと言っておりますが、我が町は200億円だとか二百何十億円だとか、財政再建の町なのです。借金財政の中で、人事院勧告に基づいてやってばかりいたのでは、いつまでたっても借金は減らないのですよ。もっともっと減ってもよいのではないかと思うのが私の意見ですが、これは答弁は要らないですから、もっともっと下げても結構です。共産党や何かが言っているのは、自分の都合のいいことばかり言って、我が町がいつ財政破綻したらどうするのですか、これ。そういうことで、私の意見として言わせてもらえます。

○議長（古川 稔） 意見として、お受けします。

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） では、以上で質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 60 号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

10:48 休憩

10:51 再開

○議長(古川 稔) それでは、再開させていただきます。

斉藤議員が発言があるようですので。

斉藤議員。

○18 番(斉藤喜志雄) 先ほどの発議 15 号の中で、読み違いがありました。おわびをし、訂正をしていただきたいというふうに思います。

5 ページの 15 行目、「平成 24 年度農業予算編成」とあるところを、本人は自覚がありませんでしたけれども、「教育予算」というふうに言ってしまったようでありますので、「農業予算」に訂正をしていただければというふうに思います。

同じく 6 ページ 8 行目、「万全な予算を確保すること」を「阻止すること」ということで、これまた逆な読み上げをしてしまったようでありますので、この 2 点について訂正をお願いいたします。

○議長(古川 稔) それでは、皆さん、お諮りいたします。

ただいまの訂正につきまして、ご了承いただけますか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) ただいまの訂正につきましては、説明の訂正をさせていただきたいと思います。

それでは引き続き、議事を続行します。

[陳情付託]

○議長(古川 稔) 日程第 8、陳情第 14 号、「後期高齢者医療制度への財政支援強化を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 14 号、「後期高齢者医療制度への財政支援強化を求める意見書」の提出を求める陳情書は民生常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

議事の都合により、明 11 月 30 日から 12 月 6 日までの 7 日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、11 月 30 日から 12 月 6 日までの 7 日間は休会することに決定いたしました。

[散会宣告]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。
なお、議会再開は、12月7日午前10時からであります。

10：55 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成23年第4回幕別町議会定例会
(平成23年12月7日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

17 増田 武夫 18 斉藤 喜志雄 19 千葉 幹雄
(諸般の報告)

日程第2 一般質問

会議録

平成23年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成23年12月7日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月7日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小林純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代表監査委員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 飯田晴義
会 計 管 理 者 新屋敷清志 企 画 室 長 堂前芳昭
民 生 部 長 菅 好弘 建 設 部 長 高橋政雄
札 内 支 所 長 飛田 栄 忠 類 総 合 支 所 長 古川耕一
教 育 部 長 佐藤昌親 総 務 課 長 田村修一
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 企 画 室 参 事 伊藤博明
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄 保 健 課 長 境谷美智子
福 祉 課 長 横山義嗣 学 校 教 育 課 長 羽磨知成
商 工 観 光 課 長 八代芳雄 町 民 課 長 川瀬俊彦
農 林 課 長 菅野勇次 こ ど も 課 長 森 範康
土 地 改 良 課 長 所 拓行
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
17 増田 武夫 18 齊藤 喜志雄 19 千葉 幹雄

議事の経過

(平成23年12月7日 10:00 開会・開議)

議事の経過

(平成23年12月7日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) おはようございます。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、17番増田議員、18番斉藤議員、19番千葉議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長(古川 稔) 日程第2、これより一般質問を行います。
一般質問は、通告順に行います。
質問内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、議長に通告した要旨の範囲内といたします。
次に、発言時間について申し上げます。
一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。
最初に、谷口和弥議員の発言を許します。
谷口和弥議員。
○10番(谷口和弥) 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

第5期幕別町介護保険事業計画について。

2000年に施行された介護保険制度は、施行後2回目となる法改定が行われ、来年度から新制度が実施されます。実施に当たって社会保障審議会介護保険部会が「社会保障と税の一体改革」における介護分野の制度見直し議論を進めてきましたが、議論の取りまとめが終了したことによって、制度見直し案の全容が明らかになりました。

政府は「医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される『地域包括システム』の実現」を目指すとして説明していますが、地域の環境整備、受け皿づくりが不十分なまま、新たな負担増や給付制限を盛り込むなど、利用者・家族に重大な影響を与えるものとなっています。だれもが家族や収入の多寡に関係なく、必要な介護支援を受けられる仕組みになるよう議論を深めていくことが求められると考えます。

幕別町においても幕別町介護保険運営等協議会において、第5期幕別町介護保険事業計画の策定議論を進めているところです。

そこで以下の点について伺います。

一つ目に、改定介護保険制度では、市町村の判断で介護予防・日常生活支援総合事業を創設することができるとされています。厚生労働省からは「総合事業に関するQ&A」も出され、総合事業のあ

り方が具体的に示されてきています。幕別町で要支援と認定された人のサービス縮小につながる総合事業を実施すべきではないと考えますが、考えを伺います。

二つ目に、第5期計画における介護保険サービス基盤整備の考えを伺います。特に、法改正の趣旨に基づいて新設された、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問を行う「定期巡回サービス」、小規模多機能型居宅介護と訪問看護などを組み合わせて提供する「複合サービス」の整備が可能なのかどうか伺います。

三つ目に、道が、特別養護老人ホームに入所を希望しながら、満床のために入所待ちしている高齢者が道内で2万5,000人以上に上り、前回調査時2008年より3,000人増加しているとの調査結果をまとめました。また、管内の自治体の中にも自治体が独自に調査を行い、住民の待機人数や待機場所、緊急性の高い待機者数の把握をし、第5期計画の待機者解消策を検討しているとの報道がされています。幕別町では同様な実態把握が行われているのか伺います。また、第5期計画の中で特別養護老人ホームの増設計画は、十勝管内では幕別町も含め6自治体あると聞いておりますけれども、幕別町の今後のさらなる待機者解消策について伺います。

四つ目に、第5期保険料の基準額がどのくらいになるのか、金額を伺います。第5期保険料算定に当たって介護給付準備基金をどれだけ繰り入れようとしているのか。また、財政安定化基金をどの程度見込んでいるのか伺います。

五つ目に、第4期計画では自己負担がなかったケアプラン作成料、特別養護老人ホームの多床室の室料、一定所得が高い高齢者のサービス利用負担の2割への引き上げなどが新たに加わろうとしています。今でさえ利用者負担が家計を圧迫していることから、軽減・減免制度の拡充が必要と考えます。第5期計画策定に向けて介護保険料負担や利用料負担の軽減に対する町の考えを伺います。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「第5期幕別町介護保険事業計画について」であります。

「介護が必要になっても、住みなれた地域や住いで、みずからサービスを選択し、みずからの能力を最大限発揮して、尊厳ある自立した生活を送りたい」という高齢者の希望をかなえる制度として、平成12年に介護保険制度は創設されました。

これまでに数度にわたる改正を経てきたところでありますが、高齢化の急速な進展や地域社会・家族関係が大きく変容していく中で、制度が目指す姿を維持・発展させていくためには、制度の見直しが必要であるとの観点から、現在、国において検討が進められているところであります。

去る11月30日には、社会保障審議会介護保険部会から「これまでの議論の整理」が示されましたが、低所得者保険料の軽減強化や介護納付金の総報酬制導入、利用者負担割合の引き上げなど、その多くが両論併記となり、増加する介護費用を公平に分担し、サービス提供体制の効率化・重点化と機能強化の取り組みを支えるためには、負担のあり方や給付の見直しについて、検討が必要であるとされたところであります。

介護サービスを受ける高齢者は、平成12年の制度創設当初と比較して、全国で149万人から10年後の平成21年では384万人と約2.6倍に増加し、この間、介護サービスの基盤整備も進んでまいりました。

本町におきましても、平成12年度末で512人、高齢者に占める割合が11.0%でありましたが、平成22年度末では、1,188人、17.3%に増加している状況の中、第5期介護保険事業計画について、現在、介護保険運営等協議会においてご審議をいただいているところであります。

ご質問の1点目、「介護予防・日常生活支援総合事業について」であります。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、本年9月30日に「基本的事項」が示されましたが、この総合事業は、市町村の主体性を重視し、地域支援事業において多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活

支援サービス等を、市町村の判断により、総合的に提供することができる事業であり、現在、介護保険事業として実施している「地域支援事業」に位置づけられるものであります。

これまでに示されました内容をもとに、本町における実施の可能性等を十分に検討いたしました結果、これまで町が実施している介護保険を補完する事業や、地域支援事業としての二次予防事業、一般高齢者に対する一次予防事業をそれぞれ充実させていくことが望ましいと判断し、現段階においては、総合事業の導入につきましては見送る考えのもと、介護保険運営等協議会においてご審議をいただいているところであります。

ご質問の2点目、「定期巡回サービスと複合サービスについて」であります。

本年6月15日に成立いたしました「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、24時間対応で行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を同一の事業所で運営できる「複合型サービス」など新たな地域密着型サービスの創設が盛り込まれたところであります。

国におきましては、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の創設に向けて、モデル事業が実施され、中間報告が公表されましたが、その中では、サービスを受ける側の安心感や介護の負担軽減など効果があったとする事例とともに、事業者側の固定の人員配置の困難さ、利用者の確保等多くの課題も指摘されておりました。

現在、管内におきましては、五つの事業者が24時間訪問介護を提供されておりますが、本町におきましては、全域がいずれかの事業者のサービスエリアとなっておりますことから、ケアプランに基づき、24時間サービスを提供していただいている状況であります。

一方、「複合サービス」におきましては、小規模多機能施設においては看護師等が配置されている施設も限られているため、実施に向けての課題も指摘されておりますが、本町の小規模多機能施設におきましても、常勤の看護師の配置はなく、また、管内におきましても、この新たな事業に積極的に取り組んでいくという意向を示されている事業者は、現在のところないと伺っております。

現状におきましては、現行のサービス提供体制の中で、事業所のケアマネジャーが緊急の対応をする体制を整えたり、小規模多機能事業者のサービスの一環として緊急時の対応をしているなど、必要に応じてのサービスは提供されている実態にあるものと理解いたしております。

以上のことから、管内の事業所等の取り組み状況を見定めながら、本町の実情に応じた体制での実施に向け努力をしまいたいと考えております。

ご質問の3点目、「特別養護老人ホームの待機者解消策について」であります。

本町では、第5期計画の策定に向けて、管内26カ所の特別養護老人ホームにおける本町の被保険者の待機状況を調査いたしました。特別養護老人ホームの待機者の総数は151人であり、そのうち、調査時点で介護保険施設に入所中の方が40人、病院、特定施設、グループホームなどの施設で待機されている方が60人で、在宅で待機されている方は51人という状況でありました。

在宅待機者51人の要介護度別の人数は、要介護1の方が7人、要介護2が8人、要介護3が14人、要介護4が14人、要介護5が8人であり、このうち単身の方は8人という状況であります。

現在、社会福祉法人幕別真幸協会が、忠類で建設いたしております地域密着型小規模特養の29人床が来年2月には完成の予定であり、数字の上では29人の解消につながるものであります。すべての待機者の解消とはならないことから、第5期計画におきましては、一定の施設整備は必要になるものと考え、現在、介護保険運営等協議会においてご議論をいただいているところであります。

ご質問の4点目、「第5期保険料の基準額について」であります。

現在、計画策定作業を進めているところであります。現時点において、国から介護報酬の改定に係る基礎資料が示されていないこともあり、明確にはお示しできませんが、高齢者人口に占める、要介護認定者数の増加、サービス給付費の伸びなどを考慮した上で、現段階での北海道から示されました財政安定化基金の取り崩し額、約1,500万円を繰り入れた段階で、5,145円と算定をいただいているところであります。

次に、「介護給付費準備基金の繰り入れ」についてであります。介護保険制度の性格上、3年間の給付費総額の見込みから3年間同一の保険料を算定し、初年度での剰余を基金に積み立て、最終年に充当する性質の準備基金でありますことから、現計画の最終年であります平成23年度予算におきましては、基金残高全額の2,546万2,000円を当初予算に計上しており、今後、平成23年度の介護給付費等の執行状況等を勘案し、本年度での基金繰入額は最終的に決定することとなりますが、予算上においては基金残高を有していないことをご理解いただきたいと思います。

ご質問の5点目、「介護保険料負担や利用料負担の軽減について」であります。

ご質問にありました、ケアマネジメントの利用者負担や多床室の入所者の負担、また一定以上の所得者の利用者負担の引き上げ、低所得者の保険料の負担軽減の強化につきましては、現時点におきまして、国においてさまざまな観点から議論されているものと理解いたしております。

本町といたしましては、第5期計画におきましては、保険料のさらなる応能負担を取り入れるべく、国が示しております第3段階の細分化に加え、さらに所得の高い方のご負担をもう1段階区分させていただきます、9段階11区分の保険料段階を導入いたしたいと考えております。

また、サービス利用料の軽減につきましては、これまで社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の軽減や訪問介護利用者に対する利用者負担の軽減を行ってまいりましたが、保険料を含めた今後のあり方に関しましては、国の議論の動向や管内の状況に注意を払いながら、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

ご答弁にもいただきましたように、今、幕別町介護保険運営等協議会がこの5期計画について議論を進めていただいていると、そういう段階であります。

この後、1月には幕別町議会民生常任委員会にも報告がなされ、そして2月には答申をいただくという流れになっている、そのように認識しているところでありますけれども、今この時期にこの介護保険について質問させていただくのは、やはり運営協議会の中では、各委員の方々が真剣な議論の中で答申をいただける、そのことについては疑いの余地も持っていないわけではありますけれども、幕別町自体がどのような資料を運営協議会に提案するのか、そのことがこの運営協議会の委員の皆様方に判断していただく上でとっても重要なかぎになる、そのように思いますので、ここで町の考え方を一定お聞きしてみたいと、そのように考えたわけであります。

総合支援事業について、これを現段階では見送るということの答弁をいただいたところであります。このことについては、予防事業を充実させるそういった姿勢の中で実施しない、そのことについては評価をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、ご答弁の中でわからなかったことは、私は通告にもありましたように、この支援総合事業が決して要支援者と認定された方のためにはならない、不利益を与える制度だということを指摘させていただいたわけでありまして、この支援総合事業について町がどのように評価しているのか、そのことについては、ご答弁の中からは読み取られないものがあつたなというふうに思っているのです。

幕別町の支援総合事業に対する評価、考えをお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 答弁の中でも申し上げましたように、これら総合事業については、現在、介護保険事業で実施している地域支援事業の中で十分対応できるものであると、そういうような判断から今回は見送るということでありまして、そのことの実態については総合事業そのもののよしあしではなくて、それらを今の事業の中で十分対応していけると、そういうふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 今のサービスの中で十分対応できるということのご答弁は理解ができました。

今もお答えいただけなかったのですけれども、この支援総合事業に対する、これがいいものかどうかということ。そのことの、そういった方面での評価については、町はどのようにお考えになっているのかということ、今お尋ねしたわけでありませう。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） この事業につきましては、まだ現在のところ詳細なる実施要綱だとかそういったものがまだ示されていないと。

Q&Aなどにつきましてはもう示されておりますけれども、来年の3月、年度末ぐらいにそういった詳しい要綱等が示されるということになっておりますので、今の段階ではこの事業に対する評価といたしましては、まだ判断ができないというところで押さえております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） まだ判断ができないということについては、わかりました。

介護保険の改定、2000年にできてから3年置きに改定がありますけれども、2003年には、もともとは、できた当初は要支援も要介護もほとんど違いがない、そういうスタートだったのですよね。

2003年には介護タクシーが要支援の方は使えないというふうになってきた。2006年には要介護1の人、要支援2というのを新たに設定して要支援の数を多くする、そういう手段を国がとった。2009年には要介護認定のやり方を大きく改めて、そして軽度に認定されるそういう仕組みをつくらうとした。そういったことの中で、軽度の認定者の方、だんだんサービスが利用できなくなっている、そういった実態があるものですから、このことについては町も敏感にとらえていただきたいというふうに思うわけでありませう。

サービスの利用は軽度認定者の実態から入るべき。国の保険給付削減政策に、それに追従するようなそういう姿勢を幕別町に示していただきたいくない、そのような願いの中で質問をさせていただいているところでありませう。

それで、現段階では見送るということのご答弁でありましたけれども、現段階でそれは来年4月のスタートの時点ではないのだろうかということでは理解できました。では、この5期の途中でそのことについて条件がそろえばやるということの可能性もあるのかどうなのか、それとも、この5期の間では全く考えていないということなのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 5期の途中で事業に入るのかということでございますけれども、先ほど申しましたように、要綱等が詳細に示されていないというような状況であります。

ただ、これが介護保険料のほうにもはね返る部分というのがありますので、そういったところを組み込んだときに、保険料が国に対する負担というのが出てくると、会計自体がもたなくなるという部分も考えられます。

ですから、今の段階では先ほど町長が答弁されましたように、十分日常的には今現在やっている補完事業等を充実させるということで対応できるのではないかと考えているので、よっぽど大きな改正になるようなものが示されないうちは、第5期ではなかなか導入はできないのではないかなという判断は今の段階ではしております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。

二つ目の項目に行きたいと思ひます。

定期巡回サービスと複合サービスについてでありますけれども、やはり幕別町のような人口規模の自治体では、事業としてこういったサービスが実行できるというのはなかなか厳しいのだからというふうに思っております。

しかしながら、特に定期巡回サービスなど24時間対応してくれる常駐オペレーターがいて、夜間でも介護士や介護職員が1日に何回も、短時間ではあるというふうになっておりますけれども、定期的にサービス提供に来てくれる、緊急時にも対応してくれるということは、実際にひとり暮らしの高齢

者の方やそれから高齢者の世帯の家庭については在宅で介護をする、そのことの可能性が広がるサービスではないかなというふうに考えているところであります。

これは指摘ということにとどめさせていただきますけれども、そうは言いつつも今はまだ介護報酬が十分決まっていない状況ではありますけれども、今のところこの巡回型サービス、何回行こうと結局は同じ料金なのだよと、月まとめでの料金なのだということの中では、経営上の理由でサービスが間引かれたり、または今ある訪問介護、訪問看護のサービスとの併用ができなくなるなどというような指摘もされているところで、自宅での食事の介助や入浴の介助、そういった時間のかかるサービスが受けられなくなるような、そんな事態にならないように、町としても国に要望をしながら、この新しい定期巡回サービス、複合サービスについての導入については、慎重に検討していただきたいというふうに思います。

三つ目であります。

特別養護老人ホームの待機者解消策についてでありますけれども、幕別町が管内の26の施設に対して、独自調査を行って実態を把握されたということについては、評価をさせていただきたいというふうに思います。

そこで、自宅で待っている方の要介護度などの数字も今いただいたわけではありますが、一番肝心なところの数字と私が思っているのは、今すぐ入所が必要であるという待機者がこの151人の中に何人いるのか、そのことはつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 介護度が4、5、この辺が一番特養等について入居を希望しているところでございますけれども、総数的には在宅介護を含めないで151人の中でいきますと、介護度4が42名、介護度5が34名という状況にあります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 通告の中にも、まず管内の自治体のこと、具体的には示さなかったですけども、独自調査のこと触れさせていただきました。

帯広市は、6月末現在で特別養護老人ホームの待機者の総数は1,030人であると。今すぐ入所したいというふうに希望している人の数字も出ていて、439人ということでありました。音更町も同様の調査を6月末現在でして、待機者総数は322人、今すぐ入所したいという方は192人でありました。

申込者の中には、すぐに入所できないから早く申し込んで準備しておこうという、そういう方もいらっしゃるから、全員がすぐ入所を待っているという状況ではないのだということにはなってきますけれども、この割合で言うと帯広市の場合だと、老人保健施設入所者をその1,030人から省いて、今すぐ入りたいと言っている人は53%になるのです。音更町で言うと、75%の人が今すぐ入りたいと言っている。

ですから、今ご答弁いただいたのは要介護4、5の人がということでありましたけれども、もっと大きく低い認定の方から今すぐ入りたい、そういった希望をほかの自治体では示している。きっとこれは幕別町も変わらないのだというふうに思うわけであります。

どこで待っているかということについては、帯広市も音更町も一番多いのは在宅でありました。次が病院、診療所、次が老人保健施設。そういった順番でありました。

私の中では、頭の中で描けるものは、自宅でひたすら早く順番来ないかなというふうに介護しながら待っている。病院では自宅に戻れない、そういった人たちが病気治療のめどがおおよそ立っていても家に帰れず、でも行き先がなく特養の入所を待っている。老人保健施設では、3カ月に1回の判定会議、この結果に対して不安を持ちながら待っている。グループホームでは高い利用料、料金がやっぱり高いですから高い利用料を負担に思いながら、早く来ないかなと待っている。そんなことが私は思う浮かべるわけであります。

特別養護老人ホームの不足は絶対明らかなのだというふうに思うのです。ですから、まずは町とし

ても、今すぐ入所が必要な人が何人いるのかということをちゃんと調べた上で、この5期計画の早い時期に特別養護老人ホーム、忠類地区に加えてさらにつくっていく、そのことが望まれる、そのように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 特養の重要性、そしてまた必要性ということについては、先ほども申し上げましたように、今盛んに協議会の中でも論議をされております。

ただ一つ私どもがづらいのは、こういう施設をつくることによって、それが即保険料にはね返ってくるという今のこの制度が、本当にいいものかどうかなということについては、大変ちょっと疑義があるわけでありまして。せっかく入りたい人がいる。そのために施設をつくった。そうしたら、皆さんの保険料が上がる、これはどういうことなのかということも確かにあるのですけれども。

もう一つは施設をつくる。これ町が直営でやることはもちろん可能ではありますけれども、今ほとんどの場合はやはり福祉法人等をお願いする状況であります。そういった中で、今回の5期の計画の中でも、特養を実施したいと手を挙げていただいた法人もあるやにも聞いております。

そういったことも含めながら、今言ったすぐ入りたいという待機者も含めて、この調査も含めながら、これから十分協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。

9月議会のごときのご答弁では、管内のほかの町村の動向も見ながらということでありましてけれども、今大きいところの帯広、音更のことお話ししましたけれども、やっぱりどこもどの自治体も足りない。だから、どっかでするのを待っていてとかということにもなりづらいのだというふうに思うわけです。

そして、今までは何人待っているのだということの数をお聞きしたときには札内寮にお尋ねして、九十何人なのだ、百三十何人なのだということで数字いただいていたけれども、今回は必ずしも札内寮さんに申し込む方ばかりでないですから、そういった実態の調査をされたということについては、繰り返しになりますけれども、評価させていただいて、さらに実態を把握していただきたいと、そのように思います。

四つ目、五つ目、保険料、それから利用料について質問させていただきたいと思っております。

5,145円という標準月額を明らかにしていただいたわけでありまして。現在が3,850円で、1,295円も上がる。割合にしたならば33%の増。社会保障制度としては33%も値上げする。そういったことには、本当にこの制度について耳を疑うような数字が出されたのだというふうに思います。

これを小さくする手段というのは、保険料を安くする手段というのはそんなに多くないのだというふうに思います。その中で指摘させていただいたのが、一つが介護給付準備基金でありました。残高がほとんどないということのご答弁であるということは、この23年度が終わって、そして第5期に繰り入れる分はここから見込めないということのご答弁になったわけでありまして。

もう一つ、財政安定化基金でありますけれども、1,500万円を見込んだということでありました。その上で、この5,145円ということが示されたわけでありまして。大きくはこの二つなわけなのですけれども、一つはもう残高がない、もう一つは1,500万円。

この財政安定化基金なのですが、自治体が組んでいる分が3分の1で、国や道が同じく拠出して、3分の1ずつ拠出してこの運営がされているというふうになっております。国や道の分、これについてやはり私はこれだけの金額になっているのだったら、やはり町としても財政安定化基金の取り崩しを求めていかねばならない、そのように思うのですが、そのことについてご意見をいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように、1,500万円の道からの基金の繰り入れ。ただ、道からということ、今言ったように3分の1ずつ積み立てておりますから、道は新聞等を見ますと、自

分たちのお金だから、それは道の一般財源として使いたい意向だというようなことも出ておりましたけれども、私どもは何とかそれを市町村に入れてほしい。少しでも、おっしゃるように介護保険料を安くしたい、そういう思いで、今も運動と申しますか、道に対する申し入れはしています。

ただ、うちのほうが進んで行きますと、なかなか道のほうも、もう決まってしまったのではないかと、うちから出さなくてもいいのではないかとというようなことにならないように今進めているわけでありまして、国についても、これはもちろん国も道もそれぞれ自分たちが出したお金だということが頭にありますから、そういう言い方をされるのでしようけれども、そういった意味では何とか我々もお願いして、国、道のお金を使わせていただければというふうには思っております。

それともう一つ、町の基金は23年度の予算に全額、今繰り入れていますけれども、これは23年度の決算によっては当然繰り越したとかに出てくる分は、そのまま次に使えるということですので、現在の基金は全部崩して予算で見ていると、そういう意味のことです。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 今、町長のご答弁にありましたように、財政安定化基金については、引き続き、道、国に求めていくことを強く進めていただきたいというふうに思いますし、もちろん23年度のその余った分があれば、それも全額次の財政に入れていただく、そのことをお願いしたいというふうに思います。

それで、私が一つこの介護給付準備基金について、数字を見る中でご説明いただきたいことがあるのですが、毎回少しずつ事業の繰り越しのときに若干の余りがあって、それが次の事業にまた繰り越されていく、そういうふうになっています。

なかなかこの数字の予想も、まだ介護報酬が明らかになっていない中では難しいのだと思うのだけれども、例えばわかりやすいところでは地域支援事業費の見込額、この5期の中では年に3,000万円、それから市町村特別給付、これは年20万円というふうに少額なのですけれども、やっぱり過去の実績を見てみますと、地域支援事業では2,000万円ぐらい、市町村特別給付費では13万円ぐらい、大体予算の7割ぐらいです。

町としては、少しゼロにならないように多目に介護保険料を設定してもらっておく、徴収しようと、そういった意図的なもの、そういったものについてはどのように考えていらっしゃるのか、そういったことがあるのかなのか、ご答弁いただきたいというふうに思います。多目に取っていくということを意図的にしているかどうかということについてです。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 協議会の中でもいろいろご議論いただいて、最終的な保険料を決めさせていただくわけですが、決してそのような多目に取るというようなことは、念頭にはもちろん持ってはおりません。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 介護保険料が、初めて年金の生活者の中から天引きで徴収するということができる制度であります。

保険料を納める権利を奪ってしまう、悪く言えば、財布の中に手を入れて、そして先に抜いてしまう、そういった行為であるとも言われているところでもあります。

繰り返しになりますけれども、次の5期計画において、この基金の残高がゼロとなるように、その予想のところは慎重に努めていただきたいというふうに思うところであります。

それでもう一つ、この保険料を安くするという手だてについては、やはり私はもうこの5,145円という金額ともなってしまうと、一般会計から入れるということはもうやむない状況ではないかなというふうに思うのです。

国のほうは、保険料の単独減免に対する三原則、そのことを今回も持ち出してきてはいるのですが、これはやはりこの文言を精査すると、そのことに努めてほしいという文言であって、それはもうだめだよという文言ではなくて、町がいろんなことの中で町民の生活、これを守ろうということ

の中で、もうこれはだめだというときには、それはもう十分努力されたわけで、私はこれが決して悪いことだと、町長がかたくなにいつもそうではないのだというふうにおっしゃるのだけれども、もうやっていい段階になっているのではないかというふうに思うのです。

そして、この介護の問題、65歳以上の方の者だけの問題ではなくて、それを支える介護者の方の問題でもあるわけですから、これは広く町民全体の問題として、このことも一般会計からということの理由に私はさせていただきたいと思っているのですけれども、町長に何としてもそのところ考えを変えていただきたく、検討していただきたく思うのですけれども、いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も今回介護保険料が5,000円を超す、これはもうほとんど限界を超えるのでないかと今言われておりますし、何とか私もこの5,000円を切るようなことで保険料が決められればというふうに思っています。

ただ、今おっしゃられるように、それではその分を一般会計から繰り入れていくことが、その一部は確かにそのことで一時的な解消にはなるのかもしれませんが、これをずっと続けていくと、第二の国保みたいなように上げることはできないで足りない分はすべて一般会計からどんどん出していく、このことが本当にこれから先のことを考えたらいいかどうか。

例えば、町村会なんか、実は何回も国に要望していきまして、特に例えば低所得者の方を減免しよう。そうしたら、減免は町がしてもいいけれども、減免した分については国なり道なりが補てんしてくれと、そういった実は要望も町村会の中ではしているわけです。

ですから、何とかまずは私どもとしては、町が一般会計から持ち出すその前段として、やはり国なり都道府県からの支援、そういったものがまず我々としては一番求めていかなければならない、実施されるように求めていくことが大事なのかなと、そういう思いもしております。

もちろん、おっしゃることは十分わかっておりますので、これからも、これはうちだけの問題でもないと思います。管内的あるいは全道、全国的な問題だと思いますけれども、一つを崩してしまうと何となくただらだと、ずるずると行ってしまうような可能性もなきにしもあらずというような状況でもあるのかなというふうに思っていますので、私どもはさらに、国保もそうですけれども、こういった介護保険の運営については、やはり国の責任で安定した財源を確保していくことが何より求められるのかなと、そういう思いではおります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 確かに、町長がおっしゃるとおり、まずは国の制度のあり方について大もとから変えてもらわないと、もうこうなることはもう見えていたわけですから、そのことについては町村会を通して努力をしていただきたいというふうに思います。

とはいっても、この5,145円という問題、これが解決はしないわけなのです。さらに、第4期よりも第5期は段階を大きくしている。結局、これは見ますと、高額の年金者の方の負担を少し大きくする形でもって標準月額を下げる。結局、介護保険の給付の全体の大枠は何も変わらないまま負担を変えていくという、そういう小さな手段でしかならない。本当に、100円、200円、そういった世界になっていくのではないのでしょうか。

本当に、高齢者の方をめぐる情勢というのはだんだん厳しくなっていて、今、老齢基礎年金、2011年度満額で月額6万5,741円ということであります。しかしながら、実際に40年満度に払ったということは、この制度の成り立ちからもそんなに多くなくて、全国で1,122万人の国民年金のみの人の平均は4万9,000円ということが新聞報道でも紹介されておりました。必ずしも、これは満額でないのは自己責任だというふうにも言い切れないのだというふうに思うのです。

さらに、今後この年金が2000年から2002年の物価減少分の引き下げがされてなかったから、もう10年前のことを理由に来年から下げるような、そんなこともされようとしている。

また、70歳から74歳の方の医療費負担、これも2割になろうとしている。75歳以上の方が入る後期高齢者医療制度もこの保険料も年平均で4,000円以上も値上げがするような提案がされている。ど

んどん厳しくなっていく。でも、年金は下がって行って、どんどん払うものが出てくる。

そういう中で、この幕別町が保険者としてある介護保険料も33%もの値上げを町民にお願いするというのは、私は余りにもすごい話だ、ひどい話だというふうに思うわけです。

幾つか手段が限られる。もう財政安定化基金、これはまだ医療条件がある。介護保険給付金の見込みもないことはないけれども、まだわからない。そうしたならば、この5,145円を変える条件といたら、もうそこしかないのだと思うのですよ。そのことについて町長はいかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来も申し上げておりますけれども、国自体ももはやその5,000円を超えるような介護保険料は、負担としては限界だということを以前から言っていたわけであります。

しかし、今回も介護報酬を引き上げる、あるいは職員の賃金の月額1万5,000円分もこれもまた継続するためには保険料で。要するに、国の交付金はさわらないで、上がった分はみんな保険料で賄ってこうと、この辺がやっぱり私は一番大きな問題があるのではないかなというふうに思っております。

もちろん、私も上げることが目的ではありませんし、何とか少ない負担、今おっしゃられましたように、年金の問題もありますから、少ない負担でお願いするのが一番いいわけですがけれども、しかし現実には今言ったような問題があるわけですし、また一方ではなかなかその一般会計の繰り入れという難しい問題もありますので、これは何とかこれから先、まだ4月までの実施期間までありますから、できる限りの低減に向けて、さらに内部でも検討協議させていただきたいというふうに思いますし、また先ほどから申しておりますように、運営等協議会でもいろいろまたご審議をいただきながらその方向で努めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） この後、幕別町では1月にパブリックコメントを予定している。そういった計画であることを承知してございます。

9月議会でも帯広市のことをお話しさせていただきましたけれども、10カ所で住民説明会を開いて、そして意見を聞いた上で、この5期計画の作成に入っていた。本当に、このことが幕別町で行われなかったことは残念だなというふうに思っているわけであります。

パブリックコメントというやり方が余り成功していない、それは意見の数ということで、そのように思っているからであります。やっぱり、一定でき上がったものを、これが案なのだけれども、考えはどうですかというふうに聞かれても、それはもう決まってしまったのかなと、そんなようにもとられるし、また資料の数としても多くなるし、書き方が具体的にもなるし。このことは、ぜひ次の計画に生かしていただく。できれば、パブリックコメントという手段ではなくて、実際に住民との対話もする、そういったことも考えていただきたいと、そのように思います。

そういった中でこの5,145円、これがどれだけ上下するかわかりませんが、町民の声も聞いていただいて、それでなければ本当にこの制度が社会保障として何なのだという事になってくるのだというふうに思うわけであります。

最後にしますけれども、この介護保険の改定と、私たち議員、それから町長の任期でいうと、また3年後の6期計画も普通に何事もなければ、町長が、そしてこの議会がということになるわけであります。この5期計画のでき上がっていく過程についても、大変やはり町民も注目しておりますし、私たちもしっかりと見ていきたいと、そのように思っておりますので、町の努力をこれからお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩いたします。

10:51 休憩

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、斉藤喜志雄議員の発言を許します。

斉藤喜志雄議員。

○18番（斉藤喜志雄） 通告に基づき、幕別高校の空き教室を利用した中札内高等養護学校の分校・分教室の開設について質問をいたします。

日本社会の少子化傾向に伴って、小中学校は1982年度、高等学校は1989年度をピークに、児童生徒の減少期が続いているにもかかわらず、近年それに反比例する形で特別支援学級や特別支援学校とその高等部へ通う児童生徒の数は急増し、学校数はもとより教室数や教員数はかつてなく逼迫した状況にあると伝えられております。

こうした背景には、文部科学省が2007年度より、従来の「特殊教育」にかわる「特別支援教育制度」を打ち出し、障害児教育政策を大きく転換したことがその一因とも言われているところであります。いわゆる、「新しい『障害』」と呼ばれる学習障害「LD」や、注意欠陥/多動性障害「AD/HD」、そして高機能自閉症といった発達障害の認知とその対応を政策化したことにあります。

こうした全国的な傾向は、8月9日付の地元紙で「特別支援」生徒急増を背景に～高等養護学校幕別に分校、分教室～といった見出しが物語るように、ここ十勝圏とても例外ではありません。また、これまでも「旭川市に高等養護学校をつくる会」や、「千歳市への道立高等養護学校誘致期成会」から出された請願が道議会で採択されるなど、全道各圏域から学校の設置や学級増設の声が上がっているところでもあります。しかし、道の財政事情も絡んで必ずしもその整備が追いついていないのが実態と言えます。

そうした中であって、北海道教育委員会は7月21日、十勝総合振興局において「公立特別支援学校の配置計画案にかかわる説明会」を開き、2013年度に中札内高等養護学校への進学希望増が見込まれるとして、2学級規模で「市内もしくは近郊の高校、あるいは小中学校の空き教室、校舎や教室に分教室か分校を設置することができないか検討している」ことを初めて明らかにしました。

続く、8月8日の第2回「説明会」において、道教委の担当者は、さきに設置先として名前の挙がっていた高校などのうち、幕別と士幌が施設の条件を満たしているとの見解を示すとともに、9月5日には幕別高校を改修し、中札内高等養護学校の分校もしくは分教室を2学級規模で開設することを発表いたしました。

この決定に至るまでのプロセスには、余りにも拙速に過ぎるのではないかといった感が否めません。道有財産とはいえ、既存施設である高校の校舎を活用した分校ないしは分教室の設置という道内初の試みを、その運営方法や具体像を保護者、教職員、当該地教委等々にほとんど明らかにすることなく、わずか2回の「説明と意見を聞く会」の開催をもって決定したからであります。こうした経過を踏まえると、急場しのぎの数合わせと財政論が優先した施策にならないようするための課題や問題点の克服などが多々あるものと考えるところであります。

つきましては、以下の3点について教育長の所見なり見解をお伺いいたします。

最初に、幕別高校に中札内高等養護学校の分校もしくは分教室が設置されることに対して、将来展望を含め、当該地教委としてどのように受けとめているか。言いかえますと、異種校が一つの校舎を使用して教育活動を展開することについてどのように受けとめているかお伺いをするものであります。

その2点目は、2013年度に向け受け入れ体制の整備について今後どのようにかわりを持ち、教育環境の確保に取り組んでいこうと考えているかお伺いをいたします。

最後に、道教委の「公立高校配置計画」と「公立特別支援学校配置計画」とのかかわりで、今回の施策が幕別高校の存続に何らかの関連や影響あるいは展望があるのか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

「幕別高校の空き教室を利用した高等養護学校の分校・分教室の開設について」であります。

幕別高校への高等養護学校の分校あるいは分教室の開設につきましては、本年6月に北海道教育委員会から示された「平成24年度公立特別支援学校配置計画案」におきまして、平成25年度の検討材料として、道央地区で3学級、十勝地区で2学級相当の間口確保が明らかにされました。

その後、ご質問にもありましたように、これまで十勝地区では2回の地域説明会を経まして、去る9月6日に、「平成25年度に幕別高校の空き教室に中札内高等養護学校の分校または分教室2学級を開設する」ことが盛り込まれた配置計画が決定したところであります。

ご質問の1点目、「将来展望を含め、当該地教委としてどのように受けとめているかについて」であります。

特別支援学校の間口増については、中学校の卒業生数が年々減少傾向にあるにもかかわらず、特別支援学級の在籍生数は増加傾向にあり、今後も、高等養護学校への進学希望者もふえていくものと予想されますことから、これら進学希望者を受け入れる体制の確保を図るものであります。

本町におきましても、特別支援学級の在籍生は年々増加しており、身近な地域において教育を受ける機会の確保が図られることは、高等養護学校への進学を希望する本町の生徒・保護者の願いや期待にこたえるものであるととらえております。

特に、幕別高校に開設する高等養護学校については、自分で通学ができるなど障害の程度が比較的軽い知的障害を有する生徒を想定しており、これまで高等養護学校の入学を希望するものの、希望者が多いために、やむなく普通科高校に入学し、個に応じた指導が十分に受けられていない状況があるとも言われる中で開設できますことは、大変評価をしているところであります。

また、これらの生徒の指導計画が町内において、幼児期から小学校、中学校、高校に至るまで引き継がれることにより、一貫した指導ができる体制が整うとともに、高校の生徒たちが障害のある生徒たちと学校の中で、日常的に生活の場を共有することも大変意味があることと考えているところであります。

さらに、分校あるいは分教室が3学年まで整備された段階では、生徒数で48人、教職員では20名程度が増加することも見込まれておりますことから、地域経済への波及効果も大きく、幕別地区の活性化にもつながるものと考えております。

今回の取り組みは道内では初めての試みであり、一つの校舎に二つの学校ということで、体育館やグラウンド、さらには音楽室などの特別教室を共有することに伴う調整、学校行事の持ち方、生徒会や部活動のあり方など、これまでと異なったさまざまな対応が生じてまいります。ノーマライゼーションの理念のもと、二つの学校の生徒や教職員が交流を図り、お互いの立場を理解し、高校と高等養護学校との密接な連携が構築されることで、大きな効果があらわれるものと期待をいたしているところであります。

ご質問の2点目、「受け入れ体制の整備について、今後どのようにかわりを持ち教育環境の確保に取り組んでいこうと考えているかについて」であります。

平成25年4月の開校に向け、現在、道教委では、改修の実施設計、体制づくりや学校運営のほか、さまざまな課題の整理・検討が行われ、平成24年6月ころには高等養護学校の学科も明らかになる中で、平成25年度の特別支援学校の配置計画案が示され、9月には正式決定となる予定と伺っております。

また、学校施設の改修につきましては、基本的に長期休業中に工事を行うこととし、来年の夏ごろから着手をし、平成25年1月ころまでには工事を終える予定ともお聞きいたしております。

これまで、道立学校の整備につきましては、町教育委員会としてはかわりを持った前例はありませんが、今回の計画については、道教委側でも「市町村と連携を図りながら学校関係者ほか広く保護者や障害者関係団体の意見等を伺いながら検討を進める」といたしているところであります。

このことから、町教委といたしましても、校舎整備・改修については、エレベーターの設置、トイ

レの洋式化、車いす対応トイレの整備、スロープの設置など現校舎のバリアフリー化や網戸の設置などを幕別高校を通して要望をいたしているところでもあります。

また、学科につきましては、配置計画案の説明会での意見や地域の産業動向を踏まえ、今月中に、道教委の主催により、関係市町村、高校、PTA、町商工会、ハローワーク、障害者関係団体などが一堂に会し、選定に向けての作業が始まることとなっておりますので、本町といたしましても、町内の障害者関係団体等からの意見も反映させてまいりたいと考えております。

本年8月に行われた道教委と受け入れる側の幕別高校の教職員やPTA役員との話し合いの中では、特別支援学校が併置されることへの不安の声も上がっていましたが、教職員や保護者が安心して開校を迎えることができるよう、幕別高校や中札内高等養護学校とも緊密に連携を図り、必要な要望や支援などに努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「道教委の『公立高校配置計画』と『公立特別支援学校配置計画』とのかかわりで、今回の施策が幕別高校の存続に何らかの関連や影響あるいは展望があるのかについて」であります。

道教委の平成26年度までの公立高校配置計画では、幕別高校については、学級減などの再編整備は予定されておられません。

しかしながら、基本的な考え方として、2次募集の合格発表後に1学級相当以上の欠員が生じた場合は、配置計画を変更することとされておりますことから、危機感を持って間口確保に向けて取り組んでいかなければならないものと考えております。

今回の中札内高等養護学校の分校・分教室の開設が幕別高校の存続に与える影響については、前段申し上げましたとおり、相乗効果により幕別高校の教育力も幅が広がり、これまで以上に個に応じた指導が展開され、こうしたことが、生徒の学力や資質の向上につながり、さらには、幕別高校への進学希望者の増加につながることを期待いたしているところでもあります。

とはいえ、道教委の公立高校配置計画では、平成27年から平成30年度までの見通しでは、中学校卒業生数の減少により、十勝学区で6から7学級相当の調整が必要とされており、予断の許さない状況となっております。

これまで、公立高等学校と公立特別支援学校については、関連性を持たず、それぞれの配置計画が策定されてきたところではありますが、今後は、私立高校も含めて一体的・総合的に検討した上で、配置計画を策定することの必要性も論じられているところでもあります。

本町におきましても、高等養護学校の分校あるいは分教室が開設されますと、町内の高校は私立高校を含め3校となりますので、この3校が連携を図るとともに、それぞれが特色を発揮し、地域の高校教育を支える学校として共存できるよう、必要な支援を講じてまいりたいと考えているところでもあります。

以上で、斉藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

1点目のところにかかわって、9月8日の発表で中札内高等養護学校の分校もしくは分教室と、こういう発表があったわけですがけれども、それ以降、依然として分校もしくは分教室というふうに私自身は情報を得ていないわけですがけれども、これは決定したのか。もし、決定していないとしたら、いつごろまでに決定するのか。あわせて、教育長としてはいずれが適切と考えているか、お考えを聞かせてください。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） まだ正式に決まっておられませんので、報道機関におきましても分校あるいは分教室という表現がなされているところでもあります。

分校と分教室の大きな違いは、教頭が配置されるかどうかこの点もありますし、事務職が配置されるかどうかというようなこともありますし、実習講師が配置されるかどうか等々もあります。

中札内高等養護学校とは距離的にも相当差がありますので、管理職である教頭の配置が望ましいと

いうことで、幕別町教委といたしましては、分校で何とか設置していただきたいと、強く要望いたしているところであります。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○18番（齊藤喜志雄） 私もそう思っております、分教室ということになればこれは職員の配置が変わってきます。当然、本校から時間単位で来るなんていうことが始まりますし、やはり分校という形で管理職がいて初めての試みですから、いろんな教育課程のすり合わせ等々の決定権を持つ者が、この幕別高校の中にいなければ極めてまずいというふうに思っております。

そういう意味では、どういう趣旨で道教委が分校もしくは分教室と言っているかわかりませんが、察するところ予算とのかかわりかなど。そんなことであるとすれば、これは本州各県で既に先進的に取り組まれているところがありますが、その多くが失敗している。

失敗しているという意味はどういうことかと言いますと、いわゆる高等学校がなくなっていつている。子供たちがふえていつているところのそこだけが残っていつているという状況が、埼玉県なんかではあちこちで見られます。とりわけ、定時制高校がなくなっていつているというそういう状況もありますので、ぜひ分教室の案については、分校に何としてもいつていることでの、そういう財政措置を含めた強い要望を道教委に反映させていつていただきたいなど、こんなふうに思います。

かかわって、同じく1番のところでもう少しお尋ねをしたいと思うのですが、教育の目的や教育内容の違う学校が一つの屋根の下で共存できるのか、支障がないのかというところで、少しお伺いをしたいというふうに思います。

前段、教育長の答弁を聞いておりましたら、道教委のノーマライゼーションの理念に基づく教育の見解というのでしょうか、そこを意識してのそれなりの評価をした答弁であったかというふうに思います。しかし、私は現行の偏差値によって差別化された高校体制のもとで、生徒の差異と多様性を尊重した特別支援教育体制を構築することには、非常に大きなたくさんの隘路があります。あえて言わせていただければ、大きな矛盾もある。そんな中で、しかしやると決定してあれしたわけですから、失敗は許されません。

そういう意味では、ぜひ条件整備のところ頑張っているほしいなど、こんなふうに教育長の頑張りに期待もしているところではありますが、その現実的な課題でちょっとお伺いをしたいというふうに思います。私から言うまでもなく、幕別高校というのは当初規模からすれば、募集人員を減らしてきた学校であります。そうした中であって、先生方は生徒のレベルアップのため、高校教育水準の維持のためにさまざまな努力をされてきておりました。

例えば、少人数指導の展開。したがって、小分けの教室が余っている教室といえども講義室で使われていたり、あるいは生徒会の各種活動などに使う集会を数カ所設けたり、そういう取り組みを必死にして努力をしてきているわけです。

そういう意味では、私が聞く限り必ずしも教室に余裕があったわけではないというふうにお聞きをしているわけですが、加えて先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、グラウンドや体育館、特別教室などを共有することになるわけでもありますから、そういう意味では高校側の教育条件を低下させることにもなりかねないなという私は心配をしております。

そういう意味で、すみ分けをどう考えているのか。教室配置やすみ分けをどのように考えているのかということ。あわせて、本州各県の実践例からいけば、十勝での説明会のときも出ていたような気がありますが、生徒間同士のトラブルやいじめを心配するそういう声も聞かれました。

そこで、生徒の動線をどのように考えているのか。そのあたり、もし教育長がおわかりであり踏まえていらっしゃるならば、お聞かせをいただきたいし、どんな期待を持って声を反映させていつているか、お聞かせいただけないかなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） お答えの順番が前後するかもしれませんが、いわゆるすみ分けの関係であります。

現在、道教委でもって実施設計に入っておりますけれども、案の段階でありますけれども案の段階で図面を見させていただきますと、2階の部分に1年生から3年生まで教室等を配置しております。その隣に特別進学校の職員室、向かいには幕別高校の職員室、大ざっぱに言いますと、そういうような配置になっておりました。教員の皆さん方の連携がしやすいという格好にもなっています。

ただ、分離別学のような考え方でやることにつきましては、動線上もこれはもう物理的に無理があります。そこで、私どもが言っておりますノーマライゼーションの理念というものを達成するという観点に立てば、余り教室の数だとかあるいは動線に注目する必要はないのではないかなというふうに思っておりますし、現幕別高校2間口におきましても4階の部分があいているという状況であります。

もともと4間口でつくっている学校ですから、教室に十分な余裕がないというふうには私どもも思っておりませんし、図面の中でもまだ2間口や4間口ぐらいふやしてもいいのではないかなと思えるぐらいの余裕があるというふうに認識をいたしております。

なお、いじめ等の関係につきましては、これからの話でありますけれども、北海道内初めての試みでありますので、どういう問題が出てくるか今よくわかりませんが、いずれにしても教員の配置については、生徒指導に堪能な、あるいは経験豊かな方を配置していただきたい。あるいは、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーなども、これはちょっと無理かもしれませんが、そんなこともお願いをしているところであります。

以上、今これからの設計ということでありまして、ソフトの部分とハードの部分の部分を私ども両面から見ながら、要請するところは要請していきたいというふうに思っているところです。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○18番（齊藤喜志雄） そこで、今お話を聞きましたら、いわゆる心のバリアフリーというのでしょうか、そういうところが大事だという教育長の押さえもあるようでありますので、ぜひそういった形でそういう専門家の配置も含めて要請をして、このあたりをクリアして行ってほしいなど、こんなふうに思っているところであります。

次に、2点目の受け入れ体制の整備についてお尋ねいたします。

高等養護学校への進学背景には生徒や保護者の将来への自立と社会参加に向けた職業教育や就業に対する期待があると言われております。

ご案内のように、中札内高等養護学校には木工科、農業科、産業科、これは軽度の知障だとか障害の子供たちを対象にしたところでありまして、さらには重度の部分では生活窯業科だとかあるいは生活家庭科が設けられているというふうに承知をしているところですが、職業教育を適切に行うためにどのような学科の配置や再編が必要と考えているか、一つはお聞かせをいただきたい。あわせて、卒業後の職業生活や社会生活に必要な基礎的な技能だとか、あるいは態度を養うための職場体験学習や就労の場の確保についてどのような所見をお持ちか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

（発言する声あり）

○議長（古川 稔） ちょっと静かにしてください。

金子教育長。

○教育長（金子隆司） まず、学科という観点で物を見ますと、答弁でもお答えしておりますけれども、さらに詳しく申し上げますと、来る10月21日に道教委の主催によりまして、十勝障害者就業センター、帯広市の商工会議所、ハローワーク帯広、中札内高等養護学校、幕別町商工会、幕別高校などの関係者が集まり、学科の検討を開始するとなっております。

私どもも参加することになっておりますが、説明会における十勝地区の説明会ですが、そのときに出された学科に対する意見といたしましては、就労に結びつく学科であってほしい、十勝の産業に関連をした学科を設置してほしいという要望がありました。

私どもの福祉団体との連携協議の中では、町内には私立高校職業科福祉科があり、あるいは福祉施設等々があると。これらの連携を図るという観点からすれば、福祉科というのが望ましいのではないかと。あるいは、現在の雇用の観点からいって、清掃等をイメージした流通環境サービス科。これら

などの名前が上がっておりました。

いずれにいたしましても、その件については検討会に私どもの意見として、福祉団体の意見を反映させるべく申し上げていきたいというふうに思っております。

あと、職場体験、就労の関係でございます。

現在、幕別高校では皆さん新聞等でご存じのとおりでありますけれども、町内の企業、会社、事業所が42事業所が登録されておまして、いわゆるキャリア教育、職場体験学習というのが行われております。

特別支援学校につきましても、同じようなスタイルの中での就労体験というのは必要だろうというふうに思いますけれども、どちらかといえば特別支援学校のほうが、いわゆる就職、就業、その他進路指導にかかわる意味ではベテランぞろいといえますか、そういう学校でもありますので、幕別高校と特別支援学校との連携、先ほど申し上げましたような相乗効果も期待できるというふうに考えているところであります。

いずれにいたしましても、会社、事業所の協力なくしてはできませんので、私ども学校と連携・協議をしながら少しでも多くの、多種にわたる職種にわたっての企業の参加あるいは協力が得られるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○18番（齊藤喜志雄） 受け入れ体制の整備についてはもっともっとたくさんいっぱいあるわけですが、時間的な余裕もありません。人的な配置だとか施設設備の充実だとか職業教育のこの創意と推進だとか、あるいは今お話しをいただいた職業体験や就労、あるいは生徒指導の充実、加えて地域社会への協力と理解促進だとか、学校内で言えば、教育課程の弾力的な運用だとか、そんなところを含めてまだまだたくさんのものであろうかと思っておりますけれども、ぜひ豊かな学びの場を方向も、それから高等養護学校の部分も確保できるように、豊かな学びの場を確保できるようなそういう取り組みで支援体制を組んでいってあげることが非常に大事ではないかと。

金銭的な支援もさることながら、私はそういう意味では、スタート時が極めて大事だというふうに思っておりますので、広く呼びかけて、あえて言わせていただければ、保護者だとか教職員だとか学識経験者だとか、あるいは関係機関だとか地域の方々だとか、そういった方々を上手に組織されて、そういったところの定期的にそういう思いや、それから道教委が持っている情報等々を提供しながらその中で意見交流をしながら、教育環境の整備に取り組んでいってはいかがなものかなと、こんなふうに思っております。ぜひそのあたりもご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 教育環境の整備につきましては、学校あるいは地教委だけでできるものではありません。それを支える保護者等々が一体になって進めなければならないというふうにも考えておりますし、道内初の併置校ということでありまして、非常に町内関係者の期待や関心が高いものというふうに思っております。

したがいまして、教育環境整備等も含めて、併置校のあるべき姿はどうなのか等々の意見を聞く協議会的な検討会といいますか、そういうものも新年度において考えていきたいというふうにも考えております。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○18番（齊藤喜志雄） それで、3番目の質問にかかわって再質問をいたします。

先ほどの教育長の答弁の中にも指摘されているとおり、2015年以降に大幅な中卒者の減少が見込まれております。私の持っている資料でいいますと約200名、管内で約200名ということであります。

そうすると、道立高校を1校抱え、高等養護学校の分校なるか分教室なるかは別にして1校を抱え、そして他町村では見られない私立高校を1校抱えているというこの幕別町としたら、ぜひそういう生徒減少期を迎えて幕別高校の存続も、それから私立高校の経営も非常に厳しい状況を迎えるということが私は必至のような気がいたします。

そういう意味では、道教委が現行へ行っている公立高校配置計画案だとか、あるいは特別支援学校の配置計画案などにそれぞれに対応していくのではなくて、幕別町としてまちづくりも含めて地域の子供たちの後期中等教育をどうやって確保していくかという視点に立って、ぜひ総合的にとらえてこういう道教委の特別支援の配置の案や、あるいは高校の配置案にしっかりと対応していく、そういう幕別町としてのスタンスみたいなものをしっかり組織した中でしっかり論議されて、それを持って臨むということが必要なのではないかと。

いわゆる、従来のように点でやっていくのではなくて、点をしっかり結んで線にして、そしてやっていくというために、これまた名称は別にしても、なんか広く町民の声を聞く会みたいなものをお互いに働きかけあって組織をして、そして対処していかないと。

私は地域の皆さんの中にはこんな声も聞こえました。高等養護学校が来るのだからね。そうしたら、もうこれで幕別高校は安泰ですねと、こう言われる。しかし、決して現状の仕組みで高校配置を決定していくとき、先ほど教育長がおっしゃっていたとおり、幕高の存続もそれから江陵高校の経営も極めて厳しい状況を迎えるのではないかなという、そういう私は非常に心配をしております。幕別高校の規模200名減るとすれば、2校なくなるということですから管内で。そうすると、非常にうちの置かれている状況も厳しいものがあるなど。とりわけ、募集で2学級を大幅に切る状況が起こったら、途中入学とか退学とかという計数とは別にして、1学級規模になってしまうと、自動的に幕別高校がなくなると、そういう状況も想定されるわけですので、ぜひ総合的にとらえた中で対処していくという観点から、何か検討委員会みたいな委員会を立ち上げて、一体的にとらえたものでしっかりとぶつかっていく。

とりわけ、いつも私が言っているところですけども、東部方面に普通科高校が1校もなくなるといような状況だけは、これは子供たちのためにも絶対あれしてはならないというふうには思いますし、十勝は何だかんだいったって昔から5方面でそれぞれ均衡ある発展というところを考えてきたわけでありますから、そういう意味でいうと、そんなに幕別に例えば普通科高校を1校存続させていくということが無理な話ではないというふうに思いますので、ぜひそのあたりを含めて総合的にとらえた取り組みで、対道教委との話し合いの場の中でそういうものに対応していただけないかなとこういうふうに思っております。

考えがありましたら、お聞かせください。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今、ご案内がありました現状認識については、そのとおりかというふうに思いますが、十勝東部における幕別町普通科のあり方における責任などなどいろいろなことがあります。

一方では、私立高校の経営問題、総体パイが小さくなるわけですから、いずれも苦しくなるといようなことが想定されます。

いずれにいたしましても、現段階ではまず全道初の併置校がどのように運営されるのか。これに幕別高校の将来もかかってくるのだらうというふうに思います。

それらを見きわめながら、あるいは27年から30年までの間に200名、6学級から7学級の学級減が予想されているというような事態も十分に認識をした上で、幕別町としてどうあるべきかという姿については近い将来描いていかなければならないのではないかとというふうに、ご指摘のとおりだというふうに思います。

いずれにいたしましても、この段階ではそのことを論ずるのはいかがなものかというふうに思いますので、まずは併置校のスタートが切れるように、また、そうした協議会は、先ほども申し上げましたが、その検討会といいますか、そういう方々の意見も反映させながらあるべき姿を、どの時点かでは協議内容も少し変更しながらご意見を伺う機会があってもいいのではないかと。それも併置との絡みの中での道教委とのいろいろなやりとりがありますので、そうした中で検討会といいますか、そういったものの意見の反映なども少しずつしていくことがいいのではないかなというふうに今現在思っているところであります。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○18 番（齊藤喜志雄） 以上で終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、齊藤喜志雄議員の質問を終わります。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○16 番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問をいたします。

ごみ対策についてです。

日本のごみ焼却は、伝染病予防という公衆衛生行政の一環として明治時代に始まりました。戦後 60 年代の高度経済成長でふえ続けるごみの有力な処理方法として、焼却と埋め立てを基本にしたごみ処理行政が進められ、炉の規模も施設数もふえてきました。

焼却によるダイオキシン排出抑制対策、焼却した後に残る多量のごみ焼却灰の処理技術の実用化などが行われていますが、その技術に対する保証もないまま費用負担は自治体が負わされています。

全国で 1 年間に発生するごみは、家庭や商店、ビルなどが出す一般廃棄物が 4,625 万トン、工場などが出す産業廃棄物が約 4 億トンと高水準で推移しています。

1975 年に静岡県沼津市が焼却を前提に資源ごみの分別収集を始めましたが、今は資源活用として分別収集が全国に広がり法整備が進められてきました。

容器包装リサイクル法は「ごみの発生抑制」と「再生資源を十分に利用する」という目的で 2000 年に施行されました。しかし、容器包装リサイクル法での責任を負う事業者、これは特定事業者といいますが、には回収・処理の責任を義務づけしておらず、リサイクルしても肝心のごみは減らないという矛盾があります。

事業者の責任を明確にするとともに、町民と町が一体となって将来を見通したごみ対策が求められます。

幕別町の総ごみ処理量は、5%から 10%と増減しておりますが、可燃ごみが増加傾向にあります。まだ減量対策が必要です。今年度から供用開始した最終処理施設「うめーるセンター美加登」は 35 億 7,000 万円で建設されましたが、埋め立て期間は 15 年の予定です。多額の費用で建設された施設を長期に使用していくためにも、ごみの減量対策を進めていくことが必要と考えます。

したがって、次の点について伺います。

1、ごみ減量化に向けての対策は。

①可燃ごみ。

生ごみの堆肥化などの手だては。

②資源ごみ。

分別の細分化など。

そして③番目には、啓蒙活動の推進をとということで、家庭だけではなく公区、学校、事業所などでの対策です。

2、不法投棄対策です。

3、容器包装リサイクル法の改正を国に求めていくこと。

4、5 リットルの指定ごみ袋の実施計画はどこまで進んでいるのでしょうか。

5、指定ごみ袋の製作や仕分け作業は、町内の障害者施設などが参画できる手だてを講じていくことが必要と考えます。

6、幕別地域の指定ごみ料金の引き下げを求めてまいります。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「ごみ対策について」であります。

21 世紀におきましては、地球環境に対する負荷の低減や限りある資源・エネルギー問題に対して、

適切に対応していくことが喫緊の課題になっております。

本町におきましては、平成 19 年に「幕別町ごみ処理基本計画」を策定し、町民、事業者及び行政がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、お互いに協力し合いながらできる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては再利用・再生利用に努めることとしております。

この計画に基づき、循環型社会の構築に向けたまちづくりを一層推進していくために、各種の施策に取り組んでいるところであります。

ご質問の 1 点目、「ごみ減量化に向けての対策について」であります。

はじめに、「可燃ごみに関して生ごみの堆肥化などの手だてについて」であります。本町では、一般家庭において生ごみの堆肥化に積極的に取り組んでいただくことを目的に、平成元年度から生ごみ処理容器、いわゆるコンポストの購入設置に対して購入経費の 2 分の 1 相当額を助成するとともに、平成 13 年度から電動生ごみ処理機の購入設置に対しても同様の助成を行う事業に取り組んでおり、一般家庭での普及に一定の効果が見られると認識いたしているところであります。

次に、「資源ごみに関して分別の細分化などについて」であります。

現在、本町における資源ごみの収集に係る分別の区分につきましては、十勝環境複合事務組合の構成市町村において統一することとしており、幕別町分別収集計画におきましてプラスチック製容器包装類、紙製容器包装類、缶類、瓶類、ペットボトル、紙パック、ダンボール、新聞、雑誌類の 9 分類としているところであります。

この分類は、容器包装リサイクル法の規定に準拠しているものであり、町民の皆さんには現在の分別方法が定着しており、収集時におきましても特別な問題は生じてはおりません。

したがいまして、当面は現状のまま継続してまいりたいと考えております。

次に、「家庭・公区・学校・事業所などに対する啓蒙活動の推進について」であります。

家庭及び公区に対しましては、ごみの分別及び出し方について、町が発行しております「ごみ分別のススメ」という冊子に具体的に記載し、皆さんへの周知を図っているところであります。

また、毎年、ごみカレンダーを全世帯に配布してごみの収集日の周知徹底を図るとともに、大型ごみの取り扱いなど特に町民の皆さんにご留意いただきたい事項も記載して、ごみの適正処理及び減量に向けての啓蒙活動に努めているところであります。

事業所につきましては、事業者が、その事業活動に伴って生じた廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならないとされており、事業所ごとに適正処理及び減量に努めているものと思っておりますが、今後、町の広報紙などを通じて情報提供などの啓蒙活動を進めてまいりたいと考えております。

さらに、町教育委員会によりますと、学校では小学校 3、4 年生の社会科におきまして、ごみと水道に関することは欠かせない指導項目となっておりますことから、ごみの収集・処理などに関して図や写真も取り入れた社会科副読本「まくべつ」を活用するとともに、くりりんセンターの見学などを実施することにより、児童生徒への啓蒙活動に取り組んでいるとのことでもあります。

ご質問の 2 点目、「不法投棄対策について」であります。

ごみの排出等につきましては、一般家庭の皆さんや各事業所におきまして、ほとんどの方が適正に実行されているものと認識いたしておりますが、一部の心ない方が道路側溝、空き地、沢地などに不法投棄しているという事例が後を絶たないのが実情であります。

本町における不法投棄の防止に向けた対策につきましては、一つとしては町職員による監視パトロールの実施、二つ目として注意喚起を目的とした看板の設置、三つ目として町広報誌を通じての呼びかけ、四つ目として悪質な事例等の場合における警察への通報などにて対処しているところであります。

また、不法投棄されたごみの処理につきましては、全町一斉クリーン作戦を初めとした町民の皆さんのご協力によるボランティア活動や町職員による重点的な収集などにより対処しているところであります。

今後とも他市町村の先進的な取り組み事例を研究し、不法投棄がなくなることを目指して対策に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「容器包装リサイクル法の改正を求めていくことについて」であります。

容器包装リサイクル法は平成7年6月に公布されましたが、その施行に当たりましては、平成9年から瓶、缶、ペットボトルなどの一部の品目に限定しての施行で始まり、平成12年から紙製容器包装、プラスチック製容器包装などの品目が加わり完全施行となりました。

また、平成18年に法改正があり、排出抑制の促進、罰則強化等が推進されることなどの経過をたどりながら、一步一步着実に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進が図られてきております。

最近では、国レベルにおきまして、拡大生産者責任として、生産者が製品の生産段階だけでなく、製品が消費された後も一定の責任があるという考えのもと、生産者に製品の回収やリサイクルの費用を負担させるという内容の法改正案が議論されているところであります。

この改正案によりますと、生産者に環境負荷が少なく再利用できる製品の開発や普及促進を促し、ごみ減量や再資源化を進める効果があるとされておりますが、一方では生産者のコスト負担の増、製品への価格転嫁という課題も指摘されているところであります。

本町といたしましては、この改正案の趣旨は理解できるものの課題点もあるということで、拙速な判断は難しい面がありますことから、当面は国レベルでの論議を見守ってまいりたいと考えているところであります。

ご質問の4点目、「5リットルの指定ごみ袋導入に向けた検討状況について」であります。

単身者などで排出するごみの量が少ない方から、夏は生ごみが腐りやすいので衛生面やにおい対策のために5リットルの袋を導入してほしいという要望をお聞きすることもありまして、その必要性は十分理解いたしているところであります。

また、十勝管内における5リットルの指定ごみ袋を導入している事例を見ますと、帯広市の実績は平成20年度以降3年間の平均で12%程度の利用割合であるとお聞きしているところであります。

本町と帯広市では、ごみ袋の容量別の利用率に余り差がないことを参酌いたしますと、仮に5リットルの指定ごみ袋を導入するとした場合、本町におきましても1割程度の利用率で活用されるものと思われまことに、新年度の導入に向け準備をしているところであります。

ご質問の5点目、「指定ごみ袋の製作等に、町内の障害者施設などが参画できる手だてについて」であります。

現在、十勝管内の授産施設の中で指定ごみ袋の製作を受注できる場所は、社会福祉法人の更葉園のみであり、当法人は本町を含め複数の自治体から指定ごみ袋の製作を受注しているところでもあります。

指定ごみ袋の製作に当たりましては、製作用機械や製品の運送車両などを導入しなければならないこと、作業及び製品の保管をする場所が必要なこと、作業の指導者、技術者、作業員など職種に応じた一定程度の人員が必要なこと、そして採算ベースに乗れるだけの受注があることなどの課題を整理しなければなりません。

したがいまして、町といたしましては、これらの課題を踏まえた上で、当面は町内の授産施設とともに調査・研究をしてみたいと考えております。

ご質問の6点目、「幕別地域の指定ごみ袋料金の引き下げについて」であります。

幕別地域における家庭ごみの処理に係る経費につきましては、ごみ収集委託料、十勝環境複合事務組合負担金及びごみ袋作成経費などの合計額となりますが、その金額は、平成22年度が約2億7,936万円、平成21年度が約2億7,899万円、平成20年度が約2億7,600万円ということで、ほぼ横ばいの状況にて推移いたしております。

また、指定ごみ袋の料金につきましては、幕別地域では平成16年度以降1リットル当たり3円という単価設定になっておりますが、近隣の自治体と比較いたしますと帯広市、音更町、芽室町ともに30リットルの袋が90円という点では一致しており、基本的には同じような単価設定となっております。

以上のことから、幕別地域の指定ごみ袋の料金につきましては、当面、現行のままで継続してまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中でありますが、この際、13時まで休憩いたします。

12:05 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野原恵子議員。

○16番（野原恵子） それでは、再質問させていただきます。

まず第一に、ごみの減量化に向けての対策ですけれども、今燃えるごみの対策といたしましてはコンポストの普及ですとか電動生ごみ処理機、こういうものを助成いたしまして一般家庭での普及を行いまして一定の効果が見られる、このように答弁いただいておりますが、幕別町の生ごみの推移を見ておりますと横ばいからまた若干生ごみの量がふえてきている状況です。

そういう燃えるごみがふえてきている状況でありまして、まだまだ減量の対策をしていくことが必要ではないかと考えております。それで、生ごみを燃やすというふうになりますと、焼却炉の温度も下がるということで、生ごみはなるだけ燃やさない、そして堆肥化ですとかそういう方向で減量に向けていくことがこれから必要になるのではないかと考えております。それで生ごみを資源化してリサイクルしていく、こういう対策が今後必要だと考えております。

それに、他町村また日本全国的にも生ごみをリサイクルしている町もありますので、そういうところも研究していくことが必要だと考えております。

それで、本別、足寄、3町の事務組合では、銀河クリーンセンターで生ごみを回収して堆肥化してそして町民に還元しているという、こういうことが既に行われております。ここはすべてのものを焼却はしていないということで、生ごみを資源に堆肥化しているということなのです。ですから、こういう研究も大事だと私は思います。

それで、家庭ごとにいろいろな対策を講じていくということでは、しっかりと啓蒙活動、いろんなこういう方法がありますよということの啓蒙活動が必要だと考えております。そういう中では、芽室町では生活環境推進会というところで環境セミナーということで、ごみの講演会とかしております。

ですから、そういう一歩前に進めるごみ対策が必要だと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるように、ごみの減量化は町にとっても大きな課題であろうというふうに思っております。

特に、お話ありました生ごみについては、なかなか燃やすとしても大変なものだということですし、なかなか夏場なんかも一定程度保管するとにおいが出てくるというようなこともあって、一番いいのは乾かして乾燥して体積を減らして処理するのが一番いいというようなことも言われますけれども、今はとにかくコンポスト、生ごみ処理機、そういったものを通じながら、家庭にお願いしながらそれぞれ処理をしていただいているのが実情であります。

お話ありましたように、その他町村の事例がいろいろあるようでありますので、その点はこれからも十分研究をさせていただいたり、先進地を見せていただいたりしながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） この生ごみ処理というのは、まず分別は家庭から始まりますから、家庭でのやはり分別が一番大事だと思うのです。そういう点では、本当に人の力をかりてきちっと分別していく、そのスタートから始めないとなかなか大変です。

それで、今町長がおっしゃったように、乾燥させて軽減化していく、そして堆肥化していく、それは今コンポストですとか電動ごみ処理機では、既にされている過程も多いと思いますけれども、まだまだこれからだというふうに思います。

ですから、そういう点は公区ですとか、それからいろいろな場面で啓蒙活動が非常に大事だと思ひまして、そこでは人の力をかりるといふことと、それから行政が本当に生ごみを資源化していくといふ姿勢が大事だと思うのです。そこはまちづくり、そういうテーマも含めまして町民に協力してもらふということが大事なのであって、その研究を一步前に進めていただきたいというふうに思っております。

それで、銀河のクリーンセンターで実際に堆肥化されているということですので、ぜひそのところの研究も参考にして堆肥化を進めていくことが必要ではないかと思ひます。

そして、今ごみの処理の総経費ですけれども、決算を見ますと、幕別、忠類合わせて約3億2,000万から3,000万円なのです。ですから、そういう財政の軽減という面からも、生ごみを堆肥化することによりまして、経費の軽減化にもつながると思ひますので、ぜひその検討を進めていただきたいと思ひます。

次に、資源ごみなのですが、今、容器包装リサイクル法の分別とそれから新聞、雑誌9種類というお答えいただいております。それで、今その処理量は千二、三百トン前後資源ごみにされているのですけれども、この中で「うめーるセンター美加登」ここを施設見学に行ってきましたが、ここでは15年間の使用予定で35億7,000万円ということなのですが、ことしからスタートしてるのですけれども、それはまだまだ町民には知らされておられませんし、こういう施設が建設されたということでは費用が多額ですよ。ですから、町民にそういうところもしっかりと知らせ、ごみを分別し、少なくしていくということが一つ大事なポイントでもあると思ひます。

また、ここは十勝環境事務組合、9市町村が参加しています。そこも協力しまして、ごみの減量化を進めていくことが必要だと考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 美加登のうめーるについてはおっしゃるとおり、十勝環境複合事務組合が設立したものであります。15年と言っていますけれども、実際はもっと使えるのではないかと。さらに、今おっしゃられたように、ごみの量を節減することによって、長く使うということがやはり当面の目標として進めていかなければならない。

分別については先ほども言いましたように、大体十勝環境複合事務組合に加入している町村については、同じ品目ごとに分別をしておりますから、それは問題はないと思うのですけれども、やはりいかにその量を減らす、そして資源化をしていくかということだというふうに思ひますので、これはおっしゃるとおり町民の皆さんの協力がなければなかなかできないことだというふうに思ひますので、引き続き啓蒙活動に力を注いでいかなければならないのだろうというふうに思ひます。

もう一つは、十勝環境複合事務組合からも実は言われました。なかなかうめーるの視察に来てくれる人が少ないと。幕別町は全然来てくれないですねというようなこともちょっと言われたものですから、議員さんもそうですし、いろんな団体ですとか、一度企画でやっている町内見学のときにちょっと足伸ばしてそちらも見てもらってはどうかというような話もしましたけれども、多くの人に見てもらって、そしていかにごみを少なくしていくかというようなことへの理解に、あるいはつながっていけばありがたいなというふうに思ひますので、それらについても十分これから対応していきたいというふうに思ひます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 本当に立派な施設なのですけれども、そこを長く使っていくというところが大事だと思ひます。

ここでは生ごみ最終処分施設なのですけれども、ここでもプラスチックですとか、そういうものも処理されておりますよね。ですから、これも後でちょっと質問しようと思ひますけれども、生ごみだ

けではなくてすべてのごみが最終処分でするので、そこでは本当にすべてのごみをきちっと少なくしていくための手だてをとっていくということでは、これからの環境問題でも大事なところですので、ぜひそのところも町民に多く知らせまして、施設見学をきちっと町の取り組みとして取り組んでいくということも大事だというふうに思います。

それで、そういう点でも町のお知らせやなんかなにも積極的に知らせていくことも大事だと思いますが、そういう点では知らせる手だてということでは、今までどのように行っているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 美加登のうめーるができたというようなことの周知というのは、特に広報なんかではやってないのではないかと思います。新聞報道なんかで見た方がたまに連絡いただけるような状況なものですから、先ほど申しあげましたように、やはり町民の方に知ってもらうための努力は、これからも何らかの方法を加えてやっていかなければならないだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） ぜひ町民に広く知らせていくという手だてを今後とっていただきたいと思います。

次に、資源ごみの分別なのですが、今は容器リサイクル法に基づいて事務組合で行っているということなのですが、そこの一つの分別として生ごみも分別の一つに加えて、分別収集する手だてというものも今後考えていかなければならない部分ではないかと思うのです。生ごみも資源だという、そういう姿勢が大事だと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように、生ごみについては各家庭でコンポストなり生ごみ処理機で堆肥化していただいて、自分の庭にまいたりなんかして使っている。

ただ、現実にはそういうコンポストだとかそういうのを置けない家庭もたくさんいらっしゃいますから、そうすると結局まだ水が入ったようなままぼんぼんと出される。それがなかなか大変だというようなことなものですから、そういった啓蒙も大事ですし、今おっしゃられるように何らかの先ほど言われた分別の中に生ごみだけを収集して堆肥化するような、先ほどのお話もありましたけれども、そういったことをやっぱり研究していく必要があるのかなというふうに思いますけれども、ちょっとお時間もいただく中で研究させていただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） ぜひ資源ごみとしてリサイクルしていけるような研究、これから本当に求められていると思いますので、ぜひ研究を進めていっていただきたいと思います。

それから、容器包装リサイクルなのですが、この点では本当にお答えもいただいておりますけれども、これはリサイクル法が2000年に施行されて分類はされて、それで消費者は分別して出して市町村は収集、選別、保管、事業者が再商品化する。こういう役割分担は決められているところなのですけれども、ここのところでやはり一番問題があると思いますのは、収集はすべて自治体で行っているというところに、ごみの経費がかかる大きな問題点ではないかというふうに思っているのです。

ですから、ここの容器包装リサイクル法の問題としては、特定事業者が容器をつくってそれで回収するところまで費用もきちっと手だてを講じる。そして、買う消費者も回収まで価格に転嫁して責任を持つ。こういうところが抜けているところが一番問題だと思ひまして、そのプラスチックのペットボトルとか、そういうものが非常に今多く出回っているのは、そこに問題があると思うのですけれども、その手だてをしっかりとっていくというのは、自治体だけでは無理だと思うのです。

ですから、国のこの包装リサイクル法を改正いたしまして、しっかりそのところを特定事業者、そしてそれを買う消費者にも回収まで責任を持つというところをきちっと求めていかないと、自治体のその回収の費用が膨らんでいく一方ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるように、容器包装リサイクル法の改正について市民運動というのですか、市民活動というのですか、そういったものを通じて、私の情報によりますと、本年8月31日に請

願が国会に出されて、それが採択されたということを知りました。

その請願の中味に、今おっしゃられるように、経費の負担のあり方というようなことも含め、いわゆる製造から最後の消費が終わるまで、いわゆる事業者の負担というようなこともこれからは見直していかなければならないだろうと。いわゆる経費負担のあり方が自治体あるいは消費者だけではなく、製造者にも当然負担していただくようなそういったことの請願が出されておりまして、それが国会で全会一致で採択されて、今政府に上がっていると。

それが先ほど言いましたように8月31日からですから、これから今論議が進められていくのだろうというふうに思っておりますので、先ほど答弁でも申し上げましたように、それらの動向を見ながら、また私どもも町として対応していきたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） やはりそのところでなかなかそれが進んでいかない大きな原因が特定事業者、そのところが費用を容器に上乗せすることによって価格が上がりますよね。そこでやはり抵抗している部分であると思うのです。昔はリターナブル瓶といって繰り返し利用できる瓶がありましたよね。そういう再生可能な瓶にしていけばこのように容器は氾濫しないと思うのです。それがリサイクル法ができて、そのリサイクル費用を事業者が負担しないというところから、このようにペットボトルが大量に生産されるという、流れとしてはそういうふうになっていると思うのです。

それで、このペットボトルの製造単価は大体2円前後であって、回収費用が20円から50円というのです。その部分を自治体が財政的に持っているのです。ですから、そこを切りかえていかないと、ごみの経費というのは自治体の負担がふえるのですよ。というか、そういうところを今8月に法の改正で出されたということなのですけれども、それをしっかりと確実なものにするためにも、やはり地方から声を上げていかなければならないと思うのです。

ですから、経過を見守るのではなくて、後押しするためにもしっかりと声を上げていくことが必要だと思っておりますが、再度お答えをいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今言われた請願の要旨の中には、おっしゃるように、経費の負担もさることながら、そういう事業者が経費を負担することによって自分たちみずからも製品の開発の中にそういったリサイクルできるようなものに変えていくだとか、ただ捨てるものだけではなくてよりよいものに変えていくための研究だとか、試験的なこともこれからの中で進めていく、それが経費負担の一面の企業側にとっての効果でもないかというふうなことを言われております。

もちろん、地方から声を上げるということも大事なのでしょうけれども、とりあえず今は国会でそれが請願、市町から上がっていった声が請願として今採択されていますので、それらの動向を見ながらまた地方でやるべきことがあれば当然やっていかなければならない、そういうふうには思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） そのところが本当に自治体の財政負担を軽減するためにも大事だと思いますし、環境からも大事だというふうに思います。

そして、消費者もやはりペットボトルを使いやすいから使うということではなくて、再生できるようなそういう容器に切りかえていく、考え方を切りかえていく上でも大事な視点だと思いますので、その点をこれからも今後も見守りながら改善に向けて早期に進めていくようにしていくことが必要だというふうに思っております。

それと、資源ごみの啓蒙活動の推進なのですが、家庭では、今、町長おっしゃいましたように、コンポスト、生ごみ処理機、そういうことで進めていくという現状ではそういうことなのですが、まだまだ細かい手だてなどもあると思いますので、集合住宅などではプランターの利用ですとか、そういうことも細かな対策、住民の方がなかなか思いつかないようなそういう提案も、町側からしていくということも必要だと思いますので、その研究も必要ではないかというふうに思います。

また、公区での啓蒙活動の推進ということなのですが、今、公区でも資源回収やなんか努力されて

いるところもふえてきておりますが、今後の課題といたしまして単身者の高齢者ですとか、それからご夫婦の高齢者などもこれからふえてきますよね、高齢化社会になりまして。そうすると、なかなか分別ができないですとか、それからごみの出すところまで持っていくことができなくなるですとか、そういうことも現実的に起こっていますので、そういう対策もやはり公区含めてこれから検討していく課題だと思うのですが、そういう手だてどのようにお考えになっていきますでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 現実的にはまだ公区長さんなんかからそういったところまでの話は来ていませんけれども、おっしゃられるように、これからはそういうことの可能性というのは当然出てくるのだろうというふうに思いますけれども、これもまた今おっしゃられたように、行政だけがやれるのかとなると、やはり地域の皆さん方の協力もなければできない問題だろうというふうに思いますので、どうなのでしょうかね、他町村なんかでそういう事例があるのかどうかわかりませんが、将来的なことを考えればそういう可能性に対して行政としてどういふことができるのか、あるいは、住民の皆さんにどんな協力を仰ぐことによって解決できるのか。そういったことは、まさに今これからの課題だろうし、やっぱり研究調査ということは必要になってくるのかなというふうには思いますので、これもちょっとお時間をいただく中で調査、研究していかなければならないかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） そういう高齢者の問題、公区長からそういう問題が提起されていないというお答えでしたけれども、実際に住民の方からそういう悩みなども相談されていまして、年老いた両親のところに行ったときには、分別ができなくて全部燃えないごみにまとめて入れるしか対処がないのだとか、そういう声も既に聞こえてきております。

ですから、これから即高齢者化社会ですから、そういう検討も必要だと思いますし、他町村、十勝ではなくて都市部では単身者のところにはきちっと分別をして出して、それで家庭の前にごみを置いておけば回収してもらえる、こういう手だてももう既に始まっております。

ですから、町としても、そういう対策がこれから求められますので、調査、研究早めに行っていくことが大事だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） なかなか大都会みたく1個1個集めて歩くというのも難しいのかもしれませんが、今言ったように、間違いなくそういう家庭がふえてくるということだけは、これは現実にあるのかなというふうに思いますけれども、果たしてそんな町が行って、例えば今おっしゃったように、お子さんが親のところに行って分別して出してくれるなんていうことになれば、これが一番ありがたいのかもしれませんが、町としてそういったお年寄りひとり暮らし、お二人で暮らしているところへ現実的に分別をやられるのかということになってくると、なかなか難しい問題もあるのかなと。

それらも含めながらやっぱり調査していかなければならない、研究しなければならぬのかなというふうには思いますけれども、なかなか管内あるいは道外あたりでは、まだ余り話は聞いたことはないのですが、ふえてくる可能性は私どももあるとは思いますが、先ほども申し上げましたように、調査をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 確実に高齢化に進んでいくわけですから、そういう町の職員がその家庭に行って分別するというのではなくて、やはりそういう公区の町、何ていうのですか協力協働のまちづくりという意味で、そういう組織づくりをこれから準備していくことが大事ではないかと思っておりますので、そういう点で研究を進めていってほしいということです。はい、そういうことです。

それで、あと学校でのごみ対策もごみとか水道とかって行われているということなのですが、そういう施設見学ですとか、学校での教育の中で教室の中で行われているということのお答えですけども、実際に現場というか学校給食の残食を使いまして堆肥化づくりですとか、そういうことも実際に

行っていくことが生きた教育になるのではないかと思います。

一つの例なのですけれども、ミミズを飼いまして、そこに生ごみを入れまして、それで堆肥化づくりをして、花壇ですとか学校の菜園に利用しているとか、そういう実践している例もありまして、そういう手だては教育の中で行っているのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 給食センターにおける給食の残渣の扱いだというふうに認識いたしております。

ご承知のとおり、2カ所町内に給食センターがございまして、幕別の給食センターにおきましては、昨年の10月からだったでしょうか、その残渣物を残渣物そのままとして養豚業者の方に1キログラム2円だったでしょうか、対価をもらう中で処分といいましょうか、買っていってもらっているところがございます。

それと、忠類のほうにおきましては、たしか平成17年当時からと思うのですけれども、ある事業者の方がそういう堆肥化に向けての試験研究をするということで、ちょうど忠類の給食センターの残渣物の量が非常に規模としてはやりやすいということがございまして、すべてそれを引き取っていただきまして、すぐそばで堆肥化の実験をやって、そういうデータを集めているところがございます。

ですから、町といたしましてはそれら2カ所の残渣物については、直接的にそれに処理にかかる費用というのかかっておりません、ということであります。

なお、忠類の残渣物につきましては、その業者の方の試験データを見ますと、畑ですとか花壇にまくにはちょっと栄養価といいましょうか栄養分が足りないということで、それをメーンとして使うということは余り適当ではないけれども、補助として使う分にはいいかなというようなことでというデータはいただいております。

ですから、町として、そういう意味での有効に業者の方にすべて売り払ったり、あるいは研究の一端として使っていただいているというのが実情でございます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 実情はわかりましたけれども、教育の一環として実践をしていったらどうでしょうかという質問なのですが、その点はいかがですか。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 残渣物につきましては、そういう意味では給食センターといいましょうか、町としてもそういう処理のやり方で対応しているところがございます。ですから、それらをそういう方式をやめて学校でということにもなかなかならないのかなというふうに思っています。

ですから、先ほど社会科の副読本にもそういうごみの処理についての啓蒙はしているということをお答弁させていただいた中ではありますけれども、今後もそういう給食センターとしてではなくて、地域としてあるいは家庭として、そういう残渣物の堆肥化等々についての啓蒙ということをお主眼に置いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 啓蒙活動の推進ということですので、学校の中で全部の残渣物を活用してということではなくて、3年生、4年生で実施しているその部分で、自分たちの残った残渣物を活用しての堆肥化づくりという、そういう実践も可能ではないかということをお聞きしたのです。

だから、全学年出て全部をとかというのではなくて、そういうことを学校の現場の中で行うことはできるのではないかと。理科の勉強にもなるのかなと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 残渣物を活用してのいわゆる教材として活用する、先ほどお話がありましたけれども、いわゆる堆肥化する、ミミズを飼うなどなど理論的には考えられるのですが、残渣物そのものに塩分が入っていますね。もともと塩分が入っているというのは、油だとかいろいろ入ります。その残渣物を一度水で洗い流して、残渣物だけ残してそれを土に戻す、そこにミミズを飼う、こういう

ことはできるかもしれませんが、学校現場においてそのことまでできるかどうかについては多少疑問があるという感じがします。

ですから、今はそのお話のミミズの前段のお話がありましたけれども、そのようなところがあるのかなという感じがしておりますが、なお研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） それでは事業所での啓蒙活動ということで、事業所ではいろいろここでお答えいただいたのですが、手だてをとっているということなのですからけれども、事業所での生ごみですとか、そういう対策も行うことも大事なと思うのです。

それは働いている人たちへの啓蒙ももちろんなのですけれども、そういうことで堆肥化を推進していく、分別を推進していくということも大事だと思ひまして、まず庁舎の中での生ごみ対策もこれから手だてを講じていくことによりまして、職員への啓蒙にもなるのかなと思うのですけれども、食堂とかはありませんから、生ごみというのはどのくらい出るかということもちょっと調べてはいないのですけれども、まず庁舎から率先して生ごみを資源化していくという手だても必要かなと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 役場庁舎の中における生ごみの処理ということでしょうか。

○16番（野原恵子） はい。

○総務部長（増子一馬） 基本的に役場の庁舎ではせいぜいお茶の葉っぱぐらいかなと思うのですが、お昼ご飯職員が食べたそういうものも若干残るものもあるのかもしれない。

ただ、そういったものについて今調べたものもございませんし、庁舎の中でそういった生ごみをどう処理していくかというようなことについての研究というのでしょうか、そういうことについては特に必要性は感じてはおりませんので、それ以外の例えば公共施設で、そういう生ごみの処理について何かモデル的に堆肥化するようなことも考え得ることができるのかどうか、そんなことはちょっと研究してみたいと思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 公共の施設で検討していただくということで、これも庁舎ではそういう残渣物は少ないということであれば、公共の施設でできる場所があれば、そういう対策も必要ではないか。例えば、保育所ですとか、そういうようなところでの対策も必要ではないかというふうに考えますので、ぜひ検討をしていただいたと思います。

あと、不法投棄対策なのですけれども、今ここにいろいろ職員が調査に行ったりですとかいろいろ喚起をしているということでしたけれども、ここで一つ問題なのは、家電製品ですとか車のタイヤですとか、そういうものの不法投棄ということも、本当に家電のリサイクル法ができてからふえたのかなというふうに思うのですけれども、これもやはり処理費用が消費者に負担しているということがありますよね、家電リサイクル法。ここはやはり製造段階から事業所で生産のところできちんとリサイクルに関する費用も上乗せしていれば、不法投棄もなくなると思うのです。

ですから、そのところの改善も求めていくことが、今後必要ではないかというふうに私は思っております。そういう処理費用を価格に上乗せすれば、なるだけリサイクルしやすいような製品をつかっていくとか、そういうふうに改善されると思うのですよ。ですから、そういうこともやはり地方からしっかりと声を上げていくことによりまして、不法投棄も少なくなるのではないかと思います。

ですから、そういう点も実際に自治体が一番住民に接するところでもありますので、そういう手だてを講じていくも必要だと思いますが、これもやはり町だけでは対処できない問題でもありますので、国に向かってしっかりと声を上げていくということをしていくことが大事というふうに私は思うのですがその点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 全道町村会の中で家電リサイクル法の見直しを要望すると。そして、文章でいき

ますと、不法投棄を防止するとともに、リサイクル費用を公平に確保するために、リサイクル費用を製品廃棄時ではなく、製品販売時に徴収する仕組みに改めること。こういった要望は実は町村会としてもやってはいるのですけれども、まだ現実のものにはなっていないかと思います。

これは恐らく1回限りの要請ではなくて、これからも続けていくと思いますので、その一因としてまた要請事項に当たっていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 次に、5リットルの指定ごみ袋の実施計画なのですが、これはやはり本当に町民、特に高齢者から要望されている点でもあるのです。

ですから、新年度から取り組む予定であるということ、導入に向けて準備をしているというところでしたので、実際に実施できるというふうに進めていただければと思います。その点は準備ということだったので、実際にそのとおりになるのかどうか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） そのとおりで、今、準備を進めているところでありますので、準備が整えば実施できるものと思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） その準備というのはどのぐらいまで進んでいるということなのかなと思うのです。計画段階なのか、実際に政策とかそういうところまで進んでいるのかどうかということなのです。その準備がどこまでかという。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、準備というのはそういう5リッターの袋をつくるのにどのような手順を組んでいくかと。

例えば、4月の新年度の予算に袋をつくると言ったら4月からはもう間に合わないのです、それでは年度内に袋をつくって4月から実施するとなれば、その準備作業が今からやっていかなければならぬのだろうとか、あるいは、当然のことながら条例改正のこともありますから、それらも含めて今準備の段階だということでもありますので、目標は4月1日に向けてということでもあります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） わかりました。4月1日に向けてということですね。はい、わかりました。

次に、指定ごみ袋の製作、それから仕分け作業。これ町内の障害者施設で参画できるようにということなのですが、今お答えの中では社会福祉法人の更葉園のみでということだったのですけれども、ここの障害者施設で袋を印刷してつくってということまでは無理だというのは承知しております。

ですから、その袋をつくって、仕分けする段階、ここの障害者施設でできる範囲での参画ということなのですが、その仕分け作業、その仕事ですか、そういうところはできないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今、幕別の授産施設が更葉園さんのほうとお話をしております。その段階では、まだ更葉園さんのほうからの返事というのではないわけですが、袋の裁断までを更葉園が行って、そしてそれを10枚単位のまとめたものを袋に詰めるわけですね。そういった作業のところを幕別のその授産施設ができるのかと。その場合に、どれぐらいの委託料をいただけるものなのかと。その辺の細かいところを今お互いに検討しているというところですので、もうしばらくお時間をいただければなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） わかりました。

実現に向けてぜひ推進していただくように求めていきたいと思います。

次に、幕別地域の指定のごみ袋料金の引き下げということなのですが、今、町長のお答えでは十勝全域で同額であるというふうに、帯広、音更、芽室と比較いたしまして同額だというお答えでした

けれども、他町村ですとか、特に本州のほうから転居された方なのですが、この十勝のごみの袋は高いのではないかという、そういう声が寄せられてきております。

ですから、そういう点も検討していくことが必要ではないかと思ひますし、処理経費が横ばいになっているということですのでけれども、減量化の努力によって削減していく中でごみ袋を引き下げていくという手だても必要ではないかというふうに思ひます。

それで、今よく町長は、十勝でどこか一点突破すればというような、どこかが住民サービスを向上させれば、幕別町もとよくお答えになることがあるのですが、十勝が一点突破ということで、ごみ袋を引き下げていくというふうにすれば、やはり不法投棄が少なくなるとか、そういうことにもつながっていくと思ひます。

そして、今このごみ袋も住民負担ということでは、ごみ処理の約20%から25%住民負担になっておりますので、そういう軽減策も必要ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 料金は下げれば下げるほどいいのかもしれませんが、逆に心配されるのは、料金を下げたら下げた分だけごみの量が多くなるという可能性もあるのでないかという声も実はあるわけでありませう。

もちろん、そんなことはないのかもしれませんが、私は今の段階、くりりんセンターは9市町村が加盟しているわけですのでけれども、大体同じような経費がかかっているわけでありませうから、順当なところではないかと私は思っているわけですのでけれども、ただ、ごみのお金というのは減ることはまずないのだからと。これからはますますふえていく。

恐らく、くりりんセンターだって1回あれ建物を建てたら永久に使えるわけではないわけですし、備品自体もまたどこかの時点では更新していかなければならぬ。

今言ったように、美加登のうめ一も15年とか20年使えばまた新たな施設が求められるということになってきますと、なかなかごみに要する自治体の負担というのは多くなっていく。その一部を町民の皆さんにごみの有料化ということでお願いしているわけでありませうから、何とか今の状況でご理解をいただければありがたいなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） いや、それで、今、町長、引き下げたらごみの量がふえるのではないかという意見も一方ではあるとおっしゃいました。そのために減量対策が必要ではないかと、前段質問したのですよ。

ですから、そういうこともしながら住民負担を軽くしていくというふうにすれば、住民の合意も得られて、ごみの減量対策、それから不法投棄、そういうことも全体を見て改善していくという、そういうごみ行政というのは、これから非常に多く求められるのと思ひますよ。

プラスチックでも自治体が回収するから、このように自治体負担になっているから、ごみの収集量もふえてくるという悪循環なのです。だから、製造元でしっかりと対策をとれば、リターナブル瓶だとか、そういう対策もとられますし、ごみの量が減ってくるのです。

だから、相対的にごみ行政を考え、そしてごみ袋も引き下げる、そういうふうな対策を求めていけば、住民の合意も得られるのと思ひますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ごみの料金引き下げたことによって、不法投棄が本当に少なくなるかとなると、ちょっと私もなかなかそうすとは言いづらい部分もあるので、これは不法投棄はなかなか金だけではなくて、投げる人はどうしてもこれもう不法投棄をするというのが現実にあるのだからと思ひますし、もちろんごみの全体の中で受益者の負担を少なくしていく、あるいは町の負担を少なくしていく、そのことは当然のことだと思ひますし、そのための努力はこれからはしていかなければならぬと思ひますけれども、今すぐごみの料金を下げるところまでは、私はまだいかなないのかなと。

先ほどおっしゃったように、リサイクル法の改正だとかなかにかで、ある程度の企業なり製作者の負

担なんかが入ってくることによって、町の負担、あるいは自分に負担がかかっていく。そういうことにつながっていけばありがたいことだというふうには思いますし、そういったことの取り組みは、我々も行政の立場としても進めていかなければならないことだというふうに思っておりますけれども、今すぐ受益者の皆さんの料金を下げるということは、なかなかちょっと今の段階では難しいのかなというふうには思っております。

○16 番（野原恵子） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、13 時 55 分まで休憩いたします。

13：44 休憩

13：55 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○17 番（増田武夫） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

法律に基づく町の方針を策定し、町内の木材の利用を促進することについてであります。

我が国の森林と林業、木材産業は大変厳しい状況におかれております。関税の撤廃以来、木材の自給率が急減いたしまして、現在 20%前後にまで落ち込み、国土の保全、林業の持続的かつ健全な発展のための取り組みが急務となっております。

本町の森林面積は、町有林約 2,232 ヘクタール、民有林 8,732 ヘクタール、道有林が 3,890 ヘクタールで合計 1 万 4,853 ヘクタールと、町全体の約 31%となっております。

カラマツを中心とする人工林は、伐期を迎えているものが多い現状にあります。町有林の大切に育ててきたカラマツ、トドマツなどの財産を有効に活用することが求められております。

政府は昨年、「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律」を制定し、施行しました。この法律によって、国は木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、みずから率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとされています。同時に、地方公共団体は、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する方針を策定し、地方公共団体の整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとしているところであります。

また、市町村の木材の利用の促進に関する方針の策定は、国などからの補助金・交付金を受ける条件ともなっていると伺っているところであります。

本町においても、次の事項の実現のため努力すべきではないかと考えます。

一つは、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策方針を策定し、公共建築物における木材の利用に努めること。

二つ目、庁舎建設に当たっては、町有林などのカラマツを中心に活用することを選択肢に入れること。

三つ目、法律は、「公共施設に係る工作物における木材の利用及び木質バイオマスの利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努める」ことを求めています。庁舎を始めとする公共施設のエネルギー源として、木質バイオマスの利用に努め、町内の経済循環をも図るべきと思うが、いかがでしょうか。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

「町の方針策定と町内の木材の利用促進について」であります。

森林は国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの多面的機能の発揮を通じて、国民が安全

で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつくなど、我が国が有する貴重な再生可能資源であると考えております。

しかしながら、ご質問の要旨にもありますとおり、木材の自給率は数度にわたる関税率の引き下げや関税撤廃により下降の一途をたどり、平成 16 年には 19%と大きく落ち込み、その後は若干持ち直しはしているものの、森林の多面的機能の維持や持続的な林業経営の確立のための取り組みが求められている状況にあります。

そうしたことから、国は木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的として、平成 22 年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」、いわゆる「公共建築物木材利用促進法」を制定したところであります。

ご質問の 1 点目、「木材の利用の促進に関する施策を策定し、公共建築物における木材の利用に努めること」についてであります。

公共建築物木材利用促進法においては、国の責務として「木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」としており、その具体的な方策として、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を定めております。

また、同様に、地方公共団体の責務として、「国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」とされているところであり、北海道においては、本年 3 月に国の方針に則して「北海道地域材利用推進方針」を定めたところであります。

本町におきましては、平成 5 年度の「クマガラハウス」建設事業、平成 11 年度の「本町近隣センター」建設事業、平成 18 年度の「道の駅忠類」建設事業、平成 22 年度の「つくし学童保育所増築」事業、さらには本年度の「青葉町近隣センター」建設事業などにおいて、既に地域材を活用した木造公共施設の整備に取り組んでおり、また、北海道においても、札内青葉町に建設予定の道営住宅 4 棟 20 戸を道産材による木造で建築していただくこととなっているところであります。

町といたしましては、今後なお一層こういった取り組みの強化を図るべく、現在、国や北海道の方針に則した町の方針の策定作業に着手しているところであり、年度内には策定できるものと考えております。

ご質問の 2 点目、「庁舎建設時のカラマツ等の活用について」であります。

公共建築物木材利用促進法の規定に基づき、国が定めました「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」におきましては、非木造化を指向してきたこれまでの考え方を抜本的に転換し、国が整備する公共建築物においては、一つには建築基準法の基準で耐火建築物とすること等が求められる低層の公共建築物については、原則としてすべて木造化を図ること、また二つ目として、高層・低層にかかわらず、内装等の木質化、備品や消耗品としての木材の利用を促進するほか、暖房機器等への木質バイオマス燃料の導入に努めることが木材利用の目標として定められたところであります。

しかしながら、木造建築物をめぐるのは、平成 12 年の建築基準法の改正に伴い、一定の性能を満たせば建築が可能となりましたが、3 階建て以上の中高層の建築物や面積 3,000 平方メートルを超える大規模建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では構造計画やコストの面で木造化が困難な場合もあるという側面があることも、認識しなくてはならないものと考えております。

現在、本町におきましては、「新庁舎建設基本方針（案）」に基づき、議会におきましてもご論議をいただくとともに、広報や住民説明会におきまして、新庁舎建設に向けた基本的事項等の考え方をお示ししているところであります。基本方針（案）におきましては、新庁舎の基本的な考え方の一つとして、「触れ合いの場として親しまれる庁舎」「環境に配慮した庁舎」を掲げております。

木材は断熱性、調湿性等にすぐれ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質

を有する資材であることに加えて、内装に木材を利用することで健康的でぬくもりのある快適な空間が形成され、来庁される方にやすらぎや安心感を与える効果があるとも言われております。

その一方で、庁舎は地域の防災緊急対応拠点として求められる耐震性、耐久性、耐火性の確保を図らなければならないことに加え、建設コストと建設後の維持・管理コストの低減化も重要な観点であるととらえております。

今後、町民の皆さんのご理解を得て新庁舎建設基本構想を策定し、基本設計を実施していく段階に際しましては、こうした点を十分に考慮し、総合的に判断をしていかななくてはならないものと考えているところであります。

また、ご質問の3点目とも関連いたしますが、エネルギー源としてカラマツ等の木材利用についてであります。地球環境への負荷低減に配慮する考えのもと、熱源機器の選定、空調方式の決定に当たりましては、汎用性、耐久性、維持管理コストなどの要素を勘案し、設計段階においてその詳細を検討してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「公共施設のエネルギー源について」であります。

バイオマスとは、一般に「再生可能な生物由来の有機性資源」と定義されており、このうち木材に由来する生物資源が木質バイオマスとなりますが、その種類につきましては、発生源によって製材工場等残材、建設発生木材、林地残材等に分類されているところであります。

木質バイオマスの利用につきましては、熱利用が最も利用しやすい方法であり、チップボイラー、木質ペレットによるペレットストーブ、まきストーブなどさまざまな形態があり、適する形態での導入が重要であると言われていたところであります。

しかしながら、日本では、バイオマスの熱利用があまり普及していないというのが現実であり、その理由としては原油が安価であったこと、高性能チップボイラー等が入手しにくかったこと、初期投資が高く大きなスペースが必要なことが挙げられているところであります。

このような背景のもと、本町の公共施設におきましては、現在、熱供給能力、操作の容易性、安全性、利用者の快適性、燃料の調達及び保管場所、初期コスト及びランニングコストなどの要素も考慮した上で、重油または灯油をエネルギー源とした暖房機器を設置しているところであります。

さて、経済産業省の資料によりますと、主なバイオマスの賦存量のうち、現時点で未利用の分については、製材工場等の残材は約5%分、建設発生木材では約10%分しかなく、一方、林地残材ではほとんどの分が未利用ということになっております。

本町にて、木材・木製品の製造業を営む事業所の中から幾つかの事業所にお聞きしましたところでは、現時点において燃料としての木質バイオマスに取り組んでいる事業所はなく、当面は計画もないという状況でありました。このことは、製材工場等残材などの未利用分が少ないことや採算ベースでの課題などがあるからではないかと考えるところであります。

町が先導的に木質バイオマスをエネルギー源として暖房機器の導入に取り組み、町内事業所で製造した木質バイオマスを使うこととなれば、地産地消ということになり、町内の経済循環につながるということは理解できるところでありますが、現時点における本町の実績にかんがみますと、なかなか実現は難しいものと考えているところであります。

しかしながら、本町では、幕別地域新エネルギービジョンにおきまして、木質バイオマスを新エネルギーの一つとして位置づけており、ペレットストーブの導入に対する補助制度を設けることなどにより、木質バイオマスエネルギーの利活用促進に努めておりますことや、再生可能エネルギー電力全量固定価格買取制度が平成24年7月から施行されることにより、バイオマス発電が注目されてきたということもありますので、今後の木質バイオマスに関する動向には注視していく必要があるものと考えております。

したがって、今後における公共施設への木質バイオマスをエネルギー源とする暖房機器の導入につきましては、町内における木質バイオマスの製造に係る動向を見定めながら、選択肢の一つとして研究してまいりたいと考えるところであります。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） それでは、再質問をさせていただきます。

この木材の貿易自由化、いろんなことを教えていると思いますけれども、こうしてどんどん関税が撤廃されていきますと、7割も8割もあった自給率が今日では20%まで下がってしまう、そういうことを考えますと、今、問題になっておりますTPPなどで農産物などの自由化が進められると、やはりどういう結果になるということを、やはりここから学ばなければならないのではないかというふうに思うわけです。

やはり町長の答弁にもありますように、日本の森林の果たす役割というのは非常に大きいわけで、そのこともあって政府も力を入れてまいった結果、昨年の法律の制定になったというふうに思うわけでありまして。そうした点で、過去にもここにも挙げられていますけれども、幾つかの公共施設が地元の木材を活用してつくられたということで、私もつくし学童保育所が昨年できまして、ことしから活用されているわけですが、そこにも行ってちょっと見せてもらってまいりましたけれども、非常に喜ばれた施設として活用されております。

このつくし学童保育所、森林整備加速化・林業再生事業の道の補助金が充てられたということで、保育所そのものの工事費が8,076万円ほどでありますけれども、大体2分の1の4,275万円が補助されてきているわけです。

ここでも参考のために教えていただきたいわけでありまして、このつくし学童保育所の建設に当たって、町内の主にカラマツだと思っておりますが、木材がどの程度利用されて、何%といいますか、どういう形で活用されたか、お答え願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） つくし学童保育所におきましては、全体木材使用量の中で86%ほどが道内産であるということでありまして、そのうちの町内ということになるとちょっと詳細については不明でありますけれども、いずれにしても地域材という点では、道産材というくくりの中で86%ほど使用されているというのが実態でございます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 道内のものであれ、地産地消ということで非常に大きなことだというふうに思うわけです。やっぱりこれは町内にしても、道内にしても、地元の木材を使うということが地元の経済にも非常に大きな影響を与えるということで、今回の質問の趣旨もそこに大きな主題があるわけでありまして。

国のほうでも今までいろいろな支援策をとりまして、道の支援策もとられてきたわけでありまして、こうした国や道の支援策をうまく活用しながら、本町の木材の活用も図っていかねばならないというふうに思うわけです。

ことしも青葉の近隣センター、ちょっとこれはまだ見せてもらっていないのですが、まだ完成していないですか。青葉の近隣センターにも活用されるということで、この点でもなるべく町内産の木材の活用をしっかりと図っていただきたいと、そのように思うところでございます。

国の施策に準じて木材の利用促進に関する方針を決めるということで、先日、十勝総合振興局に行って聞いてまいりましたけれども、こうした青葉の近隣センターにいたしましても、つくし保育所にいたしましても、この方針をつくるのが前提となっているのだというようなお話も伺ってまいりました。そうであるとすれば、この方針をつくることを急いで、そして、これを公表してみんなにもその方針に、民間にしましても、沿った方向で努力していくことが求められていくと思いますので、ことしじゅうにはこの方針ができるということですので、それに期待したいと思います。

この方針は国や道の方針に準じてつくられると、そういうことが求められておりますので、国や道のその方針が、例えば公共施設にそういうものを活用していただくか、木質バイオマスの活用を図っていただくか、そういうことが当然入ってくるのではないかと思いますので、そういうことを前提に

質問をさせていただきたいというふうに思います。

2番目の質問になるわけでありまして、今、町の方針としても出されました。新しい庁舎の建設が大きな課題となっております。この庁舎の建設には多額の経費がかかるということで、この経費が町内の経済にもしっかりと生かされていかなければならないということで、やはり相当な決意でやっていかなければならないというふうに思います。

今までも国の支援が毎年のように組まれてきて、例えば、森林・林業・木材産業づくり交付金というような形で、毎年のように予算化されておまして、木造の公共建築物等の整備には2分の1の補助をとということが主な内容のようであります。毎年多額の予算がつけられておしますので、こうしたものの利用、それから道の支援としても木造公共施設の整備に、今3年間で15億円ぐらい予算がつけられているというふうに思いますけれども、これも2分の1、今度の青葉の関係ではどうなるかちょっとわかりませんが、学童保育の関係では2分の1近い補助がつけられていると思います。

そうしたことを勘案いたしますと、庁舎の建設に当たっても、木材を中心とした考え方で貫いていただきたいと思いますというふうに思いますので、その点は今の答弁の中でもそのことに触れておられますけれども、もう一度町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 青葉の近隣センターのほうは、今ちょっと担当のほうからお話ししますが、実はその2分の1公共施設の補助、これ庁舎には恐らく該当しないであろうというふうに言われております。これが該当すれば本当に助かるのですけれども、庁舎については一般的な公共施設というような概念ではないものですから、これは恐らく対象外だということなものですから、ちょっとそれにかわる、いわゆる内部的なその木材を活用することで、どの程度か救ってもらえるような部分があるのかどうか、これはこれからの課題でありますけれども、庁舎建築そのものには該当にはならないというふうには私どもでは、今押さえています。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 青葉の近隣センターの補助の関係でありますけれども、これは通常の補助と違っていて、通常の補助であれば、建築単価幾らという標準的なその補助単価が決まっています、その2分の1とかと、そういう積算になるのでありますけれども、この森林整備加速化事業につきましては、そういった価格もありながら、使う木材の使用量によって補助金が増減するという仕組みになっております。

したがって、先ほどのつくしについては、おおむね2分の1程度ということでありましたけれども、青葉の近隣センターにつきましては、工事費約4,000万円のうち、2,800万円ほどの補助金が見込めるという状況であります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 今、町長のほうから庁舎には難しいのではないかというお話がありましたけれども、十勝支庁振興局の係の者といろいろ話したのですが、それでは難しいという話はされていなかったのですよね。

そうした点では、例えば面積が、今の町の想定では6,000平米というようなことで、そういう点では建物は3,000平米までという縛りがあるでありますとか、3階までというような縛りがあるとかという、そういうものもあります。

足寄に視察に行きましたけれども、足寄の庁舎も3,000平米を超えているものですから、二つに分離して真ん中にその鉄筋なりなんなの、別な木造でないものをつけて、それを挟んで3,000平米を超える施設をつくっているようでもあります。

道との話を総合振興局でしたときにも、今、道でしているものは、15億円の予算がついたというのは、3年の期間の限定した施策なので、これにはなかなか難しいのではないかという話をされましたし、今、いろんなところからそういう要望があったり、計画があるものですから、今のところ予算以上に申し込みがあるということで、なかなかこれに乗るのは難しいというようなお話をされてお

りましたので、決して庁舎に対してはバツだというような受けとめはしてきませんでしたので、その辺はよく検討していただきたいと思います。

やはり、もし可能であれば、そういう構造物全体を木造でやるという方向もぜひ追求してほしいと思うのですが、この答弁でも述べられていますけれども、やはり相当大きな構造物にしなければならない。

足寄のときも話しておりましたけれども、以前はそういう大きな集成材にする技術というのはまだ北海道にはなくて、足寄のときは本州の東北のほうまで行ってその大きなものをつくったのだと。ところが、今では、北見ではもうそういう技術もできているので、道内でできるというような話もされておりましたので、ぜひその点なども考慮して、そういう方向でやってほしい。

もちろん、この推進の方策にもあるように、もしそれが不可能であっても、内装なりなんなりに大きな地元の木材の使用をやはり必ず実現してほしいと思いますけれども、庁舎建設に当たって、そのことを基本の方針とされていくということによろしいですね。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いわゆる補助の話ですけれども、大体が今まで過去のあれからいっても、庁舎に関しては補助に係るというのは全くこうないわけでありまして。ただ、今言われているのは、あくまでも庁舎の補助というよりも、木材を使うことに対する補助が認められるかどうかということだというふうに思いますので、この辺はちょっと調査させていただきたいというふうに思いますし、私どももできる限り木造を使うことについては、何も問題はないと思っていますけれども。

ただ、もう一つのネックは、やっぱり単価がどうしても高くなる。今おっしゃられるように、ちっちゃいものを集めて大きいものにつくっていくというようなことから、一般の住宅が木造と鉄筋であれば、当然木造のほうが安いのですけれども、なかなかこういう大きなものになってくると、木造の単価が上がるという面があって、この辺も今後の基本設計なんかに当たって十分考慮した中で、検討はさせていかなければならないものだというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） もちろんいろんな要素がありますので、総合的に取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、一般的に言えば、庁舎建設には自前の資金でやれというのが本来の国の方針でありまして、足寄などでも長年にわたって基金を積み上げて、そして建設したと、こういう関係にあるわけでありまして。

そうした点では、今、話題になっておりますけれども、なるべく住民の負担を少なくするためにも、合併特例債の使えるうちにしっかりと建設するということは、これは当然とらなければならない方法だというふうに思います。そうでなければ、全部自分たちの借金でやるということにもなりません。

最近では、国のほうでも11月1日だかの閣議決定で、合併特例債を5年延長するというような法案を閣議決定したというような報道もありますので、こういうことも考慮に入れながら、5年延びるといった可能性もありますので、そうした点では十分に町民の意見を聞きながら建設していただきたいというふうに思います。

そうした点で、3番目の質問に移りますけれども、この方針の中には木質バイオマスの活用も努力目標の中に入っているわけでありまして。この答弁の中では、なかなか町内でその木質のペレットだとかそういうことも製造するところもなく、今、ない状態だということでありまして。調べてみますと、十勝管内では帯広、それから足寄、それから浦幌と、そうした3か所で本格的な製造をしているようでありまして。

やはり、この町長の答弁にもありますけれども、現地の残材ですね、現地に間伐なり、皆伐におきましても、枝だとかいろいろ柱などに利用できないところはすべて山に残されてきているわけでありまして、これをいかに資源化して活用していくか、これに今後は力を入れていかなければならない。しかも、これは重要な資源でありますので、これをみすみす投げていくということにもならな

いというふうに思います。

そうした利用の促進も、国を挙げてやっているということでありますので、ぜひこれも積極的に取り組んでいってほしいと思いますけれども、例えば庁舎の暖房の費用として、年間どのぐらい使っているかというのをちょっと調べてみたのですが、重油関係だけで言えば、この庁舎の、それから保健福祉センター、それからスポーツセンターでありますとか、町民会館、学校給食センターなども含めて、今年度の予算で年間大体2,120万円ほど、2,000万円以上を使っております。

やはりこういうものが、重油だとか石油だというのは、その経費のせいぜい1割が地元に残ればいいのであって、これはその大部分は外に出ていってしまう、経済的なことになるというふうに思うのですよね。そのことを考えるとやはり、地元のその木質のバイオマスをしっかりとそういうところに利用していくことが、地域経済にも非常に大きな影響を与えていくのだというふうに思うのですよね。

そうした点からいいますと、町が、今度の庁舎の建設に当たりまして、またこれからいろいろな公共施設をつくっていくに当たっても、ぜひともこの木質バイオマスをエネルギー源として活用する道を探ってほしいというふうに思います。

やはり確かに山に残された木材なり枝なりを集めてくることには、非常に大きな経費もかかるわけですが、しかし、そうしたことを積極的に行うことによって、一つの産業が生み出されるようなものだというふうに思うのですよね。そこで働く人もたくさん必要になりますし、また、それを製造する企業もしっかりと機能していかなければならないという、そういうことでありまして、今そういうものをつくる場所がないからといって消極的になるのではなくて、しっかりとそういうことを取り入れることによって、そういう企業なりなんなりを育てていくという、そういう姿勢に立つことがどうしても必要だというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いわゆる林地残材と言われているこれらを有効活用することが、これからの新たなエネルギーとして活用していくと、これは大変重要なことだと私どもも押さえております。

そして、先般聞きますと、ことしからだというふうに聞きましたけれども、国も伐採だけではなくて、残っている林地残材を出すこと、排出することについての補助も新たに認められるようになってきたというようなことも言われています。

したがまして、これからは多くの町村で、そういった活用が図られていくのではないかなというふうに思っています。そういった意味では、今おっしゃられるように、私どもも町のいろんな関係する団体あるいはいろんな方々と相談しながら、そういったことが具体的にどういうふうに可能なのかということ、あるいはペレットストーブなんかも、先ほどちょっと申し上げましたけれども、1年に今2台か何台か助成をしているのですけれども、そういったもの、ことしも2件でしたか、増えてきたというようなこと。それと何といても、来年から全量電力会社が買い入れをすることによって、チップなんかも相当火力等の発電に使われるのではないかなというようなことが言われていますので、そういった状況を踏まえながら、今後、我々も対応していく必要があるのだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 一番何といてもその大きな利点というものは、今、国も進めております、やはり自然エネルギー、太陽光を始めとする地熱発電もそうですし、風力発電などもそうでありまして、また我が町などでいえば牛のふんでもありますとか、そういうものを発電に使っていくとか、小さな完結するエネルギーとして、そこで活用するようなことは既にいろんなところで行われておりますけれども、そういうものもありますし、またこうした林地の残材を使うもの、こういうものはその地域の経済に物すごい大きな影響を与えるのだと思うのですよね。

やはりその地域で使われたお金というものは、1年間に4回回転して、例えば1億のお金がそこで投じられれば、4億の経済効果が生まれるというようなことは広く経済の専門家などが申している

ことであります。そういうことを考えますと、やはり例えば、町が積極的にこのペレットストーブの普及でありますとか、公共施設にそういうものをエネルギー源として活用していくということが、地域を元気にしていく大きな力になっていくのだというふうに思うのですよね。

だからそういうことを、今度の庁舎建設に当たってもしっかりと頭に入れて、建物、それから内装、そしてこうしたエネルギーだとか、当然、太陽光発電だとか、そういうような考え方も庁舎の建設に当たっても出てくるのだと思うのですけれども、そういったことも含めて総合的にしっかりと対策をとっていただきたいと、そのように思いますけれども、再度お願いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 当然のことながら、自然エネルギーがこれからいろんな面で中心になってくるのだろうと思います。ペレットストーブなんかは、最初はストーブそのものの代金が非常に高いというようなことで、なかなか皆さん手が出せなかったというようなこともありましたけれども、今はもうそういった面でも大分変わってきているのだと思います。

ただ、ボイラーなんかは、まだやっぱりチップなんかのボイラーは、普通の原油というか、油をたくボイラーから見ると倍近い価格がするというようなことが言われていて、なかなかちょっと初期投資がしづらいというようなこともあります。だんだん解消はされていくのだろうというふうに思いますけれども、いろんなことを総合的に判断した中で、私どもも庁舎の問題を始め、町のエネルギー対策についてこれからも対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 町のほうでも、例えば企業誘致の問題なんかでも、長年にわたって苦勞されておりますけれども、なかなか成果としては上がりにくいわけではありますけれども、しかし、こうして地元の産業を育成するというような観点からも、こうした木材の利用、木質バイオマスの活用、こうしたことが地元の元気にも相当大きく貢献していくことは間違いないというふうに思いますので、ぜひとも真剣にこの庁舎建設、これからいろいろ紆余曲折があると思いますけれども、しかし、そうした住民にもしっかりと喜ばれるような庁舎建設にもなりますように、町としてもしっかりとやっていただきたいと、そのことを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5番（小島智恵） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

TPP 交渉参加表明と基幹産業への影響などについて。

11月11日、野田総理はアジア太平洋経済協力会議、APEC 首脳会議で TPP について「交渉参加に向けて関係国との協議に入る」ことを、農家の不安を払拭する実効性のある具体的な農業政策を示さないうまま表明した。

この TPP 交渉への参加は、畑作や酪農、畜産を主軸とする十勝農業はもとより、本町の基幹産業である農業にも甚大な被害を与える可能性がある。既に、北海道庁は単年度で 2 兆 1,000 億円余りの影響があると試算している。

また、十勝総合振興局はその影響額を 5,037 億円、農業産出額では 1,382 億円に及び、実に 4 万人の雇用が失われると試算している。特に畑作 4 品、乳製品、さらに BSE の輸入規制緩和などによっては畜産への影響もあり、本町農業にとっては壊滅的な打撃を受ける相当深刻な問題と考えるところであります。

私は子供のころ、1993 年、大冷害でタイ米を緊急輸入するなどして大騒動になったときの心細さや不安が脳裏から離れません。食べるものがあってこそ、私たちの営みも意味を持つてくるのだと思っています。そうした意味合いでは、十勝幕別の畑作や酪農・畜産は日本のトップクラスですから、応援の仕方を相当考えるべきだと思っています。

つきましては、1、現時点で TPP 交渉参加表明をどのように受けとめているか、見解、所見を。

2、幕別町の影響額はどれくらいになると試算しているか。また、今後どのような対応や支援策を考えているか。

2点についてお伺いします。

2点目の質問ですが、障害者と高齢者の雇用促進について。

平成18年4月1日、障害者が健常者と同じように暮らせる社会を目指し、その究極の目的を「障害者の自立」に置いた「障害者自立支援法」が制定され、10月から施行されました。

一方、企業には一定割合の障害者を雇用する義務が課せられておりますが、目標達成にはほど遠いのが現状と言われている。しかも、障害者就労の現実には、時給100円にも満たないような授産所での仕事がほとんどとお聞きしている。自立できる働く場と収入の確保が急務と考えるところです。

そうした中であって、町は障害のある人の就労意欲を高め、企業側に障害者雇用への理解を深めてもらうべく、2009年度から職場体験を実施し、今年度は八つの企業と団体に受け入れてもらっているとのこと。また、町自立支援協議会がアンケートを実施し、障害者雇用に25%が前向きな回答を寄せているとの報道がありました。地道な取り組みの成果と評価されます。

次に、日本は超高齢社会を迎えておりますが、本町も2万7,254人中、65歳以上が6,475人を数え、平成20年の統計ですが、その高齢化率は23.8%となっている。

一方、医学の進歩や食生活の改善もあって、高齢者といえども就労意欲や体力もあるお年寄りが多く、生きがいとしての働く場を求める傾向が強まっているとお聞きする。障害者と高齢者の雇用の確保とその環境づくりが強く期待されているものと考えております。

つきましては、1、障害者や高齢者の雇用促進に対する所見や施策について。

2、雇用機会の拡大・確保の観点から、障害者や高齢者雇用に前向きな事業者に対し、特別な措置、減免措置や助成金、奨励金などがとれないものか。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「TPP交渉参加表明と基幹産業への影響などについて」であります。

野田首相は11月11日、「TPPについて交渉参加に向けて関係国との協議に入る」と述べ、交渉に参加する方針を表明いたしました。国論が二分されている中であって、また、民主党の経済連携協定プロジェクトチームの慎重判断を求める提言を振り切る形で、こうした結論に至ったことは、非常に残念な結果であると受けとめております。

ご質問の1点目、「TPP交渉参加表明に対する見解について」であります。

TPPは、原則、関税撤廃の例外を認めていないため、もし仮に交渉が締結され、農畜産物の関税が撤廃された場合には、幕別町や北海道はもとより、日本全体の農業や経済に甚大な影響を及ぼすものであると認識いたしております。

また、関税の問題だけではなく、輸入規制緩和によるBSEやポストハーベストの問題など、食の安全・安心も脅かされるおそれがあるものと考えております。

そうしたことから、昨年この問題が浮上してきて以来、一貫して反対の立場をとってまいりましたし、農協等関係機関と足並みをそろえ、あらゆる機会を通じて参加阻止に向けた働きかけを行ってきたところであります。

そうした中で、今回の参加表明は、国民に十分な情報提供がなされず、議論が成熟していない段階での見切り発車的なものであり、極めて遺憾であると言わざるを得ないものと考えております。

私といたしましては、参加反対の意思を貫きながら、TPPへの交渉参加が農林漁業を初めとする地域経済や国民生活にいかなる影響を及ぼすか、今後の関係国との協議経過や政府の対応を注意深く見きわめてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「幕別町の影響額と今後の対応や支援策について」であります。

最初に、幕別町の影響額の試算についてであります。ご質問の要旨にあります北海道や十勝総合

振興局の試算については、「農業生産額」「関連産業」「地域経済」に対する影響額のマクロ的な試算の合計であり、市町村の数字を積み上げたものではなく、詳細な積算根拠も不明なことから、本町の試算においては、「農業生産額」及び「関連産業」のみ試算となっていますことをご理解いただきたいと思います。

初めに、農業生産額であります。基本的には北海道や十勝総合振興局の例により、影響の大きい小麦、てん菜、でん粉原料用バレイショ、酪農及び肉用牛の5品目について試算したものであり、積算内訳が不明なものについては、十勝における幕別町のシェアにより推計したところであり、推計結果では、影響額は5品目トータルで107億円に上り、この数値は幕別町全体の農業生産額の約2分の1に当たる大きなものとなっております。

次に、関連産業についてであります。北海道や十勝総合振興局の試算における関連産業は、小麦については製粉工場、てん菜については製糖工場、でん粉原料用バレイショについてはでん粉工場、酪農については乳業工場、肉用牛については屠畜場といった直接的に関連する工場を想定しているものであり、本町においてはこれらの工場は存在していないため、直接的な影響はないものと考えております。

また、地域経済については、先ほど申し上げましたとおり具体的な数字はお示しできませんが、関連産業がない分、製糖工場など関連産業を有する町に比べますと、影響する割合は少なくなると思われませんが、運送業や食品加工業、農業機械関連など、やはり地域経済に対する影響も相当大きなものになるものと考えております。

次に、今後の対応ということですが、北海道では政府が交渉参加の方針を表明したことを受け、道内経済全体への影響の分析や政府への要望など、今後の対応を進めていくために対策本部を設置したところであり、また農業団体においても、農業者以外の方も含めた体制を構築し、関税制度を維持できるよう、引き続き強力に反対運動を展開することを表明しており、本町といたしましても、これら関係機関と歩調を合わせながら、粘り強く国に働きかけてまいりたいと考えております。

また、支援策につきましては、交渉参加がまだ不透明の現段階では明確には申し上げられませんが、もし仮に交渉に参加し、協定が締結された場合には、国や北海道の支援策を見きわめた上で、必要な支援策を農協等関係機関と一体となって検討してまいりたいと考えております。

次に、「障害者と高齢者の雇用促進について」であります。

ご質問の1点目、「障害者や高齢者の雇用促進に対する所見や施策について」であります。ご質問の要旨にもありますように、障害者の雇用につきましては、障害者の雇用促進等に関する法律によりまして、民間企業や国・地方公共団体においては、一定の障害者を雇用することが義務づけられております。

また、高齢者につきましては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律によりまして、高年齢者の再就職の促進のために必要な職業紹介等を通じて、雇用の機会・就業の機会の確保等を図るとされております。

しかしながら、長引く経済不況により、障害者や高齢者の就労状況は大変厳しい状況にあるものと考えております。

本町では、平成21年度から障害者の就労意欲の向上とスキルアップのため職場体験事業を実施し、本年度で実人数19人、延べ29名の方が体験をされております。当初は役場内だけの体験でしたが、本年度は一般企業の協力のもと就業体験され、そのうち2名の方が本年9月と11月に常勤社員として採用されたとの報告を受けたところであります。

職場体験された障害者の皆さんには、この3年間の就労体験により、働くことの大変さや楽しさも体験できたとの感想もいただいております。障害者本人が確実な就労意欲と自分がつきたい仕事の目標もできたと同感しているところであります。

障害者の雇用促進につきましては、障害者自立支援協議会で実施した企業に対するアンケートの結果、障害者の職場体験や雇用に前向きな企業もありますことから、町といたしましても企業の皆さん

に障害への理解を深めていただくとともに、新たに職場体験を受け入れていただく企業の拡大を図りながら、常勤雇用へとつながるよう、今後とも取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、重度の障害等により就業体験につながらず、就労支援事業所に通所する障害者の方には授産事業の拡大を図ることなどが必要と考えており、就労支援事業所とともに町内外の企業に協力要請をしてみたいと考えております。

次に、高齢者の雇用促進についてであります。高齢者の皆さんには長年にわたり培った技術と経験があり、重要な労働力でありますことから、その技術と経験を一般企業で発揮していただけるよう、高齢者の雇用の促進など地域社会の意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

また、社会福祉協議会で実施いたしております高齢者就労センター事業につきましても、受託事業の拡大を図っていただくことにより、高齢者の就業機会の増加につながるものと考えておりますので、今後とも必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「障害者や高齢者雇用に前向きな事業者に対する特別な措置について」であります。

障害者や高齢者の雇用に対する減免措置、助成金あるいは奨励金などの特別な措置のうち、国が実施しております主な制度といたしましては、試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）があります。これは雇用対象者を、高齢者、若年者、季節労働者、母子家庭の母等としており、月額4万円を最大3カ月支給する制度であります。

また、障害者雇用に関しましては、障害者雇用納付金制度に基づく助成金として、法定雇用率を下回る企業が納付する納付金を活用し、法定雇用率を上回る企業に対して1人当たり月額2万7,000円の調整金を助成する制度があります。そのほか、初めて障害者を雇用する中小企業に対し、1人目を雇用した場合に限り100万円を支給する障害者初回雇用奨励金（ファーストステップ奨励金）があります。

しかしながら、これらの助成制度は法定雇用が義務づけられている従業員56人から300人までの中小企業を対象としていることや、短期間で一度限りの制度であることなど、町内企業のすべてが活用できるものとはなっておりません。

町単独の特別な措置についてであります。一口に障害者と申しましても、障害の種別や程度もさまざまで、「身体障害」が視覚・聴覚・上肢・下肢・内部障害があり、等級も1級から6級まで、「知的障害」の等級はA・B判定、「精神障害」の等級は1級から3級までと多岐にわたっております。また、障害の程度が同一の区分に属する方であっても個人差がある上、受け入れ企業の業種、業務内容、現場環境などによっては障害のある方であっても、健常者を上回る能力を発揮する場合も想定されますことから、制度設計が極めて困難である上、必要財源の見込みも立たないことなどから、現実的には町単独制度の創設は難しいものと考えております。

また、高齢者につきましても、雇用環境が極めて厳しい状況にあることは認識いたしておりますが、10月の完全失業率が4.5%、有効求人倍率が0.67倍と依然として厳しい状況で推移しておりますので、現状におきましては、扶養家族を有する働き盛りの失業者を中心とした雇用対策事業の実施を優先せざるを得ない状況にあります。

したがって、今後におきましては、職場体験事業を実施していただいた企業や障害者を雇用いただいた企業、体験事業に前向きな回答をいただいた企業に対して、雇用意欲や希望する条件などについて聞き取りを行うとともに、十勝障害者就業・生活支援センターや社会福祉協議会など、関係機関と連携し、各種制度の周知を図りながら、高齢者、障害者の雇用の掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中でありますが、この際、15時10分まで休憩いたします。

14:57 休憩

15:10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小島議員。

○5番（小島智恵） 再質問をさせていただきます。

ご答弁にありましたように、町の影響額は107億円ということで試算をされて、数値としては大きなもの、地域経済の影響も相当大きいということで、町のほうも認識されていると思います。今後の町の姿勢としては参加の反対を貫く、また、国や道の支援策を待っている、経緯を見守っている、そういった状況ではなかろうかと私は認識いたしました。

しかしながら、107億円という大きな数字が出ましたけれども、本当に危機的状況が起こるのではないかということで、本当にこれだけの対応でよろしいのかというふうに疑問に思っております。答弁の中で、TPPは原則例外品目なしの関税撤廃ということで、交渉によっては例外品目を認めてくれる可能性もありますけれども、もちろん認めてくれない可能性も高いということで、そうになりましたら、今まで関税で守られてきた農業が国際競争力、競争原理の中に入って行く形になりますので、そうしましたら、国からの支援は遠のいていくのではないかという、そういう危機感も抱いている状況であります。

それで、いざその農業が、幕別の、本町の農業が競争の世界に入った場合、もうお手上げですというふうになっては困るわけであります。我が町の農業が生き残っていくためにどうしたらよいか、反対運動をされるのはまあよろしいのですけれども、究極の事態が起きたときにどうするのか、今後の予測を踏まえまして、町独自で何か対策、考えていच्छゃらないのか、そういった視野も考えていないのかということをお答えいただきたいのですけれども。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、まずは、今はTPPの交渉に参加しないように、さらに反対運動に努めて、強めていこうという姿勢であります。おっしゃられるように、参加して、いざそういう交渉が成立して、日本の国の農業が壊滅するような状況になる、これは我が町だけでは当然対応できるような問題では、これはないのだろうと。日本の国を挙げて、どういった対応策をとるのかを考えていかなければならない問題だと思いますので、今、私自身が町ではこんなことを考えているということだけにはちょっとならないのかなと。だから当然のことながら、私どもだけが支援策をつくるわけではありませんし、農業者の皆さん方、いろんな声をお聞きした中で、どういったことが農業者の皆さんにとって一番いい支援策になるのか、あるいは国はどんな支援策をとるのか、道はどんな支援策をとるのか、そうした全体的な中でやはり農業を守っていくということにつながっていくのだろうというふうに思いますので、今の段階で町として何をやるかと、どんな支援策があるかということには、ちょっとまだお答えはできるような状況ではないのかなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） ちょっと視点を変えますけれども、前回の一般質問で幕別ブランドについて取り上げさせていただきました。そのときは、とりとめのない話をさせていただいたのですけれども、TPP締結が現実となったときに、競争の中でやはり勝つためには何が必要かというふうに考えた場合に、一つの対策ですけれども、付加価値、ブランド力、そういったものも大事になってくるのではなかろうかと思うところであります。

例えば、十勝管内では、中札内では瞬間冷凍をした枝豆を国内のみならず、販路を拡大して中国に輸出をされていると、それで成功されておりますし、川西の長芋も台湾やアメリカに輸出して成功されていると。そういった海外と対抗しても勝てるケースがあるということで、そのブランド力の強化という視点で、農業と町が一体となって取り組む必要性というものも一つの策として考えられるのではなかろうかと思うのですけれども、前回の質問の際には、まだTPP参加表明されていない時期だったので、今回表明を受けまして、いま一度そのブランド力についてお答えいただきたいなと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、枝豆ですとか長芋だとか、そういったブランドを持って海外に太刀打ちできるような農業を進めていくと、大変大事なことだろうというふうに思っております。

幕別でももちろん、長芋も同じように台湾へ輸出している部分もあるのだろうというふうに思いますし、また、今 TPP でやっぱり一番大きな問題は、てん菜ですとか小麦ですとか、いわゆる畑作4品を中心にしたものが大きな影響を及ぼすということが言われております。そういった中で、小麦の場合だとか、そういったものがブランドというのはちょっと私もよくわかりませんが、いわゆるやはりこれからそのブランドはブランドとして大事にしなければならないですけれども、私どもやはり農業を守っていくという中では、あくまでも TPP には反対をしていくのだと、そういう姿勢は曲げてはいけないうらうというふうに思いますし、これからもそのつもりで皆さんとともに歩調を合わせながら頑張っていきたいなど、そういう思いでおります。

ブランドはブランドのことももちろん大事なことだと思いますので、そのこともまたあわせながら進めていくことが大事だというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） わかりました。

TPP 問題は農業の崩壊、また地域経済、社会も崩壊するというところで、今後とも危機感を強めていただきたいなど思っております。

そして TPP について最後に申し上げたいことは、農家の皆さんや農業関連会社に勤めていらっしゃる方、町内にたくさんいらっしゃると思うのですが、今後の先行きが不安でつらい思いをされていらっしゃると思いますので、その不安を少しでも取り除いてあげなければなりませんし、今後の農業について希望を持っていただけますよう、町からの励まし、支援というものを今後も少しばかり考えていただきたいと強く願っております。

次の質問に移りますが、障害者の雇用促進ということで、職場体験という事業をされておりますけれども、この事業につきましては、本当に高く評価しております。障害者本人が就労意欲を高められ、仕事の目標もでき、自信を持たれている、そして現場のお話も聞きましたところ、事業者側からも障害者と聞くと、あれもこれもできないだろうと思っていたけれども、実際こういう職場体験を経験することによって、障害者だと思っていたけれども、こんなこともできるのだということで、大変理解が深まったということで、双方ともに理解が深まり、とてもプラスになった事業であったと、お互いの距離感も縮まったという現場の喜びの声も多く聞かれ、高く評価したいと思います。

職場体験につきましては今後も継続して力を入れて取り組んでいただきたいと思っております。

また、障害者の雇用について先ほど申し上げましたアンケート調査、町内の事業所を対象にしたアンケート調査ですけれども、機会があれば雇用したいという事業所が25%も前向きに考えていただけるということで、数字として多くあらわれていると感じました。これもまた、そういった職場体験等の取り組みによって、こういった前向きな事業者がふえていったのではないかと高く評価しております。

それで、こういったデータを踏まえまして、さらにこういった前向きな事業者を何とか後押しできないかと、障害者をもっと雇用していただけるように考えていただけないかと、そういう環境づくりも今後必要になってくるのではないかと、2点目の特別な措置がとれないものかというふうな考えに至ったわけです。

それで、障害者の雇用につきましては、一定の率で雇用することが義務づけられておりますけれども、実態としては障害者の雇用、少ないと思いますし、国の制度、ご答弁いただきましたように、いろいろ設けられておりますが、なかなか定着していないということで、その定着に向けて町独自で何かご努力されているのか。経済不況では仕方がないという意識ではなくて、町として支援体制を組めないものか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 障害者の雇用は大変厳しいものがある、道内でも40%ぐらいの雇用率だというふうに伺っております。そしてまた、法定雇用率を守っていない企業が道内で53%もあるという現実であります。

そういったことからすると、我々行政の役目の一つには、まずはその法定雇用を守っていただけるような考え方を持ってほしい、いわゆる意識の改善をしてほしい、障害者の皆さんに理解をしてほしい、そんな思いを強くしているところですし、また障害者を雇わないという中には、いろんな施設面の不備をいう会社が多いということも言われております。いわゆる車いすの方が使えるようなトイレがなかったり、働く場がなかったりということと言われるわけですけれども、障害者の側からすると、まずは臨時でもパートでも使ってみてもらって、それから判断してもらってもいいのだから、まず窓口を開けてほしい、間口を開けてほしいという要望が強いというようなことも言われております。

いずれも、お互いの理解がなければ進まない問題だというふうに思っておりますし、私どもも町としてできるものがあれば、当然、費用に対して支援することはやぶさかではないわけですけれども、先ほども言いましたように、なかなか障害者の程度、あるいは障害者のいろんな方々がいらっしゃるというようなことで、難しい面も実はあるということで、決して障害者の方、あるいは雇用していただける方の協力をしないなんて言うつもりはもちろんありませんし、これからも十分お話を伺って、また、いろんな施策があれば、それらを内部でも検討させていただきながら、障害者の雇用に当たっていききたいというふうに思いますし、お話ありました職場体験なども、役場のみならず他の企業にも声をかけながら、さらに広めていくよう努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） わかりました。

いろいろやっぱり障害者につきましては、障害の程度等によっていろいろ難しい問題もあるということなのですけれども、ちょっと具体的な話になるのですけれども、その障害者を雇用していただいた事業所に対して、例えばですけれども、固定資産税の減免措置、そういったものは可能なのか、それをお聞きしたいのですけれども。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） それは可能かどうかと言われますと、これはそれなりの法的な整備はしなくてはこれはないと思いますけれども、全くだめだということではないですとっております。

もちろん、国なんかもそうした税の面での優遇措置というようなものもあるのだろうというふうに思いますし、町としてもそういうことも可能であろうと思います。もちろん、条例の整備とかということとは必要になってくるということは思いますけれども。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） そうしましたら、少し前向きに考えてはいただけますでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前向きに考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） あと現場の話になりますけれども、町内ではひまわりの家さん、施設ありますけれども、一生懸命施設では一般就労に向けて訓練に励んでいらっしゃるからお聞きしております。

ただ、工賃のほうは月5,000円程度で多くても月に1万円、これは施設外の就労できる場合ですけれども、多くて1万円ということで、障害者年金とあわせても一人でアパートを借りて自立した生活を送るというのは、まず経済的には厳しいというのが現状であるという声をお聞きしました。施設としては、今後もっとその工賃を上げるために努力したいとはおっしゃっていましたが、なかなか仕事自体があったりなかったり、むらがあったり、安定的な収益が見込めなかったり、いろいろと困難な面もあるようなのですけれども、そうした中でも、十勝管内では音更の更葉園では納豆を生産したり、清水町の旭山学園では安全なえさを鶏に与えて、安全な鶏卵を生産されたり、またニジマスの養殖を行って加工したりとか、いろいろと収益を上げているとお聞きしております。

ただ、町内のそういう施設では、なかなか報酬が伴わないということで、なかなか働いても喜びにつながらない、また一生懸命頑張っているのに、これだけしか収益が得られないということで、就労意欲の低下、そういったことにもつながりかねないと思うのですけれども、そうした施設に対しての町の取り組み、何かありましたら、今、現時点でお考えがありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今、ひまわりの家のお話が出ましたけれども、ただ今、社会福祉法人化に向けて今、自分たちで一生懸命取り組むようにしているところでもあります。その過程の中で、いろいろと意見交換をしているわけなのですけれども、やはり今、指摘されましたところについて危機感を非常に持っているというようなことで、新たな取り組みとしては社会福祉法人ができ上がった後、農業に取り組みたいというような話もお聞かせいただいております。そのような形で、今後一つの方向性が出てきたときには、町としてもできる範囲の中で支援をしていきたいというような考え方で、今、相談を受けているというところでございます。

それから、先ほど野原議員のほうに答弁させていただきましたように、ごみ袋の袋詰めだとか、そのようないろんな仕事を確保できるように、また、そういったところも支援をしていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） いろんな支援を考えていらっしゃるということで、ご理解いたしました。

もう一つ、職場体験についてお尋ねしますが、体験のときに、障害者の方にボランティアでそばについて見守ったり助言したりしてくださっている方がいらっしゃるとお聞きしたのですけれども、やはり慣れていない作業とか、障害者の方が行うと不安なところやわからないことがいろいろあると思うのですけれども、そういう手助けするような方がいらっしゃるのもよいとは思っているのですけれども、ただ、今ボランティアで働いているということで、そういった障害者について支援していただける方に対しての町の支援、それについて何かお考えでしたら、お答えいただきたいのですけれども。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） ボランティアの件なのですが、ボランティアの方につきましても、本年度想定いたしまして、賃金といたしますか、謝礼を用意しておりました。ただ、お願いしたボランティア連盟の方につきましても、あくまでもボランティアでやらせていただくということで、謝礼のほうは支払っていないという状況になっています。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） わかりました。

それでは高齢者の雇用についてちょっと話が移りますが、高齢者の雇用促進につきましては、地域社会の意識の高揚に努めてまいりたいと考えていらっしゃるご答弁をいただきました。具体的なこの内容についてお伺いしたいのですけれども。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 答弁の中にもありましたように、雇用ということになれば、やはり働く世代、若い世代だとかそういったところが中心になってきて、高齢者についてはなかなかそういう部分が広がっていかないというようなことを答弁させていただいたわけなのですけれども、雇用者の雇用促進に向けましては、今、新たな検討もう入っているようでございますけれども、そういったことも含めまして、町の広報だとか、そのようなものを利用いたしまして意識の啓発とか、そのようなことに取り組むをしていきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） わかりました。

あと答弁の中で、必要財源の見込みが立たないということで、現実的には町単独制度の創設は難しいと考えているとのことでしたけれども、ただ、収入の少ない障害者や高齢者が地元で働いて収入が

もしふえた場合、やはり必ず消費行動につながっていき、経済の活性化、町の活性化へと広がっていくものだと思いますので、その特別な措置とかいろいろ難しい面もありますけれども、長い目で見ると、そういうふうにプラスに転じていくというふうに思うのですけれども、そういう消費経済からの観点からは、どう思われているのかお答えいただきたいのです。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げましたのは、障害者の方もいろんな種類の障害があったり、いろんな方がいて、なかなかそういった人たちを雇用するための支援策、例えば助成金なんかを企業に払うことは難しい、あるいは先ほど言いましたように、中小企業の人数が56人から300人、そういった限られた事業所の中でどの程度のことを図られるかわかりませんが、財源を自前で見つけなくてはならないというようなことで、大変厳しいものがあるのではないかと、もちろんおっしゃられるように賃金が上がったり、必要な物が得ることによって、地域経済に回るものはたくさんあるのだろうというふうに思いますので、そのことを決して否定するものではありませんけれども、なかなか制度として設立するには難しい問題がかなりあるのかなと、そういう思いでお答えをさせていただきました。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） いろいろと難しい問題を抱えていると思いますけれども、最後に町長様を始め、理事者の皆様方にはご丁寧にご答弁いただきまして、本当にありがとうございました。

質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○6番（岡本眞利子） 通告に従いまして、ひとり親家庭の実態と支援について質問させていただきます。

平成23年度版厚生労働白書によりますと、平成17年の調査で、全国に単身家庭、すなわちひとり親家庭は84万1,333世帯、そのうち母子家庭は74万9,048世帯、父子家庭は9万2,285世帯という数字が示されております。その要因は離婚の増加にあるかと思われます。

また、昭和35年ごろは父親が親権者になる割合が47%でしたが、その後、比率は逆転し、母親が親権者になる割合が78%となっています。

そこで、本町におけるひとり親家庭の実態について伺います。

まず、1点目に世帯数と就業の状況、そして所得状況について伺います。

2点目には、ひとり親家庭に対して、国では子育てと生活の支援、就業の支援、養育費の確保、経済的支援と総合的な支援策がとられておりますが、本町ではどのような支援策をとっているのかを伺います。

そして3点目に、ひとり親家庭は両親がいる家庭に比べ、経済的、精神的に不安定なケースが多く、日常生活にも不便を擁しています。例えば、児童の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話など、先進自治体ではホームヘルプサービス制度も実施されているそうですが、幕別町としても取り組みが必要ではないかと思われます。本町としての考えを伺います。

そして4点目には、母子家庭がこれだけ増加している中、将来についての生活上の不安、経済的不安、そして子育ての問題等さまざまな事態が生じてくると思われます。現在、幕別町として相談体制はどのようになっているかを伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「ひとり親家庭の実態と支援について」であります。

ご質問にありましたように、平成17年に実施された国勢調査の全国数値による、ひとり親家庭は84万1,333世帯であり、北海道では5万3,871世帯、このうち母子家庭は4万8,812世帯、父子家庭

は5,059世帯であり、同調査によります本町の世帯数は母子家庭171世帯、父子家庭が34世帯となっております。

ご質問の1点目、「ひとり親家庭の世帯数、就業の状況及び所得状況について」であります。

平成17年に実施された国勢調査の数値とは異なりますが、ご質問にお答えできる範囲として昭和36年に制定された「児童扶養手当法」に基づく児童扶養手当受給認定者数があります。長年、母子家庭を支援する制度として実施されてきましたが、法改正により、昨年8月からその対象が父子家庭にも拡大されたところであります。

受給要件に所得制限がありますので、町内における総世帯数を把握することは困難であります。受給者数は平成23年11月1日現在、母子世帯316件、父子世帯20件であります。この方々の就業及び所得状況につきましては、受給者数から現況届未提出の15件を除き、母子世帯の267件89%、父子世帯は18件90%が就業をしている状況であり、平均収入は母子世帯で約160万円、父子世帯は約210万円となっております。なお、児童扶養手当の受給に関しては、児童2人を扶養している場合の所得限度額が95万円となっており、この限度額を超える場合は所得に応じて支給額が減額される、あるいは全部の額が支給停止とされるものであります。

ご質問の2点目、「ひとり親家庭に対する本町での支援策について」であります。母子及び寡婦福祉法及び道の施策等に基づく町の事務のほか、町独自の事務を実施しているところであります。具体的には、十勝総合振興局と連携を図りながら児童扶養手当の受給申請あるいは母子寡婦福祉資金申請の事務、乳幼児健診時や子育て支援センター事業に伴う育児相談など、また町単独事業である遺児援護金の支給、ひとり親家庭等医療費助成制度により、18歳未満の児童のいる家庭の医療費の助成、さらには本年10月から乳幼児医療費助成事業の拡大を図り、小学校を卒業するまでの医療費を実質無料化いたしているところであります。

ご質問の3点目は、先進自治体で実施されております日常生活支援事業のことと思われませんが、この事業はひとり親家庭の児童の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話などを支援するものであり、家庭生活支援員の派遣等に要する費用の一部の利用者が負担するという内容であります。

管内では、帯広市で実施いたしておりますが、平成22年度の利用状況は8件、全対象世帯の0.3%というふうにお聞きいたしております。

制度の導入につきましては、その必要性を含め、今後、調査・研究をしてみたいと考えております。

ご質問の4点目、「相談体制について」であります。

町といたしましては、こども課が相談窓口として対応しており、関係各課との連携を図るとともに、相談内容によりましては、国や北海道などの関係機関に紹介するなど、きめ細かな対応に心がけているところであります。

また、昨年9月、「帯広市母子家庭等就業・自立支援センター」が設置され、北海道及び帯広市の委託事業として社会福祉法人帯広社会福祉協議会が、ひとり親家庭の生活全般にわたる相談、無料法律相談会、ビジネス講習会、求人情報の提供などを行っているところでありますが、センター開設時を始め、各種事業の実施の際に、町広報誌や公共施設等にチラシを配布し、周知を図ってきたところであります。

今後につきましても、関係機関等と連携を図りながら、ひとり親家庭に対する支援に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、再質問させていただきます。

児童扶養手当の受給には所得制限があり、受給できない世帯がありますけれども、その世帯に対しまして、町独自の支援は何かされているのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 町独自としては、特に支援ということについては行っておりません。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、今後、支援を検討するということはありますでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今後につきましては、そのような自治体があるのかどうかもありますけれども、調査・研究いたしますけれども、非常に難しいのかなというような思いはしております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、今後、検討をぜひしていただきたいなと思います。

また、相談体制についてでありますけれども、現在ではこども課が相談窓口としておりますけれども、子供に関する場合はこども課でも相談が可能かと思われませんが、その他の場合、例えば子供の栄養面とか保険のこと、福祉の場合は福祉課とそれぞれ課が異なると思います。それで専門の相談員や支援員が必要ではないかと思われませんが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるように、ひとり親家庭についてはいろんなジャンルにわたって相談事だとか悩みというようなことがあるのだらうと思います。それらを一人の専門相談員がいて、すべて相談に乗ってあげれば一番サービスのいいのかなというふうに思いますけれども、なかなかそういう人を配置するというのも現実的には難しいものもあるのかなというふうに思います。

昔はよく、民生児童委員の方がそうした方々の相談相手といえますか、お話をお聞きし、それを役場に取り次ぐというような役割を果たしてきたのですが、最近はなかなかプライバシーの問題もあって、そういうことも薄れてきているのだらうと思いますけれども、私どもはとにかくできる限り応援体制を組みながら、皆さん方の相談に乗れるように、さらに内部でも十分連携を密にするような体制づくりも、これも考えていかなければならないというふうに思っております。

将来的には考えなければならない問題かもしれませんが、今すぐ、来年相談員を置くということには、ちょっとならないのかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、早急にはちょっと無理かと思うのですが、やはり母子家庭などは窓口の相談のときに、女性で言いづらい面などもあるかと思しますので、専門のそういう相談員なんかを、今後、配置できるような形にしていきたいなと思います。

これだけひとり親家庭がふえている中、全国的にも母子家庭には母子寡婦福祉貸付金、資格習得また教育・訓練講座を受講する場合などは、手厚いとはいえないまでも、それなりの施策がなされておりますけれども、父子家庭の場合はいずれも除外されてしまいます。今後、こうした支援の格差の是正を目指し、本町としても父子家庭の現状にもさらに目を向けるべきと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、16時まで休憩いたします。

15：46 休憩

16：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小川純文議員の発言を許します。

小川純文議員。

○1番（小川純文） 通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

農地・水・環境保全対策事業について。

1、これまでの同事業に対する行政の取り組み経過について。

本町における同事業は、平成20年に幕別町農業協同組合管内12地区組織の結成に端を発し、平成22年度においては12組織で交付額、約1億3,200万円となり、町内において相当の経済効果があったものと推察する。本年を含めて4年間の活動実績を有するものとなった本事業に対する行政の取り組み経過及びその総括について伺いたい。

2、地区組織の広域化に向けた新たな事務局体制に対する行政の支援及び指導方策について。

平成23年10月末現在において、地区組織の増加は見られないが、次年度以降については札内地区において複数の組織が結成される見込みであることを聞き及んでいる。この状況をかんがみ、既存の地域組織及び同組織で構成される協議会の事務局が再構築される構想があるが、新たな事務局に対する行政の支援及び指導方策についてお伺いしたい。

3、全町的な取り組みに向けた今後の行政施策について。

本事業は、将来的に全町一円で実施されることが望ましいものと認識しているが、未実施の地域に対する行政の対処方針についてお聞きしたい。

十勝川下流域工事に伴い発生する泥炭などの有効利用にかかわる泥炭客土について。

本件は、北海道開発局が十勝川下流域の河川改修工事によって発生する泥炭土などの有効利用を目的として、畑地に客土を行うものであり、平成20年に豊頃町、平成21年に浦幌町、本町については昨年より実施しているものである。

農家へ客土希望調査を実施したところ、約90戸、延べ約1,700ヘクタール分の申し込みがあり、抽選により施工順番を決定したところと聞き及んでいる。

今後は、上流域に向けて工事が進められる予定で、幕別町側の掘削になっていくと思われるが、行政における現状の取り組み状況と、今後の展望についてお伺いしたい。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「農地・水・環境保全対策事業について」であります。

農地・水・環境保全対策事業につきましては「品目横断的経営安定対策」と車の両輪をなすものとして、平成19年度から平成23年度までの5年間で1期とし、農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を目的にスタートした事業であります。

具体的な事業内容としては、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、地域の環境の向上を図るため、農業者だけではなく地域住民を始め、地域の自治会や子供会、老人会などの団体が幅広く参加できる組織を結成し、これまでの保全活動に加え、地域の資源や施設を長持ちさせるきめ細かい手入れや、農村が本来持っている自然や景観を保持する地域共同作業活動を推進するものであります。

なお、平成24年度が2期目のスタートとなりますが、農林水産省予算概算要求では、本事業は重点事項として位置づけられており、251億円が盛り込まれているところであります。

ご質問の1点目、「これまでの取り組み経過について」であります。

本事業は、平成19年度からスタートいたしました。本町におきましては、平成19年度事業要望の時点で、具体的な制度内容が定まっていなかったことなどから、1年遅れの取り組みとなりましたが、平成20年度から幕別町農協管内12地区で活動を実践しているところであります。

本事業の制度上、町は活動組織と協定を結び、その実践状況を確認するといった指導的な立場にならざるを得ませんが、町・活動組織・協議会事務局が綿密に協力・連携を図り、三位一体となって円滑な事業の推進に努めてきたところであります。

総括とのことですが、この4年間で総額5億3,000万円の交付金が交付され、ほぼその全額が町内に直接的な経済効果をもたらしたことを始め、明渠排水路の床下げ工事や風じん防止対策としての緑肥作物の作付による生産性の向上、生活環境や農村景観の向上、共同活動を通じた地域コミュニティの醸成、さらには農村イメージの向上など、本事業の実施により有形無形のはかり知れない効果があったものと認識いたしております。

ご質問の2点目、「新たな事務局体制に対する支援及び指導方策について」であります。

幕別町農協管内の12地区に加え、念願でありました西幕別地区の一部の参加により、幕別町全域における取り組みの道筋が見えてまいりました。

町といたしましては、従前の12組織と新規の2組織が、円滑かつ適正に、そして安心して取り組み活動ができるよう、活動組織の意向を十分踏まえながら、新たな事務局体制の構築に向けた支援・協力を努めてまいりたいと考えております。

また、新たな事務局体制が構築された後におきましても、指導的責任を果たしつつ、円滑に事業が進められるよう、これまで以上に活動組織及び事務局との連携を密にし、できる限りの支援・協力を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「全町的な取り組みに向けた今後の行政施策について」であります。

前段お答えいたしましたように、新年度から新たな西幕別地区での取り組みが始まりますことから、これらの取り組みによる隣接地区への波及効果に期待いたしますとともに、町といたしましても本事業によるさまざまなメリット・効果を説明させていただき、できる限り早期に全町を網羅した活動組織が立ち上げられるよう、粘り強く参加への理解を求めてまいりたいと考えております。

次に、「十勝川下流域工事に伴い発生する泥炭などの有効利用にかかわる泥炭客土について」であります。

十勝川は、その源を大雪山系の十勝岳に発し、十勝平野で数多くの河川と合流し、豊頃町において太平洋に注ぐ、幹川流路延長156キロメートル、流域面積9,010平方キロメートルの一級河川であります。

十勝川は、昭和41年に一級河川に指定され、国の計画に基づく河川整備が進められてきましたが、平成9年に河川法が改正されたことを受け、平成19年3月に十勝川水系河川整備基本方針が策定され、戦後最大規模の洪水を安全に流すことを目標に、現在、整備が行われており、その一環として下流域の整備工事が施工されております。

事業主体は帯広開発建設部池田河川事務所であり、目標流下能力の向上を確保するため、河道部の拡幅工事が行われているところであります。

帯広開発建設部では、河道拡幅工事に伴い発生する泥炭の処理コストをいかに低減させるかという課題を抱えており、泥炭の有効利用法を調査したところ、泥炭は有機物の蓄積性が高く、土壌中での分解が遅いことや重量に対して10倍から30倍の水分が保持できる特性があり、土壌の膨軟化や保水性の改善を用途とした土壌改良材となることを見出されたところであります。

十勝川下流の農地は粘土含有率が高く、降雨量が多いと過湿状態になり、作物に湿害が生じる一方、乾燥時には干ばつを招きやすく、根本的な土壌改良を行うためには良質な購入土による客土が有効とされておりますが、極めて高コストなために、一般的には心土破碎や堆肥投入による有機物の補給により改善が図られているのが実態であります。

発生土の有効利用につきましては、平成22年9月に池田河川事務所から照会があり、町内の農協に打診したところ、幕別町農協から利用の要望がありましたことから、平成22年12月1日付で池田河川事務所と町の間で、「十勝川等河川整備事業に伴う発生土連携に関する協定書」を締結したところであります。

町といたしましては、協定書の締結を受け、平成23年1月に、幕別町農協を通じ個々の農業者に対し、他町で実施された試験施工の結果を周知し、あわせて要望量調査を実施いたしましたところ、94戸から要望がありました。

各町で行われました試験施工の結果によって、泥炭の効果が広く農業者の間で認識されつつありますことから、他の流域3町における要望量も多く、限られた泥炭の量を公平に活用するため、本町におきましては1戸当たり4,000立方メートル(4ヘクタールに10センチメートルの厚さで散布できる量)の上限を設け、本年度から10年間程度で施工していただくこととしているところであります。

以上で、小川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、農地・水・環境保全対策事業についてのほうでありますけれども、一番のこの4年間の、まず総括という中におきまして、この4年間この事業で取り組まれた重立った点といいますと、明渠だとかいろいろ緑肥の事業だとかあろうかと思っておりますけれども、そこら辺についての4年間の累積の実績について、まずご報告願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） この4年間の実績ということでありまして、明渠排水路の工事、床下げにつきましては延長で21万3,800メートル、風じん防止作物については3,027ヘクタール、景観作物の作付につきましては4,096ヘクタール、これらが主な内容となっております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 今、ご報告をいただきましたけれども、この明渠の床下げということで21万3,000メートル、緑肥にしても大方7,000ヘクタールという非常に大きな面積や距離の取り組みがされているということで、この事業が実施される前におきましては、私の認知している範囲におきましては、町のほうとしては明渠の直轄的な床下げの行いとか、現在でも続いておりますけれども、緑肥とあわせて堆肥の助成事業というものがございまして、これについては非常に補助率が高く、町の財政負担が低い中で事業が行われるというものでありまして、非常にこれに対する波及効果、特に明渠につきましては、今でも町でも中心となって取り組んでいただいております、基盤整備事業等々があろうかと思っておりますけれども、やっぱりその出口の問題というのが非常に経過年数をしてくるとあるわけでありまして。

そういうときに対しまして、明渠の床下げとかそういうものが実施される、そういうハードな事業の後にこういうソフトな面での、細かいきめ細かな手当てができるということで、4年前にいろいろ各地域で試行錯誤があったわけでありまして、何とか町また幕別町農協のご支援をいただいた中で、ここまでの取り組みがなされてきたと。

この取り組みの結果として、やっぱり町が今まで従前やられてきた対策と見比べたときに、この中でも5年間で5億何ぼという総事業費、それに対する町の財政負担が約1億三、四千万円程度かなというふうに考えておりますけれども、そこに対する費用対効果のほうの認識について、再度ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、この事業、もちろん国の事業等ありますけれども、やはり農業者の皆さん方の協力があればこそ、こうした事業ができたのだろうというふうに、私どもにとっても大変ありがたいことだというふうに思っております。もちろん、町としての財政負担もそう大きなものではありませんし、効果は先ほど来申し上げてありますとおり、非常に大きな効果があったのだろうというふうに思っております。これは最初は1期で終わってしまうのではないかというような心配もあったのですが、引き続き2期に入ることでもありますし、先ほどから申し上げておりますように、新たに札内地区からも2組織が加入すると、そういったことから、さらにこれらが進展できるように、そしてより高い効果が出るように、また町としても協力していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 今、町長からご答弁いただきましたように、大きな効果を有しているわけでありまして、またそのほかにも、景観作物の中でも、その各地域地域の主要幹線道路の景観対策として、これは農業者のみならず地域一丸となって景観づくりをしている。

また、景観緑肥という中で、ひまわり等の作付が行われて、本当に農村の中を走られる方が急に車をとめて、非常に時には花が咲くと写真を撮っていると、日高山脈の下に黄色い花が一面に咲いていると、本当にこの事業の趣旨に沿った景観作物なのかな、それからまた緑肥として土の中に入っている

く、景観とともに経済効果ももたらすと、そういう本当に有意義な事業として進んできている現状にあるかと思います。

また、この事業の中におきましては、行政の中でも土地改良課だけでなく、土木課の農村道路の整備だとかを幅広く多面的な面で地域の環境づくり、また、この事業は地域が主体となっていくという性格上、今までは結構行政のほうに由来であれば要望等が多々非常にあったと思います。ただそれが、地域の中で、地域の問題点を、改良点を洗い出して、それを地域の中で協議して取り組んでいく。これはある部分でいけば、地域のコミュニティのまた一端をなしている役目も果たしているのかなというふうに私も考えている次第であります。

今、町長からお話ありましたように、何とか2期目がスタートするというので、これはやっぱり4年間取り組んできた値もありましたし、これからに向けての展望も、またこれによって開かれるのではないかなというふうに感じている次第であります。

総括のほうはあれとして、これから2期目に向かうという中で、今後の体制のほうについて話を進めていきたいと思っておりますけれども。

2番になろうかと思っておりますけれども、新たな事務局体制に対する支援及び指導方法ということで、この事業、今でも何回も話出ているように、12組織で4年間取り組んできて、全町一円の対策の一つとして西幕別地区でも来年度から取り組んでいただける運びになっているということでもありますけれども、今までこれは本当に4年間やってくる中の、特に初年度の動き出す体制の時点におきましては、非常に町もこの事業がちょっと最初のうち、初め方策がよく見えなかったという経過もありましたので、町側も大変だったと思っておりますけれども、これに取り組む各事業団体のほうですか、それについても非常に不安の中に取り組んだという経過もありまして、その中で幕別農協さんにも若干の支援、後支えをいただきながら何とかこの12組織が成熟をしてきたと。そして、そこにまた新たに2組織が加入するという形になってきたわけでもありますけれども、もうこれある程度4年経過した中で、各団体においてもいろいろ事務的な取り組み、総括的な計画等々のこの事業を動かしていく中での取り組みについては、もう大分熟知されてきて、本当に町一丸となってやるときが来たと思っておりますし、今度においては全町的な取り組みとなったときには、やはり土地改良課なり、町が直接この事務局を置くわけで、直轄の事務局ではございませんけれども、町長のご答弁にもありましたように、指導的責任を持った中での円滑な運営を進めていくという中においては、町の方針というのは非常に重要だと思っております。

先ほどもご答弁いただいたわけでもありますけれども、何とかこの12組織と2組織の円滑な融合に向けての、町が指導的立場の中での立場の方針につきまして、再度ご答弁いただければありがたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今まで幕別農協さんにお世話になって、事務局も農協に置かせていただいている経緯があります。

今回札内地区からの新たな加入もありますことから、事務局体制も新たな体制づくりをしていかなければならないと、そういう思いではおりますし、私どもとしましては、あくまでも活動組織の皆さん方とご相談させていただいて、活動組織の皆さん方がこういう体制がいいのだと、そのことに向けて私どもの町としても全面的に協力していくことが、一番よりよい方向でないかなというふうに思っております。

もちろん、最終的には全町が網羅されるような皆さんに加入していただくことを目標にしながら、そのための事務局、さらに事業を進めるためのどのような事務局体制、それらも十分活動組織の皆さん方と協議会と相談をさせていただきながら、これから事務局の体制づくりに努めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） まさに本当に各地域の理解がないと、この事業は進まないと思っておりますし、これに

つきましては協議会という形が現在もできておりますし、多分今後においても協議会という形の中で行政との取り組み、また事務局体制との連携というものが図られていくのではないかなというふうに思っておりますけれども、何にしても受け皿は農業者であり、地域でありというところでありますので、今、町長が言われたように地域の声というものも大きく取り込んで、その中できめ細やかな方策というものを進めていただければありがたいなと思いますし、そのことが3番のほうになりますけれども、全町的な取り組みに向けた今後の行政施策という点にも非常につながるのかなというふうにも考えるわけでありますけれども、何せかんせ、これ先ほどからお話しさせていただいているとおり、事業費の町の財政支出の割には、町にとっても大きなメリットもあると思いますし、非常に農業者または農村地域においては、多大な、やってみると大変かもしれないのですけれども、その中でこの制度にうまく活用することによって、大きな地域の経済効果も生まれますし、この事業費の中が町外ということではなく、これいろいろな取り組みについても、町内の業者等々を中心に入札制度で行われている経過だと思うのですけれども、いろいろな明渠掘りに対しては土木施工業者の方々のご協力もいただいておりますし、農道整備について、やっぱり砂利とかそういう資材関係の業者さんにもご協力いただいております。また、緑肥については種子等々で農協だとかいろんなどころのご協力をいただいているということで、やっぱり町内に対する波及効果も非常に大きい事業ではないかなと思いますし、今後に向けたという中で、全町的な取り組みという方向に向かっていけばいくほど、町もいろんな施策をまとめて、一本化してできる道もあわせてできてくるのではないかなと。

今までのいろいろなこの地域の明渠等々の問題についても、農地・水という一本化の中で取り組みができれば、非常に合理的にかつ敏速にできるのかなというふうに考えておりますけれども、そこら辺の体制について、町のお考えのほうをまたお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおりだというふうに思います。町で行う事業、それをまさに補完するというよりはともに歩調を合わせながら、両立しながら事業が進められている、そのことが農業者の皆さんに、あるいは地域の皆さんに大きな効果を与えているのだろうというふうに思いますし、この事業のもう一つの特徴は、いわゆる老人会ですとか子供さんたちとか、いろんな人たちを含めた中、地域全体で事業を盛り上げていくと、地域を活性化させていくと、そういう大きな趣旨もあるわけですので、まさに経済効果あるいは地域コミュニティの醸成、そしてまちづくりや地域づくりに大変な効果が上がっているのだろうと、影響を及ぼしているのだろうと、そのことに当然のことながら町としても協力をし、支援をしていくのはこれはある意味では当然のことだと思いますし、町は町としての事業はもちろん持ってつつも、あわせながらこういう事業を進めていくことが、より効率的であろうというふうに思っておりますので、先ほど来申し上げておりますように、早く全町的に網羅されるような組織づくりに力を入れていくことが、これからも大切であろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 今、町長からもお話をいただいたわけでありますけれども、この事業も一応年限があるわけで、2期につきましてもおおむね27年度までという、今の現段階での国の政策でありますので、これにつきましては早急な取り組みをお願いすることと、やっぱり農業者に地域においてもまだこの事業のメリットがまだ最終的に理解されていない部分もあると思いますので、それはやっぱり行政組織挙げて各地区にご説明、ご理解をいただいた中での、全町的な取り組みへ向けての体制づくりというものを進めていただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、2番の十勝川下流域工事に伴い発生する泥炭などの有効利用に係る泥炭客土についてでありますけれども、この事業、豊頃町さんが一番先駆けて開始したということでありますけれども、最初のうちは、本当に畑に泥炭を入れても大丈夫なものかという懸念も非常にあった中で、先陣を切って豊頃町さんが取り組んでいたと。

その後、事業量が拡大していくという経過の中で、幕別町さんのほうにも池田の開発局のほうからお話があったという中で、これについてもいろいろ新聞等でこういう動きがあるということは、農業

者のほうにもある程度は伝わっていた中で、本年、幕別農協も取り組んだらどうだということで、組合員のほうに事情調査をしたところ、94戸でありますから約3割程度の組合員から、この事業に乗りたいという要望があるということは、非常に農業者としてもこの取り組みに対する内容がある程度理解されているのかなというふうにも思いますけれども、この事業の中で、従来であれば基盤整備事業において客土というものが従来の客土という形であったと思いますし、特に従来では、黒土の湿性火山灰土また泥炭地だとか、そういうところに乾性火山灰土、通称赤土ですか、水はけのよい土を持ってくるのが客土事業というのが通常でありましたけれども、近年等いろいろな試験データ、取り組みの中で、泥炭でも今度は土層改良という、土層・土質改良という視点において泥炭客土ができるということで、近年いろんな地区で畑総をやっていただいておりますけれども、特に客土事業を入れると予算規模、ボリュームの関係で、やっぱり暗渠、明渠排水を中心とした基盤事業というのが近年の傾向であろうとは思いますが、この泥炭客土という中で、畑地の土質改良をしていただければ、非常にありがたいところであります。

ただこれについても、若干この取り組みがもうちょっと早ければ、まだもうちょっと広く普及できたのかなと。今、非常に残土の奪い合いという状況のようにも聞いておりますけれども、そこら辺の状況について再度詳しくご説明のほうをお願いいたします。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） この事業につきましては、平成20年度に豊頃町で始まったのがスタートでありました。私どもの町にも一昨年ぐらい、こういう泥炭を売り出すよというのがあるのだけれども、希望はないのだろうかというお話が非公式な形でございました。その際には、私としては農協の理事者側にこういう話があるけれども、どうでしょうかというお話をさせていただいたこともありました。ただ、その時点ではまだ試験結果が、効果というものが定かにならなかったということもありまして、それでそのまま経過してしまったということで、正式には22年ですか、昨年9月に照会があって、まずは町内でも試験をやってみようということと、よその町での効果もわかってきていましたことから、町内における試験とあわせて、ほかの町での効果によって、だんだん農業者の間に広まって、そして94戸からの希望があったということだというふうに思っております。

それで、量につきましては、今後おおむね200万立米ぐらいではないかというふうに開発のほうからいわれております。これを流域4町で公平に分けるということがありまして、それを4町で分けて、さらに、今、希望をとりました94戸の方に分けるとなりますと、先ほど町長のほうから答弁させていただきました1戸当たり4,000立米というのが、今の上限にせざるを得ないかなというところでありまして、一応10年程度かかるということでもありますので、その後、さらに残土がありましたら、また有効利用については皆さんにお知らせをしたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） これにつきましては、本当に事業というよりも開発局の残土の有効利用ということで、非常に主導権等々この運用についても開発局が主体でやっていることでありますので、この町のこちら側の要望でどうこうというのは、すぐなるというものは非常に厳しいかとは思いますが、どちらにいたしましても、やっぱりこれは河川事務所等々を通じまして、強力でこのことも要請していただきたいことでもありますし、これに対する期待度は大きいというのが、この申し込みでも見られていると思いますので、また、これに対する費用的な部分が行政においても農業者においても、非常にかからないというところが、本当に残土の有効利用というこの一点でできるということが、非常にメリットというよりも、本当に端的に言えば受益という形になるのかなというふうにも思いますので、進めていただきたいと思います。

本日、農地・水とこの泥炭客土のことについてご質問させていただいたわけでありまして、先ほど来いろいろ質問の中でありましたけれども、やっぱりこれが町の基幹産業が農業とするところの基本の足腰づくりでないかなというふうにも考えるところであります。

こういう下づくりの地盤、基盤づくりの事業展開をしていただくことが、農業の生産向上につなが

るわけでありまして、生産向上が農家の農業者の所得向上、それにまつわるいろいろなシステムの循環につながる形でもあるかなと思いますので、今後においてもこういう基盤整備的な下支えというところを強く町にも取り組んでいていただきたいと思いますが、町長の今後に向けての総括的な、こういう基盤の体制づくりに向けてのお考えを再度聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） よく言われますように、農業の一番基礎となるのは土地改良、基盤整備事業だとよく言われます。ただ、残念ながら、今、一時期から見ると基盤整備事業費も6割ぐらいに落ちているような状況であります。農家の方々からすれば、大変残念な思いをしているのではなかろうかというふうに思っておりますけれども、私どもは何とか基盤整備事業をさらにかってに返るように、これからも運動を続けていかなければならないというふうに思いますし、基盤整備事業の大事さということについては、私どもも全く同じ考えであります。

町としても、できる限りそういう基盤整備事業の確保に、これからも努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） それでは、強い町長の考えもいただきました。今後とも基盤整備等々含めまして、農業の支援策という中の取り組みをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、小川純文議員の質問を終わります。

[延会]

○議長（古川 稔） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご意義ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

16：38 延会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成23年第4回幕別町議会定例会
(平成23年12月8日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
1 小川 純文 2 寺林 俊幸 3 東口 隆弘
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第61号 幕別町税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第62号 幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第63号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第6 議案第64号 財産の処分について
- 日程第7 議案第65号 財産の処分について
- 日程第8 議案第66号 指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第67号 平成23年度幕別町一般会計補正予算（第5号）

会議録

平成23年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成23年12月8日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月8日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小林純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代表監査委員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 飯田晴義
会 計 管 理 者 新屋敷清志 企 画 室 長 堂前芳昭
民 生 部 長 菅 好弘 建 設 部 長 高橋政雄
札 内 支 所 長 飛田 栄 忠 類 総 合 支 所 長 古川耕一
教 育 部 長 佐藤昌親 総 務 課 長 田村修一
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 企 画 室 参 事 伊藤博明
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄 こ ど も 課 長 森 範康
水 道 課 長 田中光夫 学 校 教 育 課 長 羽磨知成
商 工 観 光 課 長 八代芳雄 生 涯 学 習 課 長 中川輝彦
経 済 建 設 課 長 細澤正典 税 務 課 長 姉崎二三男
町 民 課 長 川瀬俊彦 保 健 福 祉 課 長 原田雅則
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
1 小川 純文 2 寺林 俊幸 3 東口 隆弘

議事の経過

(平成23年12月8日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番小川議員、2番寺林議員、3番東口議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、議長に通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○11番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、幕別町における今後の幼稚園、保育事業について質問をいたします。

本年6月10日の新聞紙上で、昨年の合計特殊出生率（女性が一生の間に産む平均子供数）が1.29であったと報じられました。政府の将来人口推計によると、日本の出生率は2007年に1.31で最低となり、その年以降、上昇に転ずると想定していたが、昨年は出生率の予想最低値1.31を下回ったこととなります。今後の出生率についても、本格的な出産、子育て支援策を講じない限り、低下し続けるおそれが強いと考えられます。

幕別町においては「次世代育成支援行動計画」に基づき、きめ細やかな保育サービスの推進を含め、子育て支援・少子化対策を推進すると第5期幕別町総合計画にあります。

乳幼児についての教育・保育については、現在、親の責任もありますが、地域社会が子供が豊かに育つ権利を平等に保障しなければならないという方向になっています。

つきましては、今後の町の幼稚園、保育事業体制について、以下お伺いをいたします。

- 1、乳幼児の将来推計について、地区別にどのように推移していくと考えているか。
- 2、保育所、幼稚園の今後の施設整備と運営体制についての考えを地区別にお伺いいたします。
- 3、保育所の給食体制とアレルギー対応について、お伺いいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町における今後の幼稚園と保育事業について」であります。

厚生労働省が本年6月1日に発表した平成22年の人口動態統計によりますと、「平成22年の合計特

殊出生率は1.39で、前年の1.37を上回り、都道府県別の全国一は沖縄県の1.83、北海道は東京都の1.12に次ぐ1.21と46番目」と発表されております。

合計特殊出生率がこの水準以下になると、人口が減少する水準のことを人口置換水準といいますが、年によって変動があるものの、その数値は平成23年厚生労働白書ではおおむね2.1と示しております。

平成2年の「1.57ショック」以降、国は平成6年にエンゼルプランを策定、平成15年7月には「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を施行し、各種施策を総合的に推進する枠組みを整備したところでありますが、その後、平成21年12月に閣議決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」を設置し、同会議をこれまでに3回開催、その作業グループの一つである「基本制度ワーキングチーム」は、16回の会議を重ね、現在は主に「社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担」及び「こども園」の創設に係る国と地方の費用負担のあり方等の検討が続けられているところであります。

ご質問の1点目、「乳幼児の将来推計について」であります。

まず、乳幼児の全体数を求めるために、過去の国勢調査による乳幼児数の増減を求め、コーホート法に基づき求めた数値は、次世代育成行動計画（後期計画）において、ゼロ歳から5歳までの合計数は平成24年で1,300人、平成26年には1,210人と推計をいたしているところであります。

地区別に推計を求めることは、今後の社会情勢等の変化も想定されますことから困難でありますので、過去3カ年の出生状況と、その地区別について申し上げます。

平成20年の出生は176人であり、このうち幕別地区は31人、札内地区は134人、忠類地区は11人です。平成21年は182人のうち、幕別37人、札内135人、忠類10人。さらに昨年平成22年は196人の出生のうち、幕別39人、札内150人、忠類7人となっており、札内地区が微増の状況であります。

なお、45年前の昭和40年と昨年平成22年に実施された国勢調査における本町の人口を比較いたしますと、昭和40年の人口が2万1,515人に対し、平成22年には2万6,547人と、5,032人の増となっておりますが、18歳未満の人口及び構成割合は、昭和40年に18歳未満が8,741人、全体の40.5%であったものが、昨年の国勢調査では18歳未満が4,558人、17.2%と、2割を切った状況になっております。

ご質問の2点目、「保育所と幼稚園の今後の施設整備と運営体制について」であります。

常設保育所につきましては、平成22年度から平成26年度までの5カ年間を計画期間とした「幕別町立保育所民営化計画（第2次）」により、施設整備及び運営体制を定めているところであります。同計画では、町内5カ所の常設保育所のうち、札内南保育所につきましては、民間による改築の上、平成26年度から民設民営により保育を行い、札内さかえ保育所は、幕別子育て支援センターを併設しておりますことから、本町における保育及び子育て支援の拠点施設として保護者ニーズの把握に努め、本町保育行政の先導的役割を担う施設として位置づけをいたしたところであります。

札内北保育所につきましては、新北町、北町の民間住宅における子育て世代の入れかえや北栄町の新築住宅建設による転入者の増加に伴いまして、札内さかえ保育所への入所希望児童のクラス定員を超える児童の受け皿となる施設として、両常設保育所とも平成26年までの間は、公設公営としたところであります。

本町地区の幕別中央保育所につきましては、入所児童数の推移、さらには、わかば幼稚園入園児童数の推移を考慮しながら、あり方について教育委員会と引き続き検討するとしたところでありますが、ご承知のとおり、現在、国は、認定こども園から「こども園」としての制度設計の検討を重ねているところであります。財源確保、国と地方の費用負担及び国の所管を含めて、いまだ具体的な内容が提示されていない状況でありますので、具体的な取り組みについては、この計画期間後になるのではないかと想定いたしているところであります。

忠類保育所につきましては、「今後は入所児童数の減少が見込まれることから、当面は運営委員会に

よる運営を継続し、ただし、平成 26 年度を目途に、保育経験のある社会福祉法人等に運営を委託することを検討する」としたところであります。

幕別地域農村部の五つのへき地保育所につきましては、「通年化の要望もあり、管内のへき地保育所の運営状況等を勘案し、今後は統合をも視野に入れた検討をする」としたところであります。

いずれにいたしましても、国では、「保育に欠ける」という、保育所入所要件の撤廃も含めて論議をされており、子育てに関する施策が大きく変わっていくものと想定しておりますので、今後も国の動向を注視しつつ、昨年、施行いたしました「幕別町子どもの権利に関する条例」の理念であります「子育ての社会化」と「未来をつくる子どもの幸せなまち」の実現を図るため、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「保育所の給食体制とアレルギー対応について」であります。

給食体制につきましては、自賄い方式により、1 保育所につき調理師資格者を 2 人、児童数が多く、子育て支援センターの一時保育を行っている、さかえ保育所については 3 人を配置し、2 歳児までは完全給食、3 歳以上児は主食を持参しておりますので、副食を提供しているところであります。

次に、アレルギー対応であります。献立につきましては、毎月、町栄養士が作成する「ゼロ歳児から 2 歳児」及び「3 歳児から 5 歳児」の 2 種類の予定献立表に基づき、調理をいたしているところであります。本年 11 月 1 日現在、5 常設保育所に入所する 439 人の児童のうち、児童生活調査票及び保護者の申し出による、アレルギー対応を必要としている児童は 13 人 (2.96%) であります。

その内訳といたしましては、調理方法等を含め献立を別に作成して「対応食」を提供している児童が 5 人、果物やナッツなどを除去、あるいは代替食品を提供している児童が 8 人であります。

児童は、低年齢児にアレルギーであった食材でも、日々の成長の中で食することができるようになってくることもありますので、保護者、保育士及び栄養士が連携を図りながら、一人一人の児童の心身の健全な発達を願い、保育及び給食を提供しているところであります。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長 (古川 稔) 芳滝議員。

○11 番 (芳滝 仁) 再度お伺いをいたします。

ご答弁の中で最初のところで、国のほうでは、次世代育成支援のために包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うために種々会議が開催をされておるというご答弁がありました。

この通告書提出後に、今月に入りましてから新聞紙上で、子育て支援施策、内閣府へ一元化という形で報道がなされまして、政府は 11 月 2 日、2013 年度からの段階的な導入を目指す、子ども・子育て支援システムの一環として、現在は関係省庁が縦割りで所管している子育て施設を内閣へ一元化する方針を固めたとする報道がありました。国が進めておりました会議の中で、一つのこれまでの状態を一步、国としては進めるというふうな方向が出されたことだと思いますけれども、この国の進め方につきまして、町長のお考えをまずお伺いさせていただければと思います。

○議長 (古川 稔) 岡田町長。

○町長 (岡田和夫) 幼保一元化の問題は、非常に古くからいろいろな場面で論議がされてきているわけでありまして、今回の民主党政権の中でも大きな課題として幼保一元化を進める、特に幼稚園と保育所の一体化を進めるというようなことが言われてきたわけですがけれども、なかなかお互いにそれぞれの権益を離さない、妥協という言葉が適当かどうか知りませんが、なかなか論議がかみ合わない中で今日まで来ているということでもあります。

先般の新聞でも、幼保完全一元化を断念するというような報道もありますけれども、これは当面、厚生労働省と文部科学省でそれぞれの所管を一つにして内閣府に持っていか、幼稚園と保育所の施設の設置の基準を一本化するか、いろんなことが想定されていたわけですがけれども、それらが結局はお互いの言い分がかみ合わないという中で、今回、平成 25 年度の整備については難しいだろうというようなことが言われたのだろうというふうに思います。

私どもは、先ほど言いましたように、本町地区については幼稚園と保育所を一元化することがいい

のではないかというような構想、計画もありますので、今後とも国の動き等を十分注視しながら、それらに向けて町としても対応していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） なかなか一本化というふうな形にはすぐならないのだろうと思うのでありますけれども、新聞でも指摘をされておりましたが、やはり文科省と厚労省の一つのその部分が残っていくのだろうというふうなことが言われております。今後とも、そういうことを視野に入れた形で、乳幼児に対する一つの施策というものを考えていただければと思うところであります。

1 点目の乳幼児の将来推計につきましてであります。先日の広報で国勢調査が発表されました。児童の部分でありますけれども、平成 12 年の段階では、5 歳から 9 歳までが 1,374 人、平成 22 年では 1,281 人ということで、5 歳から 9 歳までは 93 人の減だということでありました。ゼロ歳から 4 歳になりましたら、平成 12 年では 1,284 人、平成 22 年では 1,000 人、ここでは 284 人の減ということになっております。これをずっと見ましたら、やはり低年齢のところでも少子化が進んでおるのだろうと。これは全国的にそうなのでありますけれども、そういう傾向が幕別町でも見られるのだろうと、こう思うわけですが、今日のご答弁の中で示されました、いわゆる地区別の出生を踏まえた形での、これは変わるのでありますけれども、また札内にも団地が造成されたりしますから、いろんな形で変動がされてくると思うのでありますけれども、この 3 年間で余り変動がなく、幕別地区にも札内地区も少しふえておるといふことがご答弁でありました。このことは少しほっとするなど。減少していく中で、多少でも、これまでの町が打たれたさまざまな子育てに関する施策、支援が少し実を結んできておる形になっておるのかなと、こう思って評価をさせていただくところでありますが、この子育て、いわゆる少子化の問題につきましては、幼稚園事業だとか保育所事業だけでなく、さまざまな形の支援が一体化して必要なわけでありまして、殊に乳幼児の養護、教育につきましては、その根幹をなしている事業であろうかと思えます。やはりそのところをきちっと方向づけて、幕別町としてその方針を示していくということが、今後の少子化に向けて大切な一つの幕別の姿勢ではなかろうかと思うところであります。

そのことを考えますときに、幕別、札内、忠類というふうな形で、今、示されてありますけれども、札内地域におきまして出生のされた数につきまして、多少、札内の北方面、南方面だとかという形で数字が出ておりましたら、お聞かせ願えたらと思うところであります。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） ただいまのご質問は、札内の地区別、北だとか、南だとか、そのような数字については、今のところ私どものほうとしては持ち合わせておりませんので、ご理解をいただければなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 今後の施設整備だとか、運営のことにつきまして考える場合に、変動はありますけれども、年度当初の出生率だとか、転入転出だとかというような形の、ある程度やはり地区別に人数を踏まえていくということが、材料として非常に大事なことでないかと思えますので、ひとつその辺は検討していただいて、できるだけ細かなデータの上で事業を進めていただくようお願いできればと思うところであります。

参考にお伺いしたいのでありますけれども、平成 22 年度の決算資料で各保育所の平成 20 年度から 22 年度までの、いわゆる入所されていらっしゃる子供さん方の数が出されております。各保育所並びに幼稚園につきまして、本年、現状どのような人数であるのか、もしそのデータがあればお知らせいただければと思います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 常設保育所の関係について、お答えをいたします。

毎年 4 月 1 日現在の入所状況を決算資料に記載しているところでありますけれども、平成 22 年度 4 月 1 日現在 414 人、五つの常設保育所で 414 人という数字でありました。平成 23 年度につきましても 414

人、同じ数の子供たちが入所しております。ちなみに平成 24 年度、来年度に向けての入所申し込みをしているところでありますけれども、昨日現在の数字としては 5 保育所で 426 人の申し込みをいただいているところであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 各保育所の、常設の 5 保育所がありますけれども、それにつきましてデータがありましたら、重ねてお願いしたいと思います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 失礼しました。平成 23 年度と 24 年度に向けた現状の申込数の数字を報告いたします。

中央保育所 75 人、新年度 74 人の申し込みがございます。南保育所、平成 23 年 78 人に対して 73 人、あおば保育所 86 人に対し 89 人、北保育所 70 人に対して 70 人、さかえ保育所 105 人に対して 120 人という状況でございます。

以上です。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 人数的には結構ふえておるといふような状況でありまして、少し安心をしたのでありますけれども、今後の推移につきましても、できるだけ子供がふえるような形で願っているところでもあります。

もう一つお伺いしておきたいのでありますが、子育て支援センターの特別保育事業の利用実績、22 年度の決算説明書には出ておりますけれども、本年の利用状況がわかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 子育て支援センターにつきましては、支援センター事業と一時保育事業ということで、大きく分けて 2 種類の事業を実施しているところであります。平成 22 年度につきましては、決算資料にあるとおりでございますけれども、平成 23 年度につきましても、現状、昨年度と同じような形で推移しているところであります。

ただ、一時保育につきましては、平成 22 年度において、前年に比較しますと 1 日平均 2.9 人のところが、平成 22 年は 5.2 人というふうな利用になっておりますが、平成 23 年度の 11 月末現在の状況では、1 日平均たしか 3.2 人程度という状況になっております。以上です。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 子育て支援センターの施設開放事業というのは、一般でありますけれども、特別保育事業と申しますのは、短時間労働や職業訓練や求職活動等で一時的に家庭での保育が困難になった方々のためだとか、あと保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護だとか、緊急の場合に一時預けられるというふうな形でありまして、これが決算書にもありますけれども、平成 20 年度が延べ人数が 794 人、21 年度が 861 人、22 年度が 1,578 人という実績の人数でありまして、非常にそういう意味では、一時的に預けられる保護者がふえていらっしゃるのだろうと。ことし聞きましたら少し減っておるようでありまして、やはり高水準で推移をしているのだろうと思います。そういうことも、今後のその方針につきまして私はデータとして勘案をして、将来のあり方を考えていく必要があるのではないだろうかと思うところであります。

もう一点、その推移につきましてお伺いをしたいのでありますが、幼稚園、保育所に通年入所されていない方がどれぐらいいらっしゃるのか、その数字がわかればお知らせ願いたいと思います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 本年 5 月 1 日現在の児童の状況についてお答え申し上げます。

ゼロ歳から 5 歳までのいわゆる未就学児 1,281 人でございますけれども、このうち常設、へき地、それから忠類も含めまして、保育所という保育にかかわっている児童の数が 525 人、全体の 41%とい

うことになっております。それから、幼稚園に入所している児童は、町内二つの幼稚園、ほか帯広市の幼稚園に通園されている児童を含めて243人、全体の19%、残る未所属の児童が511人、4割というふうには押さえているところでございます。以上です。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 意外と多い子供さん方が通園、通所、入所なさっていらっしゃるという現状があるかと思えます。恐らくこれはゼロ歳から2歳児までが圧倒的に多いのだろうと思うのですが、幕別町は待機児童がいないのでありますけれども、国におきましても待機児童がもう2万人を超えるというふうな形で、90%がゼロ歳から2歳児というふうな形になっております。これは、いわゆる都会ではまた違う問題があるのだろうと思うのでありますけれども、我が町で4割の子供さん方が、入所されていないというふうな実態のところ、その理由です。家で、在宅で保育をされるということがおおむねそうだと思うのでありますけれども、何らかの理由で入所させることができないのか、そういうふうなところで問題を抱えていらっしゃる、そういう保護者がいらっしゃるのか、その辺のお話を聞いていらっしゃるのではないか、その辺を少し伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） ただいまゼロ歳から2歳ぐらいが中心だろうというところで、511人という数字が出ました。保育所につきましては、保育に欠けるというのが入所要件になりますので、多分その辺の子供さんたちにつきましては、家庭の中で保育できる状況にあるというふうに一応押さえてはおります。ただ、ゼロ歳児につきましては、なかなかこれは難しいところもございまして、若干におきましては、託児施設というのでしょうか、そのような施設のそのようなところをお願いをしている方もいらっしゃるのかなというふうに思いますが、そのほとんどは保育に欠ける要件を満たしていないというふうに私どもは押さえております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 生活保護世帯は免除されますけれども、保育料でありますけれども、非課税世帯でもゼロ歳から2歳は3,330円かかるということでありまして、忠類の保育所では5,500円かかるというふうなことになっております。この金額につきまして、高いのか安いのかということはいろいろあると思うのでありますけれども、経済的な理由だとか、あと保育所の入所につきましては、就労条件というのがあります。仕事をしたいのだけれども、仕事がなかなかなくて、そしてなかなか経済的にも大変だというふうなところで、いわゆる免除、減免の対象になっていらっしゃるというふうな方で困っていらっしゃる方がいらっしゃるのか。そういうこともいろんな発信をしまして、そして相談を受け付けていくような、そういう方策と申しますか、問いかけて、できるだけサービスを提供していけるような形の方向も、これから大事なのではなからうかなと思うところであります。

1の質問につきましては、そのような形で、子供たちの人数の推移だとか、子育て支援のあり方だとか、あと在宅でいらっしゃる方々の状況だとか、さまざまな形でその細かなデータをとって相談をされながら、今後の、やはりその施設の整備、そして運営のあり方について、私は進めていくべきだと思うことでありまして、その辺につきまして、やはりまだ少し努力をする必要があるのではないかなということをおし上げておきたいと思うことであります。

2点目の保育所と幼稚園の今後の施設整備と運営体制について、前段の話のところから進むわけでありまして、ご答弁では、まず札内地区のところからされていらっしゃると思いますので、そちらのところから入らせていただきます。

今、青葉保育所が指定管理になりまして、さまざまな形でその保育事業を展開してござっております。延長保育、また病後児保育、特色を持って、民間でできる形をほぼしてござっておりますが、この方針の中で、南保育所につきまして、民設民営というふうな方法を出されてござっておりますが、このことにつきまして、中身につきましても、そろそろ具体的な議論に入っていく必要があるのではないかと。いろんなニーズにこたえていく、例えば早朝であるとか、延長がどれぐらいできるだとか、あと、今、木野保育所では休日保育が開始されております。そういうふうなことも含めて、今後どのよ

うなお考えでいらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 現在、内部で保育の種類も含めて検討中でございます。

実際には、先ほど町長からもお話ありましたように、保育所を改築する場合に国から補助がございますけれども、その補助のメニューが今年度で切れるという状況にあります。具体的に次に新たなメニューというのがいまだ国から出されていない状況でありますので、しかも公立での建てかえについては、補助金のメニューがございません。民間、社会福祉法人あるいは学校法人の場合に補助を出すというメニューが、今後、継続されるかどうかというのがまだ見えていない状況でもありますので、前段申し上げましたように、保育のメニューをどうするのと、通常保育以外をどう考えていくのだということも含めて検討はしているところですが、実際には国の動向をまだ見ているという状況にあります。以上でございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 先日、新聞報道で、私立の保育所の補助金が打ち切られるというふうなことが報道されておりました大変心配をしておりました。恐らくこれはこども園というふうな形の創設に向けて、そういうことも含めた形でそういう方針が出されておるのかというふうなことも考えられようかと思うことでありまして、その辺の動向を見ながら注視していただきたいと思っておりますけれども、いわゆるサービスの中身、運営の形と申しますのは、やっぱりある程度の方向性と申しますか、どういうニーズがあるのか、これからどういう対応をしていかなとだめなのかというふうな大まかなその基本的な形はやはり今から検討をして、制度内でできる一つの形のところでそれを実行していくというふうな前段で、やはり前もって計画をしておく必要があるかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今、地域でいろいろと求められているのは、一つは延長保育ですね。早朝または時間をさらに延ばすということだとか、先ほど出ました休日の保育、このようないろんなニーズが住民の中に出てきている部分というのは私たちも把握をしているところでございますので、今後、保護者等のいろんな要望などもお聞きしながら適切に対応していきたいなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） もう一つ、ここでは検討材料に入れていただければと思うのでありますが、子育て支援センター、さかえでありますけれども、やはり札内南のほうで事業を展開されるのであれば、そのこともひとつ念頭に入れた形の展開の仕方が、私は必要なのではなかろうかなと思うことであります。

次に、幕別地区で認定こども園というふうなことが少し話が出ておりましたが、まだ検討状況であるというふうなご答弁でありました。

先日、10月であります、民生常任委員会で研修をさせていただいた兵庫県の西伊丹学園というところが、幼稚園であったのが認定こども園という形で、内容が保育所の形に幼稚園を合わせると。基本的には8時間で、幼稚園は4時間ありますけれども、延長のことにつきましては料金設定しましてやっていくというふうな形で、午前中は皆一緒に保育をしていくというふうな形がありまして、なかなかその運営について大変ご苦労されたというふうな話を聞かせていただいております、本当にそういう運営に持っていかれるまでは四苦八苦されたのだろうというふうなことが検証されました。

今のところ幼稚園のほうは減少傾向にありますけれども、保育所のほうはそう変わらないというふうな状況であります。今後、乳幼児の状況を判断しながら、あと国のその制度設計を見ながら、こども園というふうなことも含めて、一歩進んだ形で進めていく必要があるかと思うことでありまして、幕別地区のことにつきましては、そういうことで申し上げたいと思います。

へき地保育所につきまして、通年というふうな運営委員会のほうから声があるということは聞かせていただいております。あと統合だとかという、ご答弁の中にもありましたが、できるだけ運営委員

会の要望を踏まえながら、大切にへき地保育所の運営について、そういう拡充を含めてご検討いただければと思うことであります。

忠類へき地保育所の件につきまして、少しお伺いをしたいのでありますが、運営の形も保育所の設定も常設の保育所の設定と幕別へき地保育所の設定と違うわけでありまして、忠類は通年で保育をされております。今、幕別のへき地保育所は1月、2月が休み。条例では11月30日から4カ月なのですけれども、それをふやして、1月、2月というふうな形に拡充をされているのですけれども、忠類は通年でされているというふうなことがあります。一応、運営委員会というふうな形で、今、ご答弁で出てきましたが、どういうふうな運営状態であるのか、大まかにお話しいただければと思います。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（古川耕一） 忠類保育所について、お答えをしたいというふうに思います。

忠類につきましては、現在の運営委員会方式、これは昭和52年に民間から、当時、忠類村に移管をされてしたものが始まりでありまして、もう既に35年以上、今の運営委員会方式というのが継続されてきております。そして、この運営委員会につきましては、委員の構成でありますけれども、社会福祉事業に関心を持ち、また学識経験のある者若干名ということで、今10名ほどの運営委員会の組織を持ちまして運営をされているところであります。そして、この運営委員会につきましては、学識経験者あるいは忠類小学校の校長先生だとか、忠類保育所の園長先生あるいは歴代の会長さんだとか、子ども会、保育士会、親の組織する会でありますけれどもその会長だとか、その方たちが集まって、今の保育所を運営しているという実態でございます。

以上であります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 条例の規則を見ましたら、所長、副所長は町長が任命するというふうな形になっております。町の公立のへき地保育所なのでありますが、職員が町の職員であるのかないのか、そのところをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（古川耕一） 忠類保育所につきましては、施設管理するものは町が管理をして、業務運営を運営委員会に委託をするという方式でありますので、職員につきましては忠類運営委員会が採用し、忠類運営委員会のほうで雇用しているという、今ちょっと変則的な状況でございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 本来でしたら、町の保育所であれば町の職員だというのが基本だと思うわけですが、35年間実績をされて、そういう運営をされておられたということであり、将来に向けては、26年の段階では考えていくというふうな報告がなされているのだと思うのであります。その辺の責任のあり方につきまして、やっぱりちょっと懸念するところであります。民間でありましたら社会福祉法人だとか、あとそれに準ずるきちっと会計報告だとか、貸借対照表だとか、いわゆる上に報告をしていくだとかという、きちんとそれが満たされないと認可されないということになっておりますから、ある意味では委託しておる運営委員会が法人でもなければ、ただそういう学識経験者、地域の方々が運営していらっしゃるということであって、その社会的な基盤と申しますか、そういうことが非常にある意味では不明瞭な形になっておろうかと思ひまして、その辺のところいろいろと道、国のほうで調整をされて、そういう形をとっていらっしゃるのだと思うのでありますけれども、早くそういう、少し懸念があるところは早急に方針を出していく必要があるのではないかと思います、どうでしょう。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（古川耕一） 確かに、今、芳滝議員おっしゃるとおり、責任等につきましては非常に課題が残るものだというふうに私どもも思っております。ただ、忠類村におきましても、当時、常設保育所なり、あるいは法人格にということで検討はしているようでございますけれども、ただ、忠類保育所の場合は幼稚園もないということから、すべての子供を保育所に通わせる手法として今まで

のやり方をずっと続けてきたということで、当時、常設するものにつきましては断念をしたという経緯もございますけれども、今、芳滝議員おっしゃいますように、非常に課題も多いということから、現在、私どものほうでは内部で、今、協議を重ねておりまして、ある程度、事故等の問題あるいは今おっしゃいました職員等の問題もありますので、できるだけ早いうちにそれらを解消したいというふうには今考えているところでございます。以上であります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） そういう方向で早急に議論を詰めていただきたいと思うことであります。ご答弁では社会福祉法人というふうな形で方針立てをされていらっしゃいますが、忠類保育所が子供が減少傾向にありまして、なかなか受けていただく民間があるのかないのかというふうなこともあります。それもやっぱり課題だと思えますし、今、へき地保育所ですから、認可外なものですから、3歳以上は就労条件を外して入所していただいているということで、地域にとっては非常にありがたい形の保育所の形になっておろうかと思えます。

こども園というふうな形が、恐らくこういう形になっていくのではないのかと。認定こども園もそうではありますが、就労の条件が外されますから、保護者が家にいても通わすことができるということがあります。そういうところも今の保育所のところでは問題になってきておることも、こども園に移行していく一つの理由になっておろうかと思ひまして、だから、社会福祉法人でありましたら、保育所でありましたら、やっぱり就労条件が発生いたしますから、だから、ある意味では、こども園的な発想のほうが忠類全体の子供たちを受け入れることができるというふうなことになっていくのではないかというふうなことは、私の考えとして申し上げておきたいと思うことでございます。

22年の3月の質問で、保育指針が21年の4月に変わったということで質問をさせていただいておりました。養護と教育ということで、これは幼稚園教育要領の中身、教育の中身と保育指針の教育の中身が変わらない形でされて、幼保一体化に向けた流れを内部からつくっていった形になっておりました。その辺で、その後の現場における保育所の取り組みについて、お伺いをしておきたいと思ひます。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 保育指針の改定、たしか12年ぶりと、年数だったと思ひますけれども、改定になりまして、その中で、今、議員が言われたように、教育という分野が考え方として移入されました。平成22年度から保育要録というものを小学校に送致するということになりまして、過去2年間、小学校に送致しているところであります。

具体的に申し上げますと、保育要録の中に書かれている教育の5項目というのがありまして、健康、人間関係、環境、言葉、表現という項目がございますが、基本的には教育という言葉を使いながらも、発達援助、児童の意欲とかコミュニケーションというものをいかに伸ばしていくか、いかに子供たちができたかということについて、小学校に送致するという記載例になっております。具体的に申し上げますと、保育の中で保育指針が改定になったから大きく変わっているという状況ではございません。今までどおり保育をしながら教育という概念を取り入れた子供とのかかわりを保育士が日常行っているという考え方でございます。以上でございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 5項目が全く幼稚園の要領と同じ内容になっております。ある意味ではそういう意味で保育の質の向上と申しますか、そういうことが求められているのだらうと思ひます。ひとつ努力をしていただきたいと思うことであります。

最後、給食の問題であります。へき地保育所の給食体制と、あとアレルギー対応につきまして、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 幕別地区五つのへき地保育所、農村部に五つのへき地保育所がございます。そのうち、駒島の保育所につきましては、忠類保育所と同じように、忠類の学校給食センターから配

送をいただいています。それから、残る幕別地域の四つの保育所につきましては、幕別学校給食センターから配送していただいております。基本的に給食センターの栄養献立に基づき作成いたしますけれども、低年齢児でありますことから、牛乳は除いて提供しているという状況にあります。

なお、平成 23 年度におきまして、へき地保育所においてアレルギーの対応をしている児童はございません。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 注意をしていただきながら対応をしていただければと思います。

あと、ご答弁に栄養士というのが出てまいりました。保育所の給食につきましては、専属の栄養士がいらっしゃるのでしょうか。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 町保健課に専属の栄養士 1 名が配置されております。以上です。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 少子化対策、乳幼児の養護、教育につきまして、きめ細やかな対応が早急に求められてくるだろうと思います。このことがやっぱり少子化対策では一番大切なことになろうかと思うことであります。

幕別町で子育てをしておよかった、また、幕別町で子育てがしたいというふうに思っただけのような、その乳幼児の教育、養護の施策の展開を今後していただきたいということをご期待申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

10 : 58 休憩

11 : 10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○15 番（中橋友子） 通告に従いまして、2 点についてお伺いいたします。

初めに、「新年度予算編成について」であります。

現在、新年度の予算編成期を迎えております。

これまで幕別町では、「第 5 期総合計画」に基づき、まちづくりを進めてきました。住民参加を基本に、産業振興を図り、高齢者にも子供たちにも安心して暮らせることを目標にし、平成 29 年には人口 2 万 8,000 人を目標に掲げております。

しかし、現実には、国が進めている政治は、地域の経済や農業を衰退させる TPP の交渉参加に向かうとし、また消費税の増税や、税と社会保障の一体改革などと称して、国民の負担をふやし続ける方向に向かっています。貧困と格差の広がりはさらに拡大し、幕別町民の年間所得は 200 万円以下が 71.7%、年金だけでは年間所得 200 万円以下は 80.9%になります。いずれも前年よりふえています。国に対して改善を強く求めていくことは当然のことではありますが、同時に町民の暮らしを支える町独自の手だてをしっかりととっていかねば地域は疲弊してしまいます。

新年度の予算編成に当たり、幾つかの懸案事項についてお伺いいたします。

1、新年度予算編成の基本的な姿勢について。

2、財源の確保と公債費比率の削減のあり方について。

3、人口 2 万 8,000 人のまちづくりの具体化として、①札内、幕別、忠類の現状と平成 29 年の推計について、②特に本町地区の定住対策について。

4、平成24年度から実施予定のコミバスの取り組み状況について。

5、日常的な住民参加のまちづくりの推進について、伺います。

次、2点目は、「水道料金の見直しについて」お伺いいたします。

平成20年6月に、幕別町の水道料金は14.51%の引き上げ改定されました。次に、平成22年には、下水道料金が15%引き上げられました。毎日の生活に欠かすことのできない水の料金は、帯広や近隣町村に比較して幕別は高く、負担が大きいという現状が続いています。

現在の上下水道区域内の取水は、平成20年に猿別川の取水事業が終了して以来、十勝中部広域水道事業団の水のみとなっています。その企業団の原水の単価が財政の健全化を図る中で、本年4月から基本料金で14%、従量料金で22.86%引き下げになりました。この原価の引き下げなどの条件を生かして、水道料金の町の引き下げを行い、年々暮らしが困難になっている町民の負担軽減を図るべきではないでしょうか。

そこで、①原価の引き下げによるコスト減は幾らになるのか。

②十勝管内の現状はどのようなようか。

③今後の事業の見直しについて。

最後に、料金改定、これは引き下げについての考えであります、計画についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「新年度予算編成について」であります。

ご質問の1点目、「新年度予算編成の基本的な姿勢について」であります。

現在、国においては、東日本大震災からの復旧を進めるとともに、世界的な金融危機や円高の影響を受けている国内経済の再生などに取り組んでいるところであります。

こうした状況のもと、平成26年度までの財政運営に関する中期財政フレームを閣議決定し、これらの諸課題の解決に向けた取り組みのために、大震災の復旧・復興対策については別途財源を確保して対応することとし、また事務事業の徹底的な見直しを通じ、歳出全般にわたる改革により捻出された財源を用いて、我が国の経済社会の再生に向けてより効果の高い施策に予算を重点的に配分する「組み替え基準」についても閣議決定したところであります。政府予算案や地方財政対策の閣議決定は、年末になる見込みであり、現時点においては詳細が不透明な状況であります。

本町におきましては、国の予算案や地方財政計画などが示された後に、予算編成作業が本格化する予定であります。

ご質問にもありますように、これまで本町では「第5期幕別町総合計画」に基づき、まちづくりを進めてきたところであります。平成24年度におきましても、総合計画の理念に基づくとともに、国の予算や社会経済情勢を勘案し、中・長期的な展望に立った財政運営を進めることを基本とするものと考えているところであります。

こうした基本姿勢のもと、多種多様化する住民ニーズの把握に努めるとともに、職員ともども工夫を凝らした予算編成を行い、住民福祉のさらなる向上に向けた予算づくりに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

ご質問の2点目、「財源の確保と公債費比率の削減について」であります。

初めに、「財源の確保について」であります。

国・総務省が予算概算要求に合わせてまとめた平成24年度地方財政収支の仮試算によりますと、地方全体の歳入・歳出総額は、平成23年度に比較いたしまして0.7%の減と見込んでおります。歳入におきましては、地方税や地方交付税などの地方一般財源は0.9%増となっております。そのうち地方税につきましては、経済成長率などから推計して1.5%増となっているものの、道内経済は、景気の低迷が深刻で好転の兆しは見られず、依然として厳しい状況であるため、町税収入はむしろ減少するのではないかと憂慮しているところであります。

また、地方交付税に関しましては、出口ベースで1.6%の減となっているところであります。

一方、歳出におきましては、社会保障関係費の地方負担の増により、一般行政費が0.2%増となりますが、給与関係費が0.7%減、投資的経費が2.6%減と試算しているところであります。

本町の予算編成における財源確保についてであります。健全で安定的な行財政運営を行うためには、一般財源の確保が重要であり、とりわけ自主財源として最も大きな割合を占めている町税収入の確保が非常に重要であると考えているところであります。

このため、これまでも町税などの収納率向上対策に取り組んできたところであります。人口増加のための企業誘致や定住促進策、雇用対策などの施策についても、町税の増額につながるものと認識しているところであり、今後、さらに継続して取り組まなければならないものと考えているところであります。

また、地方税とともに歳入一般財源において大きな比率を占めている地方交付税が減額となる見込みであるため、平成24年度は本年度に比較いたしまして、一層厳しい財政構造となるものと考えているところであります。

ご承知のとおり、地方交付税につきましては、地方自治体の固有の財源という性格を有し、自治体間の財政力格差を調整することを目的としたものであります。

これまで、全国町村会を通じて、三位一体改革で削減された地方交付税の復元や交付税法定率の引き上げ、東日本大震災からの復旧・復興に要する経費を普通交付税の別枠として措置することなどを政府に要請してきたところであります。引き続き、地方一般財源の確保という観点から、町村会などと連携を図りながら対応してまいりたいと考えているところであります。

このほか、経常経費の節減や使用料及び手数料などの自主財源の適正な確保に努めるとともに、国・道支出金の効率的な活用を図り、財源の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、「公債費比率の削減について」であります。

平成20年度決算から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる「財政健全化法」に基づき、健全化判断比率の算定が行われているところであります。本町の実質公債費比率は、平成20年度に23.9%と算定されたところであります。

しかしながら、これまで実施してまいりました起債の繰り上げ償還などの財政健全化の取り組みの効果があらわれてきているところであり、平成22年度末には、単年度の数値が19.1%、3カ年平均では21.3%まで下がっており、平成23年度におきましては、3カ年平均で20.1%となる見込みであります。

今後の見通しについてであります。普通交付税の交付額など国の地方財政対策の動向により変動するものであります。現時点におきましては、普通交付税の交付額を毎年2%ずつ減額されていくものとして、また普通建設事業に充当する起債借入額を平成24年度以降は毎年8億円、臨時財政対策債の借入額については、平成23年度借入予定額をベースに毎年10%ずつ減額されたとした数値を用いて推計いたしますと、3カ年平均値で、平成24年度には18.8%、平成27年度には17.8%となり、起債発行において国の許可が不要となる18%未満となるものと見込んでいるところであります。

なお、本年6月の町議会第2回定例会における中橋議員の一般質問への答弁、あるいは先般開催いたしました新庁舎建設に係る住民説明会でお示しをいたしました数値とは異なりますが、これは平成22年度の標準税収入額や平成23年度の臨時財政対策債借入予定額が、その後確定したことによるものでありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

今後におきましても、引き続き、起債の繰上償還や借りかえに取り組むとともに、各種事業の実施に際しては安易に起債に財源を求めることなく、町全体の経費節減や自主財源の確保により起債借入額を抑制することに努め、実質公債費比率の引き下げを図るために、引き続き、財政健全化の取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の3点目、「人口2万8,000人のまちづくりの具体化について」であります。

初めに、「札内、幕別、忠類の現状と平成29年の推計について」であります。

本年10月26日に公表されました平成22年の国勢調査の結果におきましては、本町の総人口は2万6,547人で、5年前の幕別町と忠類村の合計2万6,868人に比べ321人、1.2%の減少という結果でありました。

このたびの公表におきましては、調査区ごとの人数等が示されてはおりませんが、本年2月に公表されました「速報値2万6,542人」の時点での地区別集計では、幕別市街地が4,190人で5年前に比べ270人の減、中央幕別の郊外地が1,369人で120人の減で、中央幕別地区は合わせて5,559人で390人の減、札内市街地では1万7,214人で401人の増、西幕別の郊外地は1,385人で96人の減で、西幕別地区は合わせて1万8,599人で305人の増、南幕別地区が764人で76人の減、旧幕別町合計では2万4,922人で161人、0.6%の減となっております。忠類地域は1,620人で165人、9.2%の減という結果でありました。

次に、平成20年3月に策定をいたしました「第5期幕別町総合計画」におきましては、目標年次の平成29年の人口を2万8,000人と想定しております。

当時の人口推計の時点におきましては、平成7年から平成17年の幕別町と忠類村を合わせた国勢調査の人口増加傾向であったことと直近の住民基本台帳人口が横ばい、あるいは微減で推移していることから、コーホート変化率法による推計を採用し2万8,000人としたものであります。

その際の、地域別の目標人口は、ただいまの国勢調査結果の区分とは異なりますが、幕別市街地を3,591人、札内市街地を1万9,237人、幕別の郊外地を3,520人、忠類地域を1,652人と定めたところであります。

一方、近年の住民基本台帳の人口の推移について申し上げますと、これまでのピークは平成16年12月末、この時点では幕別町と忠類村を合わせてということになりますが、2万7,547人が最多で、その後、減少に転じ、平成20年9月末には2万7,254人と最少となりましたが、その後は一転、増加傾向となり、本年11月末では2万7,541人で、札内地区での増加を背景に、対前年同月比がプラスの状況が13カ月継続いたしております。

次に、「本町地区の定住対策について」であります。

国勢調査での幕別本町地区の市街地人口は、昭和45年の5,833人をピークに、昭和50年から平成2年まで5,500人台で推移してきましたが、その後は減少に転じ、昨年の国勢調査においては4,190人となり、昭和45年当時と比べ1,643人、28.2%の減少となっており、本年度、幕別小学校においては1学年から5学年までが1クラスの編成となるなど、幕別本町市街地に限定すると、過疎地の要件（昭和55年から平成17年の減少率が17%以上）を満たすほどの過疎化が進行いたしております。

このことは、若年層の流出による高齢化の進行と出生者数の減少が同時に発生することによって、地域購買力の低下などに伴い、地域社会における活力が低下しつつある現状と認識しており、本町地区の定住対策は優先課題の一つであると受けとめております。

6月の執行方針の際にも、本町地区のみならず忠類地域においても、今以上の人口流出を食い止めるための定住促進策については、喫緊の課題であり、雇用対策、住宅対策を始め、町としてでき得る限りの効果的な対策を展開してまいりますと申し述べました。

本年10月から実施いたしました「こども医療費の無料化」などの子育て支援策や、高齢になっても地域で自立した生活を送ることができるよう、コミュニティバス等の地域公共交通の確保によって、住みよい町を創出し、魅力を高めるとともに、「定住促進住宅建設費補助金」の実施などの検討を内部で進めているところであります。

ご質問の4点目、「コミバスの取り組みについて」であります。

私は、ただいまの定住対策とあわせて、地域公共交通システムの検討についてもお約束をいたしました。

幾つになっても、障害を持つ身となっても、できることであれば住みなれた地域で生活を続けたいと、だれしもが願うことであり、そのためには「食」と「移手段」、とりわけ生活交通手段の確保は、活力のある地域社会を維持していく上でも、必要不可欠の課題であると認識いたしております。

内部で先進地の事例を研究するなど検討を行ってまいりましたが、先般、取り組みの方向性を取りまとめたところであります。

今後の予定といたしましては、新年に入り1月中に、北海道運輸局、北海道、帯広開発建設部、帯広警察署、バス事業者のほか、公区长、商工会、老人クラブ連合会、障害者団体連絡協議会、PTA連合会など住民などの代表者約20名で組織する「地域公共交通確保対策協議会」を立ち上げ、平成24年度以降の試験運行等についてご協議いただくことといたしております。

平成24年度には、コミュニティバスの試験運行と並行して、現況交通実態調査、利用者ニーズ調査を実施し、これらに基づき本運行の実施の適否を決定し、本運行の方針が確認された場合には、運行形態や運行車両の決定、また国庫補助の要件であります運行系統などを内容とする「地域内フィーダ一系統確保維持計画」を策定する計画といたしております。

試験運行の結果等により本運行の運びとなりました場合には、平成25年度において、運行車両の導入を経て、本格運行へと進めてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「日常的な住民生活のまちづくりの推進について」であります。

これまでも、私は、常に町政の主役は町民であり、町民目線を忘れることなく、安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、町民の皆さんとともに考え、行動する行政の展開に努めてまいりました。

近年、少子高齢化や変貌する社会・経済状況の中にあつて、地方分権の進展、住民ニーズの多様化、住民自治の充実への要請、自助・共助・公助の必要性などを背景に、よりよい地域社会を実現するために、住民と行政とが互いに知恵と力を出し合いながら、地域課題をみずからの力で解決するという、「住民参加」と「協働によるまちづくり」が全国の自治体において重要視されております。

本町におきましても、第5期幕別町総合計画において、「町民参加・町民との協働」を基本姿勢の一つに掲げるとともに、「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」を基本目標に、その方策として「住民参加のまちづくりの推進」を位置づけて取り組んでまいりました。

地域における自治活動につきましては、地域の自主性を尊重し、住民活動と行政との役割を分担した上で、公区活動運営費交付金を始め、公区行事での活動中の事故に対する見舞金の支給、近隣センター運営交付金により自主的な住民活動への支援を行うとともに、協働のまちづくり支援事業やまちづくり出前講座を通じて地域コミュニティの醸成に努めてまいりました。

一方で、住民の方々の行政への参画の手段といたしましては、平成12年に「幕別町まちづくり町民参加条例」を制定し、審議会等の附属機関の委員に町民公募による委員の参加をいただき、町民の方々の豊かな社会経験を町の意思形成過程に反映いただけてきたところであり、現在も行政改革推進委員会を始め、15の附属機関で44人の方々にご活躍をいただいております。

平成20年に策定いたしました第5期総合計画の検討過程におきましては、総合計画策定審議会のもとに、町民の方々のボランティア参加による町づくり町民会議を設置し、熱心なご議論をいただくとともに、町民アンケート、子ども議会、まちづくりの愛デアボックス、団体意向調査、パブリックコメント調査などを通じて、さまざまな形態での住民参加をいただいたところであります。

また、札内西公園、若草南公園の建設に際しては、地域住民の方々の参加をいただきワークショップを開催したほか、現在、行っております都市計画マスタープランの見直し作業におきましては、住民アンケート、地域別意見交換会やパブリックコメントにより、住民意見の反映に努めているところであり、新庁舎の建設問題に関しましても適切な時期に適切な方法により進めてまいりたいと考えております。

忠類地区におきましては、平成18年の合併を機に忠類地域の住民の意向を行政に反映させ、行政と地域住民が協働して地域づくりを推進していくため、忠類地域住民会議を設置し、これまで2度にわたり忠類地域の振興に関する提言をいただき、町政の執行に反映させていただいてきたところであります。

加えて、現在、行政改革推進本部の検討部会においては、平成27年度までの計画期間内に住民活動窓口の一本化の実現に向け検討を行っているところであり、今後におきましても、住民参加のまちづ

くりの確立に向け、情報の共有、参加機会の保障に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「水道料金の見直しについて」であります。

水道事業は、住民生活に密接に関連し、その生活や健康を守るためには欠かすことのできないものであり、将来にわたり高い安全性と安心・安定した供給サービスを行い、本来の目的である公共の福祉の増進に寄与するためには、経営環境の変化に適切に対応していかなければならないものと認識をいたしているところであります。

ご質問の要旨にありますように、水道料金につきましては、単年度純損失に伴う累積欠損金の増加が生じたことから、平成20年6月分から基本料金を12.2%減額し、従量料金は18%の増額とし、全体として14.51%の引き上げ改定を行ったところであります。また、下水道料金につきましては、平成19年度に策定いたしました公的資金補償金免除繰上償還に伴う「公営企業経営健全化計画」に基づき、平成22年6月分から15%の引き上げ改定を行ったところであります。

ご質問の1点目、「原価の引き下げによるコスト減について」であります。

本町の上水道区域につきましては、平成19年度までは猿別浄水場と十勝中部広域水道企業団からの受水による給水を行っておりましたが、猿別浄水場の老朽化と将来的に安定した給水に向けて、平成20年度からは水道企業団からの全量受水による給水へ統一を図ったところであります。

本年4月からの、十勝中部広域水道企業団による供給単価の引き下げ改定によりまして、基本水量1万300立方メートルに対して、1立方メートル当たり水道基本料金は年額1万2,000円から1万320円、率にして14%の減額となり、従量料金は35円から27円、率にして22.86%の減額となっており、平成22年度の受水量は約230万立方メートルでありましたことから、幕別町の負担としては年間約3,750万円、率にして17.5%の減額となる見込みであります。

ご質問の2点目、「十勝管内の現状について」であります。

平成20年度からの料金改定時において、本町の上水道区域における水道料金は、1カ月10立方メートル使用時で管内7番目から池田町、浦幌町に次いで3番目に、20立方メートル使用時では8番目から同様に3番目となる改定をさせていただいたところでありますが、改定内容では基本料金を減額し、従量料金の増額を行うことにより、高齢者や単身者など比較的使用水量の少ない世帯への増額を控えましたことから、6立方メートル使用時での比較では管内10番目となったところであります。

その後、管内の改定状況では、浦幌町が平成22年度に引き下げ改定を行い、来年度からは池田町、音更町が料金改定を予定しているとお聞きしているところであります。

ご質問の3点目、「今後の事業の見通しについて」であります。

本町の上水道事業といたしましては、平成19年度に策定いたしました公営企業経営健全化計画の中で、計画期間である平成23年度までは事業費の抑制をすることとしており、平成19年度に完了した第3次拡張事業以降については、道路改良等にあわせての事業など、最小限の事業実施に抑えてきたところでありますが、今後の事業として将来的に安全で安心な水道水を安定的に供給するために、「ライフライン機能強化事業」として、次の2点の事業に取り組む必要があると考えているところであります。

1点目は、「水道管路耐震化等の推進事業」として、漏水危険度の高い配水管や大規模な地震に対応するため、老朽化した耐震性を有さない配水管、特に塩化ビニール管が配水管全延長337キロメートルのうち、148キロメートル、率にして43.9%ほど残っておりますことから、耐震性のあるダクタイル鋳鉄管に更新するものであります。

2点目は、「緊急時給水拠点確保等事業」であります。

平成17年9月「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行され、管内全市町村が「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」として指定されており、大地震においてはさまざまな被害を受けることが想定されているわけですが、水道事業におきましては大規模な断水が想定され、地域住民に対する飲料水の確保のために有効な緊急貯水槽の設置について、今後、検討しなければならないものと考えております。

ご質問の4点目、「料金改定（引き下げ）の計画」であります。

水道事業は、地方公営企業法に基づく事業として、本来の目的であります公共の福祉の増進に寄与するとともに、経営の基本原則にのっとり、企業としての経済性を発揮し、財政の健全化に努めてきたところでありますが、平成16年度からの第3次拡張事業に伴う減価償却費の増、十勝中部広域水道企業団基本水量4,000立方メートルの拡大による基本料金の支出増などから、平成21年度決算では10億円を超える累積欠損金を生じたところであります。

今後は、水道企業団からの供給単価改定、あるいは平成16年に帯広市より譲渡された水道企業団の基本水量4,000立方メートル拡大分に係る負担金が平成25年度には終了することなどから、経営状況は徐々に改善するものと考えられますが、先ほど申し上げましたライフライン機能強化事業など、多額の経費を要する事業にも取り組むことは、安全・安心な水道水供給のためには避けることはできない事業とも考えており、料金の適正化につきましては、事業とのバランス、財政の収支均衡と健全化を見きわめ、慎重に判断をしなければならないものと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） まず、予算編成の基本的な考え方ではありますが、国の財源が確定していないというところで、今後にどうなるかということは、今後に置いておきたいというふうに思います。

ただ、町長が言われるように、社会的経済情勢の勘案というふうにおっしゃられましたけれども、ここは本当に重視していただきたいというふうに思います。ずっとこれまでの一般質問であるとか、予算決算でもお話ししてきたように、町民の皆さんの暮らしの実態が収入の面では確実に減ってきています。そういう中で頼れるのは、やはり町の政策がどんなふう新しい年度で築いていってくれるのか、それが住民の皆さんの暮らしの底支え、後ろから支えてくれる政策になるのかどうかというのがなめだと思いますが、いかがですか。

それと、あわせまして時間の関係で重ねて聞きますが、財源の確保の問題であります。

まず一つは、自主財源を確保していくことが大事だということは同じ認識です。幕別町の場合、地方交付税と、それから地方税が一般財源として大事な要素を持っているわけですが、この地方税の割合が、これは単純に比較して低いということではありませんが、帯広や芽室や音更から比べて確実に地方税は割合が低くなっています。平成19年度の決算の比較で見ますと、全体の予算に対する割合が、地方税は、帯広は29.6%、音更は28.8%、次、芽室が23.7%、清水町が18.2%、その次が幕別町17.5%ということですから、やはり税収そのものは、これはいろいろ企業の、住民は音更に次いで多いわけですから、ここからの税収というのは少なくないと思うのですが、しかし企業、法人税、こういったところで差が出てくるという状態は、ずっとずっと続いてきています。これをやはり今後のまちづくりとして、どう向上に向かわせていくのか、2点について伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の町民の所得が下がることによって町民の暮らしが大変になってきている、それを支えるのが町としての仕事であろうと。当然そういうことだと私も思っております。

ただ、今回の年金の問題にしても、もちろん我々に相談があるわけでもないですけれども、国の一方的な中でどんどん下げられていく、その分は地方にしわ寄せだ。そういう面では我々もなかなか納得できない部分も実はあるわけでありましてけれども、私どもはやはりこれ全体的な問題として、国民の所得を上げていく、安定した生活を求めていくというのは、もちろん同じ考えで、これからもできる限りのことは町としてもやっていかなければならないというふうに思います。

それから、地方税が低い、これは今おっしゃったとおり、一つにはやっぱり企業から上がる固定資産税、法人税、帯広市なんかでは都市計画税なんかも新たなものと、うちとは違った税もありますでしょうけれども、そういったものと、やはり農業所得なんかも比べましても、やはり芽室町あたりから比べると、どうしても幕別のほうがちょっと低いというのが現状かというふうに思っております。いろんな要素があるのだろうというふうにも思いますけれども、おっしゃられるように、町としては

一番大きな自主財源でもありますから、増税をするという意味ではありませんけれども、少しでも多くの企業誘致やいろんな面で税の確保に向けてこれからも努めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） ぜひ努めていただきたい。

住民の皆さんが心配するもう一つの要件は、公債費比率の問題があります。これは6月にお伺いしたときの数字と違う、また庁舎建設に関する住民説明会で示した数字とも違うということでもあります。

私は、数字はやはり動くものだというふうに思います。確定したものが出来れば、当然その分母、分子の関係が変わってくるわけですから。ただ、やはり住民に一度数字を示すと、住民はそれが確実なものという受けとめをいたします。ですから、こういった変動のあるものについての提示の仕方は、その説明も含めて、そういう要素もあるのですよということも含めて提示をしていかないと、せっかく説明会で出した数字が、まあ、こんな1カ月もたたないうちに変わるのかということにも、そういった心配も感じ取られるところです。そこはぜひ今後、答弁はいいです。今後、そのことについては、ぜひきちっとやっていただきたい、このように思います。

それで、私は、やはりこの質問を出すときに、新年度の予算に向けてということでもありますから、うちの町が財政的にどういう状況にあって、そして人口はどうで、町民の暮らしはどう安定していくのかというトータルで見ていくことが大事だと思って通告を出させていただきました。人口2万8,000人のまちづくりというのは、これは町が基本計画のときに出されて、微増ということで押さえてきたのですけれども、この間、いろいろ住民の皆さんとの対話の中で、一くりに2万8,000人と見るだけではなくて、三極化しているという町のそれぞれの町がどういうふうに人口変化が起きているのかということも押さえていかなければ、政策として生きたものが打っていけないのではないかとこのように思います。

それで、特に、今、町長のお答えにありましたように、札内地区の人口については減少のところもあります。しかし、全体としてはふえている。だけれども、忠類と幕別については減ってきている。特に幕別町の本町の、この市街地の人口の減りが大きいということは、ただ2万7,000人だと見ていたら、なかなか見えないです。ですから、細かく分析して、政策を打つ必要があると思いました。私も、これまで町がデータベースで出していた数字をずっと見ていましたら、大体10年間に14%ぐらいの本町では人口が減ってきている。ここには昭和45年からの数字が出ていますけれども、計算すると、1年間に70人ずつぐらい減っていつている。現在4,000人ということであれば、これが70人ずつ減り続けたらどうなるものかということも心配するところです。そういう町である実態を押さえながら、具体的にこの減りをとめていくためには、つまりこの2万8,000人に到達させていくためには、札内地区の自然増だけを待っていたのではだめだということで、本町地区あるいは忠類地区の定住対策を行う必要があると思っていました。町長もこれまでいろんな手だてをとってこられたということを見てはきたのですけれども、しかし、この1年間に70人以上減っていくという状況は、今までいろんな手を尽くしても減ってきているということでもありますから、さらなる努力が必要だというふうに思います。新たに住宅に対する定住促進の事業もここに書かれておりますけれども、もう少し具体的に対策として短目にお答えいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 具体的な問題からしますと、今、一番私ども内部で検討しているのは、旭町地区に大きな空き地といいますか、公営住宅の跡地だとかが空いているものですから、これらを有効活用することによって定住促進が図れないかというようなことを、今、内部で検討しております。例えば一つには、いわゆる福祉施設のようなものが設置されることによって、人が伴ってふえていくのではないかと。そういったことも含めながら、いつも申し上げますように、3極が均衡あるような発展のためにさらに努力はしてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 新年度に向けてぜひ力を入れて取り組んでいただきたい、そのように思います。

次に、コミバスの運行問題です。

6月の議会答弁の中で、地域公共交通確保維持改善協議会というのを立ち上げられて進んでいくということで確認をしていたのですが、今回も同じご答弁で、よりその時点よりはっきりしたことは、実際の運行は平成25年度からになるということであります。私は、やはりちょっとおくれぎみなのかなという感じを率直に受けとめました。ただ、せつかくの事業ですから、住民の皆さんの要望にこたえるような路線から料金からすべて納得のいくものにしていただきたいというふうに思いますので、その24年度の試行を目指してやっていくということでありますが、ここだけ、24年のいつごろから試行を開始される予定ですか。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） これは今まさに内部での原案という段階でありますけれども、これまで試行、それから本行に移られた事例も参考にさせていただきまして、夏と冬に入る前、新年度予算の編成もありますから、夏、それから冬に入る前という、大まかにはそういう2回を想定しておりますが、これらにつきましても、立ち上げをいたします協議会の中で皆様方のご意見をいただきながら最終的には確定させていきたいと考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 十分にご議論をいただいて、納得のいくものにしていただきたい、このように思います。

これらも通ずることなのですが、日常的な住民参加のまちづくりについては、たびたびこれもお尋ねをしてきたものです。協働のまちづくり事業というのができまして、住民の皆さん、特に公区といろんな事業を、花壇の整備であるとか、除雪であるとか、いろんなことを取り組んできました。そのこと自体は、力もかりて協働作業として成り立ってきているというふうに思うのですが、やはり町長もたくさんのかかわりを持ってやっていらっしゃる。本当にやってこられたと思うのですよ。ただ、一つには、情報がきちっと伝わっているか。もう一つは、その時期が適切かという点では、やはり細心の注意が必要だというふうに思います。情報が適切に伝わらなかつたら、いろんな協議が行われていても、なかなかそれが住民にはわかりづらい。それから、そのいろんな住民と懇談を持つその時期も、目標があつて、そこまで到達させるためにやるのですけれども、そこが余にも近いとセレモニー的な受けとめられ方をするというようなこともありまして、情報の公開や適切な時期、これは今後ぜひ留意を用いて、たっぷりの中身をやっていらっしゃいますので、そこに生かしていただきたい、このように思います。

私、きょうは、ぜひこういった住民の生活を支える上でお話ししておきたいこととして、水道料金の問題を取り上げさせていただきました。結局、今、町長、十勝管内の水道状況を答えられましたけれども、今、幕別町は十勝で一番高いのですよね。幕別より高かったところがみんな下げましたから。それで、十勝一の水道料金になっています。十勝一どころか、全国の中でも本当に高い位置にあるということは押さえていらっしゃると思うのですけれども、私、これは池田町がこの12月の議会に水道料金の引き下げの提案するときの地元のマスコミの記事で見ただけなのですが、池田町の水道料金が高い、全国で3番目と書いてあるのね。今度、池田が下げまして、幕別のほうが上なのです。そうすると、幕別の水道は全国で何番目になるのかということで、いろんなところから調べてみましたけれども、本当に高い位置にあります。具体的に名前を出して3番目だという位置づけを幕別という名前を入れている情報誌もありましたし、それから水道協会ですか、そこで出している数字も、全国1,460団体の中で、幕別はその中でも、とにかく20リットルで5,000円以上というところがほとんどないですからね、幕別は5,150円です。これに位置づけるところは、1,460団体のうちの40団体ぐらいしかないのですよ。

そのぐらい高いところに幕別の水道料金があるというところから、全国では、今、20リッター平均2,070円ぐらいですけれども、その2.5倍の料金になっている。これは幕別が努力をしていなくてそうなったというのではなくて、当然、北海道の地理的な条件や、幕別の町が分かれている条件や、い

っぱいあります。そういうものが積み重なって今の料金が決められているのですけれども、しかし、しかし原水は下がりました。町長のお答えですと、3,750万円ですね。今、水道を利用されている世帯は8,874戸。これは決算のときの数字です。そうすると、単純に考えて、1軒当たり4,000円以上の金額になるのです。これは予定していなかったものですから、当然下げられるのではないかというふうに思いますが、どうですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 自慢ではないですけれども、水道料の高いのは、もう昔から水道料が幕別町は高い、いつも言われてきた。お話あったとおり、市街地が二極化して、猿別から水道管を引っ張っていても、途中ではだれも使ってくれないですから、その分の経費だけが皆さんの負担になる。恐らく1番になったのだろうと。池田町は来年度から下げることだと。それで、私ども何とかしなければならぬということ、今、検討しております。

ただ、もう一つ誤解があるのは、20トンではトップなのです。ところが、水道の加入している世帯の約4割は10トン以下の利用だと。そうすると、10トン以下は管内で10番目なのです。本当に。というようなことで、別に弁解するわけではありませんけれども、そういったことで、確かに10トンとか20トン使う方については非常に高いのが現実でありますので、先ほど言われたように3,750万円、1トン当たりですれば1円90銭安くなるわけですから、それを料金に返せることがこれから可能かどうか検討していかなければならないというふうに思います。

ただ、もう一つ残っているのが、先ほども言いましたように、累積欠損が今9億円近く、もうちょっと減るのでしょけれども、これが十勝管内ではうちともう一つ2町だけだということに、ちょっと私どももつらい思いもしているわけですが、これは一遍に返せなくても徐々に返していけばいいのではないかとこともありますので、さらに先ほどの答弁に言ったように、帯広からもらった4,000立方も、もう25年で終わりますし、27年度にはさらに企業団が基本料金の引き下げを考えているというようなこともありますので、私ども早急に対応できるように検討していきたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 私、6トンのことはお話ししませんでしたので、水道料金6トンは確かに管内10番目です。しかし、10トンと20トンはトップなのです。子育て世代ですとか、もう6トンで終わらないところはたくさんありますから、そういうところを考えて、早急な判断をいただきたいというふうに思うのです。

もう一つ、水道事業会計で確かに累積欠損が10億円近い。引き上げるときにたしか6億円を超えていましたよね。どうしてこういうことに、まあ単年度の赤字の積み上げがそういうふうになっていくわけですから、そうなのだけれどもね。しかし、改めて水道事業の決算書を見てみたら、結構、現金を持っているのですよ、流動資産。例えば平成22年度でしたら、この間の決算ですと、現金で6億6,966万1,000円、これは平成21年度ですか、22年度は8億2,923万円、まだ未収金がありますから、実質、現金は7億2,000万円ぐらいでしたけれどもね。水道事業は、確かに工事だとか、維持のためにもお金はかかります。原水にもかかります。しかし、毎月毎月、住民は水道料金として現金をお支払いします。そうすると、これだけの現金が毎年毎年必要なのかという思いにもなりまして、この現金を生かすことによって、累積赤字というのは実際的な収支ですからなるのでしょけれども、もっと生きた運営ができるのではないかと。10億円赤字があるよ、しかし現金8億円があるよということであれば、もっとその有効な活用。現金を幾ら置いておかなければならないかというのも何か会計上あるようですね。会計上は幾らなのですか。

○議長（古川 稔） 水道部長。

○水道部長（高橋政雄） おっしゃるとおり、現金、いわゆる料金収入に対して、1年間の経営をしていくということでは、料金収入が幕別町の場合、約5億円あります。それで、運営していくという中では、その半分、約2億5,000万円ほどは留保していないと借入金が生じるということになります。

それで、確かに言われるとおり、流動資産としての資産が、21年度では6億円ほどあります。その6億円があるということの中で、先ほど言った2億5,000万円はうまく流用していく。ただ、現金でございまして、その後の、事業をやっていた中には償還に回っていくものとかという部分がございますけれども、トータル的にどうしてもやっぱり累積が10億円を超えている。現金があったとしても6億円。いわゆる4億円はまだ累積として残ってしまうということがあるので、徐々にその数字が解消していくという意味では、いましばらくこの形を保っていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 確かに引き上げるときに三つの理由があったのですよね。平成3年から平成12年までの第2次拡張事業のときに23億円以上のお金が必要だと。減価償却になってくるのですけれども、これが必要だと。それから、水の量を、受水していた量をふやしましたよね。4,000トンでしたか、その料金。それから、予定していた高料金対策のためのお金が、3年間だったでしょうか、4年間だったでしょうか、いただけなかったというようなことでそういう状況になったということを知っていて、それだけの引き上げになりました。ですけれども、そういうことと、その状況というのは、これからは努力をして改善をしながら累積赤字を減らしていくことに向かわなければならない。でも、そこに新たな引き下げのための条件として、要するに中部企業団から来ている水の単価が下がった、これはもう現実で、これからは上がるどころか、また下がっていく可能性がある。そうすると、当然、水の原価は下がってきているので、こちらの条件は、今言われたような改定のとときと同じような姿勢できちっと改善をしていくこととあわせて、実際により条件ができれば、それを生かして、そのどう生かすかというのは一番住民の皆さんの負担を軽減するというのが一番まちづくりでは生きるのだと思うのです。そういう考え方は、町長、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおりだと思います。ただ、一方では今言う累積赤字があるということも現実ですから、それらを踏まえた中で料金にどうやってはね返させていくかということは、先ほど言いましたように検討課題だというふうに思います。

もう一つ心配なのは、お話あったように、高料金対策が、これは安定しているものではない。給水原価が下がったとか、基準が下がることによって、今回でも約1億円が交付税で高料金対策があると。その分はすっぱり1億円、水道会計に補助金で出ていくから、水道会計もそれなりの黒字決算ができる。これが今言っている法律改正でもらえなくなった、交付税で参入されなくなったとすると、すばっとその分が水道会計で穴があいてしまうというような心配もある。そういったもろもろ含めながら、やっぱり企業会計を経営していかなければならないのかなというふうに思っていますので、おっしゃられることについては十分理解する中で検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 家庭の、事業所もそうですけれども、光熱費ですとか、電気、ガス、水道というふうになると、大体その事業が、地方自治体が負わされているというのは水道ですから、水道はばらつきはあっても、ほかはばらつきがないのですよね。負担比率というのは、やはり家計の占める割合で、水道は全国平均で0.7%ぐらいだという指標が出ているのですけれども、これが一番安いところと一番高いところでは大体7倍から8倍の差がある。北海道だけでも、この十勝でも一番安いのが新得町で、幕別町の約半分。うちはその倍だということでもありますから、やはり生きていく上に欠かせない水、絶対必要だ。その水がそこその行政によって、運営主体によって倍以上の値段がかかるのだということは、なかなかこう、まあわかるのだけれども、住民にとっては同じ、新得から比べてこちらが倍給料が高いかといったらそうではないわけですから。そうすると、国に対する高料金対策なども含めた安定財源、これこそもっと是正する方向を求めることも大事だと思いますし、やっぱりここで言われるような、なかなか難しいと言いながらも、平成27年度にさらに下がるということであれば、今からそういったことも試算した住民の負担のあり方というのは研究、試算もできるのではない

でしょうか。どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 当然そういうことになると思いますけれども、ただ私もさっきの12月に全国の簡易水道大会に出たのですけれども、まさに全国、いまだに水道のない市町村あるいは水道の恩恵を受けていない国民というのは、かなりの数がいるわけです。うちはおかげさんで上水道があり、簡易水道があり、営農水道、それなりに全戸に水道が行っていますけれども、十勝管内でもまだ水道のないところもたくさんあるというような状況であります。しかも今おっしゃられるように、安い単価で水道が設置できる場所。そして、うちのような事情があって高い料金になったと、いろんなことがありますけれども、おっしゃるとおり、できる限り住民の負担を少なくすることは、これはだれもが望むことでありますから、そういったことも含めながら検討させていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員、時間です。

○15番（中橋友子） 新年度の予算編成に期待して、終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:10 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、成田年雄議員の発言を許します。

成田年雄議員。

○14番（成田年雄） 質問します。

教育公務員のあり方について。

教職員勤務中に組合活動、政治資金規制法違反、その他わいせつ事件。

公務員は全体の奉仕者であって、その政治的中立性を確保するとともに、行政の公平な運営の確保を図る必要がある。

特に、教育公務員については、教育の政治的中立性の原則に基づき、特定の政党の支持または反対のために政治活動を行うことは禁止され、さらに選挙運動等の政治的行為の制限についても公職選挙法及び教育公務員特例法に特別な定めがあるが、町教員として、服務監督権者としての幕別町教育委員会が教職員一人一人に法令の遵守や服務規律の確保について、どのように取り組んでいるか伺いたい。

一つ、組合活動について。

2番目として、政治活動について。

3番目、学校活動について。

4番目、教育課程について。

5番目、教職員団体との関係について。

6番目として、国旗掲揚について。

7番目、国歌斉唱の状況について。

8番目、教員の不祥事について、伺います。

以上、質問します。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 成田議員のご質問にお答えいたします。

「教育公務員のあり方について」であります。

教育公務員が担う教育には、子供たちの人格の完成を目指すという崇高な使命があり、直接の担い手である教職員には、高い倫理観と使命感が求められているところであります。

このため、教育委員会としても機会あるごとに教職員一人一人の倫理意識を高めるとともに、服務規律と法令遵守の徹底を図っているところであります。

ご質問の1点目の「組合活動について」と2点目の「政治活動について」であります。

公務員の労働基本権につきましては、最高裁判所の判例でも「公務員も憲法第28条にいう勤労者にほかならない以上、その保障を受けるべきものと解され、その制限は合理性が認められる必要最小限のものにとどめなければならないもの」とされているところであります。警察職員及び消防職員については、その職責上、団結権、団体交渉権、争議権がいずれも認められていないものの、教育公務員については、地方公務員法により団結権と制限つきで団体交渉権が認められているところであります。

一方、政治活動については、心身ともに発達段階にある子供たちの価値観の形成に対しての強い影響力を有していることから、教育公務員特例法や公職選挙法等により、厳しい制限を受けているものと承知しているところであります。

こうした現行法規のもと、平成21年の総選挙にかかわり、本道の教職員が加入している職員団体の幹部が、政治資金規正法違反により逮捕・起訴されたことに関連して、公立学校に勤務する教職員の違法な政治活動や勤務時間中の職員団体の活動について、国会等において大きく取り上げられたことは、大変残念な出来事でありました。

学校と家庭と地域が信頼と連携のもとで、子供たちを育てていくことが何よりも大切であり、今後とも、こうした信頼を損なうことのないよう、子供たちの手本である先生方の法令遵守を徹底するなどにより、保護者や地域に理解される組合活動や教育における政治的中立性の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、質問の3点目、「学校活動について」であります。

各学校の経営方針に基づきまして、一人一人の教職員が創意工夫をし、その持ち味と力量が生かされる教育活動を展開することが大切なことと考えております。

教師の職務は教科指導、学級指導、生徒指導のほか、保護者や地域への対応、教材研究、研修や各種行事への対応など多岐にわたるとともに、また、その職務の特殊性から自発性、創造性を発揮することが求められております。

言いかえれば、原理・原則に基づく職務の遂行に加え、場合によっては、みずからの責任において、その場面に応じた独自の対応を求められることもあると考えております。

このような場面においても、法令遵守、服務規律の保持、政治的中立性の確保など、教育公務員として強い自覚を保つよう、一人一人が倫理意識を高めていくことに努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、ご質問の4点目、「教育課程について」であります。

平成20年3月に告示されました新学習指導要領は、小学校においては本年度全面実施され、中学校においては来年度からの全面実施となるところであります。

全面実施に当たっては、「授業時数の確保」「国旗・国歌の指導の充実」「道徳教育の充実」「外国語活動の充実」「授業の改善や指導力の向上を目指す学習評価の実施と活用」などが焦点となったところであります。

町内の小学校においては、全面実施に向け周到な準備を進めた結果、授業時数については、標準の授業時数を確保し、国旗・国歌については、昨年の卒業式並びに本年の入学式に当たっては、中学校を含め町内全学校で国旗の掲揚、国歌の斉唱が行われました。

道徳教育については、町内全学校に道徳教育推進教師を位置づけ、道徳教育の推進・充実に努めているところであり、昨年来、道徳の授業を公開する学校もふえてきているところであります。

外国語活動については、幕別町の独自施策として、英語活動支援員を配置し、英語活動の支援に当たるとともに、指導計画の作成や指導方法の充実に努めてきたところであり、学習評価の改善については、過去3回の全国学力テストに町内全校が参加し、その結果を受けて、一層の学力向上・改善に

努めているところであります。

中学校においては、来年4月からの新学習指導要領の全面実施に向け、既に事前準備に取り組んでいるところであります。

ご質問の5点目、「教職員団体との関係について」であります。

前段申し上げましたように、教職員につきましても、労働者として団結権と制限つきではありますが、団体交渉権が法により認められているところであります。

職員団体は、地方公務員法により、「職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体」と規定されており、この範囲において、合法的に活動することについては、職員の福利厚生、福祉向上の観点から、また結果的に、子供たちの教育環境の向上につながるという観点からも、地域や保護者からも理解を得られるものであり、教育委員会としても一定の理解を示すところであります。

こうした勤務条件等に加えて、管理運営的な事項について、事実上の話し合いをすることはありますが、これらについては、意見として聞き置くとともに、本町の教育について共通理解を図るものというところで行っているところであります。

次に、「国旗掲揚」と「国歌斉唱の状況について」であります。

平成20年3月に告示された「新学習指導要領」の小学校の音楽において、「国歌君が代については、いずれの学年においても歌えるよう指導すること」が新たに付け加えられたとともに、改訂前の学習指導要領の国旗・国歌の記述も、そのまま新学習指導要領に引き継がれているところであります。

国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長するためには、国旗・国歌を相互に尊重することが国際的な儀礼であることを児童生徒が身につけることが必要であり、そのため学習指導要領に基づき、各学校で指導を行っているところであります。

卒業式や入学式における国旗・国歌の実施状況については、先ほど申し上げましたとおりですが、国旗の掲揚の形態については、全学校において、式場正面に三脚や壁面を使っての自然な形で掲揚が行われているほか、屋外においても、ポールでの掲揚が行われているところであり、国歌斉唱についても歌える指導に取り組んでおり、全校において、式次第に入れて実施いたしております。

今後も、学習指導要領に基づき、卒業式、入学式等の式典の中で、適切に実施されるよう、指導に努めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の8点目、「教員の不祥事について」であります。

言うまでもありませんが、公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために職務に専念する義務を負っており、とりわけ、児童生徒の教育に直接かかわる教職員には、より高い倫理観が求められ、教職の重要性を自覚し、服務規律の確保が強く求められているところであります。

しかしながら、教職員による不祥事がたびたび発生するなど、深刻に受けとめているところであります。

これら不祥事の主なものは、わいせつ行為、体罰、交通違反、交通事故であります。十勝管内においても、昨年度は12件、本年度もこれまで10件の処分がなされているところであります。このうち、本年度の1件は、本町における不祥事でありまして、さきの幕別町議会全員協議会でも説明をさせていただきましたように、先般、懲戒免職の処分がなされたところであります。

教育に携わる学校職員が、身勝手な行為により子供たちの心を傷つけることはもちろんのこと、多くの子供たちに悲しい思いやつらい思い、嫌な思いをさせることは断じて許せないことであります。

二度とこのようなことが起こらないよう、不祥事の根絶に向け、教職員の研修や校長会、教頭会をはじめ、機会あるごとに強く指導してまいります。

以上で、成田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 再質問します。

先ほども述べたのですが、教育公務員は国家百年の大計、さらには人として日本国民として崇高な使命、倫理はもとより、子供たちの未来の道しるべになり得るべき人たちと思うが、しかし、現実

自分の進む道さえ忘れ去り、崇高なる思いのかけらもない。教育委員会もしかり、圧力団体・教育労働者に魂を捨て去り、指導監督を忘れたかのようでならない。

教育のプロである委員会としてのさらなる指導方法の考えはないか、伺います。

さらに、会計検査院の調査において、また道教委の調査結果について、町教委としての取り組みは、あるのか、ないのか。

道教委の報告では、会計検査院に指摘されたように、生ぬるい、その一言です。

その点について伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） ご案内、ご指摘のありますように、冒頭でもお答えしておりますが、教職員については、子供たちの人格の完成を目指すという崇高な理念のもとで、高い倫理観と使命感が求められております。

さらなる指導ということではありますが、通常は、校長会、教頭会あるいは研修等における指導を凶っているところでありますが、さらなる指導ということになりますと、道教委が用意しております不祥事防止のパンフレット、これはもう配布になってきておりますので、それらもお渡しをいたしておりますし、先駆的にやっているのは校内研修会、倫理研修会、そういうようなものも学校の校内組織の中に位置づけていくことも、相談すべき事項ではないかなというふうなことも思っております。

あるいは、教職員相互での勉強会、自主的なもの、こういう自主性に基づいて行われることが、それぞれの自覚につながっていくのではないかというふうにも思っておりますので、校長会、教頭会とも相談しながら、そういった自主的な研修あるいは校内研など実施することが望ましいかというふうに思うところでもあります。

さらに、今回のサービス調査にかかわっては、私ども町の状況について担当のほうからお話をさせていただきます。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 調査の結果でございますが、道教委が平成 22 年に実施いたしましたサービス規律の実態調査の結果におきましては、勤務時間中に所定の手続をとらないで組合の会議等に参加した者が全道で 18 名と、また日時は特定できないものの、法令違反の疑いのある者が 190 人と、また聞き取り調査等に回答しなかった者が、全道で 6,548 人という結果でございます。このうち本町におきましては、聞き取り調査への回答がなかった者が 3 人ということでございます。

○14 番（成田年雄） 時間ないから要らん。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） これ今の学校教育課長が言ったけれども、実際は 3 万 6,600 人の教育公務員がいる中で、まだ 3 万人の調査が済んでないのですよ、これ。これ今ここに書いていますよ、これ、新聞にも。だから、道教委の調査が甘いというのは、そこを言ってるのですよ。眼鏡ないと見えないわ。そういう部分の中で、本当にこの幕別町の教育委員会として再調査したほうがいいのではないかと云ってるの。

まして公務員がみずから、新聞にも書いているけれども、みずから私が何かしましたという組合員はいませんと。だからその調査の仕方が悪いのですよ。出勤簿やなんかのすべてを見ての調査ならわかるけれども、聞き取り調査だけで終わっているような状態では、何のあれにも進展はしません。

そこで、不適切な勤務があったのか、なかったのか。また、あったとしたら、どういった指導をするのか、罰則も含めての指導なのか、ちょっと伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） ただいま、3 万 6,600 人、そして 3 万人の調査が終わっていないということは、今現在、調査中ですね。

○14 番（成田年雄） わからんべさ。

○教育長（金子隆司） 課長が、途中で答弁をとめさせていただかなければ、そこに至ったのだらうと

いうふうに思います。

現在、もう1週間ほどになりましょうか、局が私どもの教育委員会に來まして実態調査を、いわゆる全員の観点で、既に終わった人は一部除かれますけれども、全員の再調査を行っているということでもあります。その点をご理解をいただきたいというふうに思いますが、本当のことがどうのこうという、まあそういう議論もあります。

ですから、教職員はその与えられた職務という観点の中で、正直にそれにお答えをするということが最終的には必要になってきますので、その意味も含めて、校長会を通して指導を徹底しているところでもあります。

現在は書類を調べているという段階であります。

○14番(成田年雄) 罰則は。

○教育長(金子隆司) 罰則につきましては、状況によろうかと思えます。程度によっては、当然として給与の返還というようなこともありましょうし、あるいは戒告処分なども考えられる。

ただ、これは、全体結果がまとまってから、道教委がどのように判断をしていくのかということになりますので、それに基づいて私どもが内申をするということになるかと思えます。

○議長(古川 稔) 成田議員。

○14番(成田年雄) 教育長、もう少しあの煮え切った、煮え切らない何か答弁されても困るのだけども。やっぱり、罰則あるのだったらあるように罰則どおりやればいいし、道教委といわずに幕別町教育委員会で罰則、先にしてしまえばいいのではないですか。

そこで、勤務中に組合活動や長期休業中、校外研修の実態について今調べていると言っているけれども、本当に調べているのかどうか、実態調査したのかどうか伺います。

○議長(古川 稔) 学校教育課長。

○学校教育課長(羽磨知成) さっきの会計検査院の検査におきましては、本町の4校の小学校で調査を実施いたしました。残り11校につきましては、現在、道教委のほうで調査を実施しているというような状況でございます。

○議長(古川 稔) 成田議員。

○14番(成田年雄) 今、その4校でやったというのは、幕別町教育委員会でやったということですか。

○議長(古川 稔) 学校教育課長。

○学校教育課長(羽磨知成) 会計検査院が行いました。

○議長(古川 稔) 成田議員。

○14番(成田年雄) だから、だめだと言ってるのだよ。会計検査院やったからどうしてるのと聞いているのに、あなたの方何やっているの。何も調査してないではないか、したら。調査をした結果を教えてくださいと言ってるのだよ、これ。そういうことだから、いつまでたってもあれだよ、組合となれ合いになっているということと言われるのだよ。本当に熱くなるね。

今それ、やるのかやらないのか、もう一回。

○議長(古川 稔) 学校教育課長。

○学校教育課長(羽磨知成) 会計検査院が行いました調査におきまして、全道では172校647人が給与の支給が適切でないという結果が出ております。

その時間の給与として、703万円が過大に支給されるという結果が出ておりました。この結果に基づきまして、今また11校の調査を道教委のほうで実施しているというところでございます。

○議長(古川 稔) 成田議員。

○14番(成田年雄) だから、同じこと何回も言わせるなよ。だから、幕別町教育委員会としてやるのかやらないのかと聞いているの。

○議長(古川 稔) 金子教育長。

○教育長(金子隆司) 先ほどもお答えしたかと思えますが、会計検査院の結果を受けて、道教委に指導があったと、全校実施すべしということでもあります。

恐らく、会計検査院のその後に町独自でやった方がよかったのではないかというご指摘かと思えますけれども、その当時から、会計検査院の結果を踏まえて、道教委に指示があるものということが予想されておりましたし、現在そういう形で残りの学校についても実施しているという実態でございます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） もう何回言ってもわからないわ。

本当にこれね、会計検査院がやって、今そういうのを見つけたのですよ。そして、今 3 万 6,600 人のうちの 3 万人まだ調査してないですよということで道教委に指摘されて、道教委がやるかやらないかという話。その前に、幕別町教育委員会がやるべきなのだよってんの。何のために教育委員会何百人もいるの、これ。

（発言の声あり）

○14 番（成田年雄） いや、百何十人いますよ。

まあ、道教委も問題にしたのですが、それでは、視点を変えて。

勤務時間中に学校備品であるファクス、コピー機、電話、印刷機、パソコン等を組合活動のために使用した事実関係と実態調査を行ったかどうか、その結果を伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 学校等の備品等の活用事項については、前回の調査、会計検査員の調査ではありませんでした。現在、先ほどから言っておりますけれども、道教委の中で同じような調査が行われるというふうになっております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） どうも不思議なのは、何か道教委がやらなければ幕別町教育委員会が何もできないというのであれば、別段、幕別町教育委員会要らないのではないですか、これ。道教委が来て調査していけばいい話で。何かよくわからないというか、やる気がないというのか。

この結果は、会計検査院が調査した結果、なかったという話ですね。

それでは、もう一つ聞きますが、校長が教職員に聞き取った調査項目について伺います。

勤務中に必要な手続をとらずに、教職員団体主催の諸会議に出席した教職員の事実関係と実態調査は行ったことがあるかどうか伺います。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 平成 22 年に実施しました服務規律等の実態に関する打ち合わせの中で、その調査は行われまして……。

○14 番（成田年雄） 行ってないのだから。

○議長（古川 稔） 最後まで聞いてください。

○学校教育課長（羽磨知成） 調査は行われまして、所定の手続をとらずそういう活動をしていたという結果は出ておりません。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） どういった調査したのかな。聞き取り調査だけですか、ちょっとそれもう一回。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 聞き取り調査でございます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） だから、新聞にも載っていますよ。調査された教職員が、やったことをやったというばかな教師は一人もいませんと。だから、これはどういうふうな使われ方をしたかということは、学校内に教育委員会が行って調べなければわからないことなのですよ。聞き取り調査して、何、それこそさっき、だれだ、自衛隊のあれ言っちゃったらまずいかなと思うけれども、やられるまえにやりますなんていう、そういったような発想は、あなた、だれもないよ、そういう人は。もう一回、や

り直しなさいよ、これ、こういうの。

もう一回、ちょっと言って。答えて。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 平成 22 年の 2 月から 5 月に行われた調査につきましては、全道一斉に同じレベルで行われた調査でございますので、それ以外で本町独自の調査ということは考えておりません。

○14 番（成田年雄） どこまで行ったか、わからなくなっちゃったよ。

それでは、もう一つ伺います。

○議長（古川 稔） 成田議員。冷静をお願いします。

○14 番（成田年雄） それでは、政治活動について。

教職員の政治行為については、法律等により制限されているが、個別訪問、チラシ配り、電話かけ、カンパ活動等々の行為を行った事実関係と実態調査を行ったことがあるかどうか、結果を伺います。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 先ほど来、申し上げておりますが、平成 22 年の 2 月から 5 月にかけて、全道一斉に行われた服務規律に関する調査の中で、今おっしゃられた調査は行われております。

○14 番（成田年雄） 私言ってるのは、結果。

○議長（古川 稔） 結果をお願いします。

○学校教育課長（羽磨知成） 結果として、本町におきましては、そのような案件は出てきておりません。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） まあ、そういうのはないと言われればそうなのだろうけれども、やってもやらんと言うわね、みんなね。

だけど、それはちゃんとした政治活動は絶対だめです。政治資金規制法にも触れたように、組合活動の一環としてやられたなら、我々は子供の教育のために学校の教師を教育委員会として指導、監督しているだけであって、こういうことをやるためにここに来てもらっているわけではない。ましてや国税を使っていますから。道が払っているとかなんとかではなくて、国の、我々の、国民の税金を使ってこういうことやられたら困ります。

それで、不適切な政治活動を行っている人がいたとしたら、どのような指導と罰則があるか伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 政治活動におきまして、不適切な例があった場合ということではありますが、教育公務員特例法においては罰則規定がありません。現在は、そのような状況になっておりますが、地位利用にかかわっては刑事罰の対象になっていくというふうに思われます。

禁固以上の判決が出た場合には、当然として、免職、それに近いものに罰則が与えられるということと理解しております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 罰則されないような教職員ばかりが集まれば一番いいことなのです。ただ、罰則に等しい教職員が集まり過ぎだと思う半面もありますが、これでまたちょっと質問変えて。

学校活動について、法令遵守、服務規律の保持、政治的中立性の確保など、教育公務員としての強い自覚を持つよう、不適切な職員については強い行政指導をすべきではないか、町教育委員会としての指導はどういった考えがあるか、先ほども述べたのですけれども、同じこと繰り返しになりますが、もう一回言ってください。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 不適切な行動については、校長会、教頭会を通しながら指導してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） まだ教育課程については、もうこれ原稿どおりに読むしかないな。

教育課程の実施状況調査に関し、学習指導要領に基づかない指導があったと回答した学校はあったのか、事実関係の調査をしているか伺います。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 基づかなかったという事例はございません。

以上です。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） では、新学習指導要領が4月1日からの施行だといいますが、旧指導要領はどういったところが改訂なのか、また、前指導要領は法律に準ずると明記しているはずですが、それに従わない教職員はいたのかいないのか伺います。

従わない教職員がいたとしたら、どういった対応をしたのか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 教職員の授業につきましては、あくまでも新学習指導要領を根拠にしながら進めているものであります。

先ほども答弁がありましたように、それに大きく不適切な者はなかったという結果は出ております。今後も同じ考え方になろうかと思っておりますので、法令に準ずるものとしての取り扱いでありますので、その辺は教職員も自覚をしているというふうに認識をいたしております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 教職員団体との関係について。

校長着任時、分会交渉を行われ、職場のすべての教職員に対し意見を尊重し、民主的な学校に努力する等々、この項目の確認と確認を求められた学校があるのか、事実関係の調査をしているか伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） そのような調査は、いたしておりません。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 学校長からの報告ないのですか、これ。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 今、委員ご質問になった、その分会との着任時の交渉のことでございますが、そういう確認を求めているような交渉は本校では行った事実はありません。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 何か甘いのか、それをそのまま通してしまったのか、よくわからないですけども。

それでは、管理職選考にかかわり教職員団体からの関与を受けた学校があるのかないのか、事実関係の調査をしているか、ちょっと伺います。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 今のお話の件につきましても、平成22年2月から5月の道教委の服務規律の実態調査の中ですべて調査は行われておりまして、本町におきましてはそのようなことはございません。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） それでは、町の教育委員会として独自施策についてあると思うが、教職員団体との癒着はないとしたら、管理指導の甘さが目についてならないと思うが、教育委員会としての威信があるかないのか。本当に教育行政というものを、みずから幕別町教育委員会としてのあれはあるのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） なかなかよって立つところが、共通認識を事前に持っておりませんので、すれ違いの答弁になるかと思いますが、私どもは教職員、確かに幕別町の職員であります。

そういう観点から、会計検査院において一定の調査がなされ、現在残っている部分について同じような調査が行われているという結果を私ども見させていただきたいと思ひますし、それによっては町教委として、さらなる指導強化について検討していかねばならないと、そのような気構えを持っております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 教育長、これ頑張って、教育公務員に負けないように頑張ってほしいなと思ひますが。

それでは、国旗掲揚について。

全校で掲載されていると認識しているが、ことしの卒業式、入学式において実施したことについて、しかし、ステージ正面に日の丸を掲げ、日本人として国際的な儀礼であることを児童生徒並びに国民が日本人としての心の支えである、それが日の丸、国旗であると。さらには国歌斉唱についても実施していると伺っております。ついては、指導要領に基づき、全国民が国旗掲揚、国歌斉唱、しかし幕別小中学校の一部職員においては、式典の場所を離れたり起立しなかったりする職員もいると聞きますが、そういった行動をする人がいるのかいないのか、伺います。

このことは、式に参加した人が言っていたのですが、よろしくお願ひします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 卒業式、入学式において、一部教職員がその自席にいなかったのではないかというふうにお聞きしたというお話であります、式典を行う以上は、受付から始まって電話番等々それぞれの役割というものがござります。

そんなことから、全員がそこにいなかったというようなことでのお話かというふうに思ひます。

一部、教職員がそのような仕事、業務を持っているがために、その指定の場所において起立できないということについては、幕小中だけではなく、その他の学校においても見受けられるところでありますし、そのことを不起立というふうには私ども認識はいたしておりません。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 教育長、優しいんだな、これ。

やっぱりね、これ、反国家とは言わないが、組合活動の一環として日の丸を嫌う人がたくさんいるという実態はあるはずだと思うのですよ。

そこで、父兄の方々は見てるのですよ。日の丸掲揚になったら、いきなりなくなったとか、君が代歌うようになったら、どこ行ったのだろうねといったら、おしっこも出ないのにおしっこしに行ったようなふりしている人だとか。

だから、こういう指導要領に反する人がいるとしたら、どういった罰則をもって指導するのか、具体的に方策を伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） いろんな視点、観点あるかと思ひます。見方もあるかと思ひます。考え方も違います。基本的には、憲法で保障されている思想の信条の自由というものが原則にありますから、起立をしなさいと命令するについては、最高裁においても命令そのものは違反ではないと、合憲であるということが出ました。

しかしながら、その罰則にかかわっては非常に判断が分かれる。ケース・バイ・ケースだということ、この裁判例で多く出されておりますし、先般の道教委の処分についても人事委員会でもって処分が重過ぎると、みたいなことで世論が一本化されていない。それは根本的にはケース・バイ・ケースの判断になっていくということが一つあると思ひます。

しかしながら、私どもとしては、そこに政治的中立性が伴う以上は、その趣旨に沿った教職員のそれぞれの活動、行動があってもしかるべしというふう理解をしているところであります。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 教育長、そういう言い方もあるのかなと思いますけれども、ただ、我々一般社会では、例え鉛筆 1 本、バナナ 1 本、犯罪者は犯罪者なのですよ。

指導要領というのは、法律に準ずるということになっているはずですが、法律に決められたことを守ればいいだけの話で、何がその圧力団体については、やっぱり何か怖いのですか、80%の組織率が怖いのですか、これ。

だから、これ、幕別町は 70%の組織率、二百四十何人のうちの百五十何人が組合員。北海道教職員組合、全北海道教職員組合員いるのかいないのかわからんけど、含めて、いかに組合活動の多い町かなど。なるべく組合員の少ない公平、中立な教育をしてくれる人方を望みます。

それと、今、変わりまして、教員の不祥事について。

幕別町においてのわいせつ行為においては、先般、懲戒免職の処分がなされたことですが、幕別町管内において、不適切な教材を配布したり、教育に反する行為を行った人がいる、そういった教員に対してどのような処分をしたか、道教委に報告があったのかどうか伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 申しわけありません。質問の趣旨がよく理解できなかったものですから。例の戦争の仕方にかかわってでしょうか。その方がどうなったかということなのでしょうか。申しわけありません。

○議長（古川 稔） 成田議員、もう一回。

○教育長（金子隆司） もう一度お願いします。申しわけありません。

○14 番（成田年雄） 教育長、自信持って答えてよ。

まあ戦争の仕方という本配布した教員もいましたよね。何か、教頭職で栄転されたみたいですが。道教委に報告して、どういった注意事項があったのかどうか。

さらには、そういうこともできないようでは、教育者として教育委員も含めて、本当に教職員の不祥事に対して指導していたのか。できないのであれば百数十人も町教員、職員を擁する幕別町教育委員会そのものが必要ないのではないかと思うわけですが、どういった感想あります、教育長。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 副教材として、社会科の授業で、戦争の仕方という副教材を使われた先生がおられました。

これについては、政治的に中立であるという観点から、私どもは校長を通して本人にも指導をしたところであります。できることならば、両方の観点、いろんな見方、考え方があってということやってほしかったなど。ただ、相手方は、その次の授業にかかわる一つのゆさぶりといいますか、そういうことの活用であったが、誤解を招かれたというについては、反省をするということでありました。

このことは当然として、道教委のほうにもお伝えをして報告をしております。いろんな見方、考え方があって、十分に注意するようというご指摘をいただいたところであります。

なお、その方については今現在おりませんけれども、私は教職員がいろんな教材を利用して、子供たちの授業としてのゆさぶりをかけていくと、刺激を持っていくというようなことについては否定するものではありませんので、偏ったことにならないように、常日ごろから校長会通して指導していきたいというふうに思っておりますし、今までも、そんな余りそういう例はありませんということを上上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） まあ、何だ、いろんな考え方の対比で出したと言われれば、あれは組合活動の教研集会で使われた問題集なのか、何か配布されたものなのでしょう、あれ。組合活動の一環として出されたものなのですよ。

みずから法律を犯してだよ、違法活動ばれなければ、そのまま栄転していくという実態があるが、実態がこういった実態なのですよ。

教研集会で使われた勉強の本を、自分たちの活動の要領を子供たちに配付しただけにすぎない。

30%は非組合員、どこの団体にも属さない本当にいい人方だと思います。その人たちは、崇高な理念を持って教育に従事していると思うわけです。残り70%の組合員組織の、まあこれ過激過ぎるかもしれないが、なるべく組合員を入れないような方策はないかどうか伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 非常に厳しいご指摘ですが、そのようなことはできないというふうには思っております。

少なくとも、先ほどの戦争の仕方にかかわる部分については、差別化して物をしゃべるわけではありませんが、組合員ではありません。今は、管理職として活躍をされておる立派な方です。

今、30%ということですが、私どもは組合員であるについて、即その何ていいますか、否定的な考え方をしているというふうには思っておりませんが、組合員であろうがなかろうが、いわゆる教職員として守っていかなければならない法律があります。それに基づいて、それぞれが活動していくと、そのような視点で、私どもは基本的にはそのように見ております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 本当に優しい人だね。

これね、組合員でなかろうが差別はしないとありますが、差別してほしいのです。

一般人は、組合員イコール、言ってはまずいな、これな。だから、組合員という部分の中では、教育だけのことならいいけれども、政治活動に走るような組合員は我々は認めていません、社会全般。認めているのは、癒着しているあなた方がそう認められているだけで。またこれ、ちょっと訂正します。

○議長（古川 稔） 訂正してください。

○14番（成田年雄） これ、わかりました。わかりましたというより、これもっと考えて、なるべく少ない組合活動をするように、教育長、教育委員会ともども努力してもらいたい。

それで、子供のわいせつ行為にかかわって、子供の心のケアをしようと言っているが、まさか示談が済んだからといって、子供の心のケアをどういったことをするのか、今後のあれはどういったものがあるか伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長

○教育長（金子隆司） 前段のお話ですが、組合員であろうが非組合員であろうが、違法な行為、活動をしないようにすることについては、意を同じくするものであります。差別するつもりも全くありません。

それと、今回のわいせつ行為にかかわっての子供の心のケアであります。すぐスクールカウンセラー、私ども幕別町に配置されております。その方を早急に現場につけておまして、いわゆる見守りも含めて実施をいたしたところであります。

学校との連携をとりながら、その必要性と伺いますか、子供の状況を見ながら事に当たっているという状況であります。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） これ最後に、私の気持ちとして、教育委員会としての責任の所在、どういったことか。校長、教頭も含めて管理指導力のなさ、欠落、加害者ばかりでなく、委員会、学校管理者みずから処分伺いをいたしたほうがいいのではないかなと思うわけです。

終わります。

○議長（古川 稔） 答弁いいですか。

○14番（成田年雄） 答弁要りません。

○議長（古川 稔） 以上で、成田年雄議員の質問を終わります。

この際、14時05分まで休憩いたします。

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤原猛議員の発言を許します。

藤原猛議員。

○7番（藤原 猛） 通告に従いまして質問いたします。

ソーシャルビジネスとネットワーク化の必要性について。

経済産業省は、日本の希望ソーシャルビジネスを始めようと発信してきました。

地域における新たな産業、雇用の創出や暮らしの視点に立った第1次産業をはじめとする既存の産業の活性化につながった多様な価値観を創出し、社会問題と経済問題を同時に解決する切り札として期待し、支援するとあります。

ソーシャルビジネスは、福祉、環境、まちづくり、イベント、ブランドづくりなど公共的分野で、行政や企業では解決できない地域の問題を、ビジネスの手法を活用して解決する継続的な事業活動の総称であります。

これまでの営利を目的とした会社とは異なり、また無報酬のボランティア活動とも異なる財源を確保した新しい事業形態といえる。

幕別町においても、従来より産業づくりの施策は多く展開されているし、多くの成果をつくり出している。

今後は事業の担い手の資本規模が小さいけれども、小さいビジネスがつながって新しい商品開発なり商品群が形成されていくために、民間ビジネス事業者と行政とを連携させる仕組み、つまりネットワーク組織、そのつくりが必要である。特に、行政として取り込みにくい部分は「宣伝、マーケティング、販売」など収益にかかわる部分が不足しがちである。

これからは、公共をサポートし、自治体としての連携を図り、共同で事業運営に取り組む新しい公共の場づくりにも活用できる組織を立ち上げ、新しい活動の母体とすべきと考え、町長にお伺いいたします。

1点目、行政として、公共的な分野にソーシャルビジネスを創業し、地域に継続的な雇用創出の受け皿とする考えについて。

2点目、行政も加わったソーシャルビジネスネットワークを創出して、新しい公共の場づくりとして、行政の事務事業の外部委託の推進に取り組む考えについて。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原猛議員のご質問にお答えいたします。

「ソーシャルビジネスとネットワーク化の必要性について」であります。

ご質問の要旨にありますように、ソーシャルビジネスとは、障害者支援や子育て支援、環境問題、地域活性化などのさまざまな社会的な課題が、行政や企業、ボランティア活動だけでは解決が難しくなってきたため、これらの解決を目的として、ビジネスの手法を取り入れて継続的に事業を進めていくものであります。

従来のボランティア活動につきましては、無償による奉仕を基本としておりますが、ソーシャルビジネスにつきましては、有料のサービス提供活動により、社会的課題の解決を目指すもので、みずからの事業収入を資金源とし、国や自治体の事業への制約も少ないため、柔軟でスピーディーな事業展開が可能であり、社会貢献を仕事にするという新たな労働の機会を提供するものと言われております。

ソーシャルビジネスの事例といたしましては、徳島県上勝町で、「葉っぱビジネス」による高齢者の社会参画による地域活性化や、東京都中央区のNPO法人フローレンスによる病児保育などの子育て支援事業がマスコミでも取り上げられたりしておりますが、その事業主体は、株式会社、NPO法人、財

団法人などさまざまで、約半数がNPO法人であると言われております。

ご質問の1点目、「ソーシャルビジネスを創業支援し、地域に継続的な雇用創出の受け皿とする考えについて」であります。

ソーシャルビジネスの展開につきましては、イギリスが先進国であります。我が国におきましては、平成19年に経済産業省がソーシャルビジネス研究会を設置し、イギリスの事例を研究するとともに、国内の事例の調査や今後の方向性等についての検討を行ったのが、国としての初めての取り組みでありました。

その後、国におきましては、同研究会の報告を受け、ソーシャルビジネスを「新しい公共の重要な担い手」の一つとして位置づけ、新たな産業、新たな雇用の創出につながるものとして、ソーシャルビジネスに対する支援に着手し、以後、ソーシャルビジネス事業者への融資制度の創設、創業希望者への経営ノウハウに関する指導や従業員の人材育成に関する支援、先進事例集やフォーラムの開催による社会的認知度の向上、ネットワーク組織の立ち上げなどにより、ソーシャルビジネス育成の環境づくりに取り組んできたところであります。

経済産業省では、ソーシャルビジネスとは、社会的課題に取り組むという社会性、継続的に事業活動を進めるという事業性、さらには、新たなサービスの提供や仕組みの活用という革新性の三つの要素をあわせ持つものと定義づけをしております。

本町の行政上、解決しなければならない問題としてとらえているものについては、直営または業務委託という手法により対応しているのが実態でありますことから、現時点におきましては、ソーシャルビジネスに適した事案を見出すことはできないものと考えておりますが、今後ますます社会経済が複雑化することに伴い、行政課題も複雑多岐にわたることも予想されますことから、そういった課題を解決する新たな事業手法として、ソーシャルビジネスの研究に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「ソーシャルビジネスネットワークの設立と事務事業の外部委託の推進について」であります。

平成22年度、経済産業省が働きかけ、ソーシャルビジネスの事業者が中心となり、事業の展開や人材育成に関する情報交換等の活動を行うことを目的に「ソーシャルビジネスネットワーク」が設立されたところであり、今後は、このネットワークが中心となって、ソーシャルビジネスの事業規模の拡大や人材育成、ソーシャルビジネス関係者の交流ネットワーク活動などが行われる予定とお聞きいたしております。

我が国におきましては、ソーシャルビジネスが、まだ緒についたばかりであり、すべての事例が把握できる状況にはありませんが、新たに設立されたネットワークの動向や先進事例、さらには外部委託の可能性などにつきまして研究をしてまいりたいと考えているところであります。

なお、従来から行っております事務事業の委託、いわゆるアウトソーシングにつきましては、民需拡大、行政のスリム化の観点から、引き続き可能な限り実施してまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 猛） それでは、再質問いたします。

今の町長答弁では、非常に我が町にはソーシャルビジネスに適した事案は見出すことはできないということですが、これは経済産業省の指針によります三つのその要因と言いますか、社会性が必要だとか、事業性が必要だとか、また革新性、これは経済産業省に支援を求めれば、これはハードルは高いものだと私は思っております。

もし幕別町で、こういうことをとらえようとすれば、そんなにハードルの高いものでなくても、十分取り組めるのではないかと。

特に何点か全道で、今、活動している事例を挙げて考えていただきたいと思っておりますので、5点ほどソーシャルビジネスとして認めている事例を挙げます。

まず1点目は、デザイン力をアップし、十勝ブランドを創出するコミュニティシンクタンク事業。
2点目、地元企業・商店街と障害者団体の連携による地域活性化推進事業。
3点目、基幹産業、漁業農業の道からつなぎ役としての地域プロデューサー事業
4点目、「よそ者」「若者」「ばか者」が切り開く地域全体が支えるビジネスづくり。
5点目、十勝オーガニック産品の創出に向けた新たな社会システムの構築事業など、いわゆる聞きなれた事業がソーシャルビジネスとして展開されている。

特に、我が町においては、過去に幾度なく問題提起された問題であり、留意点もあるのではないかと。未解決課題として、今もこの町には残っているのではないかと感じておりますが、紹介したように他の市町村では、このソーシャルビジネスの手法を支援して、何とか官が100%絡むのではない支援、解決を目指して支援していこうということを考えている。

我が町でも、この思想というか、手法というものは、十分活用できるのではないかと考えまして、一つでもよいから育てようという考えがあるかないか、まず町長に伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も先ほど申し上げましたように、この事業については十分承知はしてないわけでありまして、先ほど言いましたように、経済産業省が提起してから、そう時間的にもまだたっていないのだろうというふうに思います。

今、藤原議員から五つほどの事業の紹介があました。

私どもとしましては、こういった事業をこれからつぶさに研究をしてみて、そして今おっしゃられるように、幕別町の町として取り組めるものがあるのかどうかと、そういったことも十分これから調査・研究をさせていただきながら、また、いろんな面で協力をいただくような部分も当然あるのだろうと、町だけではできない問題もたくさんあるのだろうと思います。

そういったことも含めながら、さらに内部で調査・研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 猛） それでは、続けます。

ことしの産業まつりの反省会、商工青年部の方々から次のような発言がされております。

我々は、縁日広場という開催で産業まつりを協力しているが、やはり産業まつりには合わないのではないかと。でき得るならば地場産のPRを兼ねたご当地の提供ができないか。特産品を使用した料理の提供ができないか。町の予算による特産品開発制度を活用し、幕別町らしい地場産品の開発、PRを検討したいと、そう発言しておりました。

また、忠類地区では和牛消費キャンペーンの中で、ハンバーグ、いわゆるB級グルメを販売したり、最近では豚井のたれを道の駅で協力してもらって販売しております。

ただ、このような活動というのは、今、非常に景気状態が悪い中で、活動家は町の活性化だとか地域食品研究開発、産地販売のマルシェ研究などを目指している、いわゆる少人数の集団が小規模起業家として頑張っている。この集団が、国や道のいわゆる支援事業に応募しても、ハードルが高くてなかなか事業採択には至りません。それどころか、スタートラインにも立てない状況だと。

そこで、町として、ただ物売るといふ民間事業から、まちおこし、商工活性化という、それに雇用に結びつけるという公的な立場を持たせているソーシャルビジネスの担い手育成を、特に行政が背中を一押し押してくれる。そうすれば、この今一生懸命頑張っている起業家たちも進展はするのではないかと。

やはりやる気のある小さな集まりに横のつながりを持たせて、ネットワークというものを設定して、町は支援していくので、そういう考えを持ってほしいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるとおり、今どこの町へ行っても、新たな特産品の開発、特に先般の道東道の中央とのつながりが開通されたことによって、いろんなお客さんを地元へ呼び込もうとい

うような中で、こうした特産品の開発というのは、これからもますます重要性を増してくるのだろうというふうに思っております。

私どもも、忠類でのいろんな動き、あるいはお話ありましたように、私も年に何回か商工会の青年部の皆さんとの懇談をさせていただくわけですが、そういった中でもすばらしいやる気といいますか、そういう力を出せる場があればというようなこともよく言われております。

そういった意味では、ネットワークなんかを持つことは大事だというふうに思いますし、グリーンツーリズムなんかの協議会、あるいは先般私も札幌へ行ってきたのですが、浦幌あるいは大樹等を中心に、今、修学旅行生を地元で受け入れて農家で宿泊をさせていただく、これは難しいのですが、民宿ではだめなのです、民泊でないのだめだという言い方なのですが、そういったことなどがこれからもどんどんふえて、そのことが交流人口の増、そして特に高校生なんか修学旅行生を地元に入れることによって、口コミでどんどん新たな人の交流につながっていくのではないかなというふうなお話もありました。

私、道へ行ったのは、そういったものを一つの基準を道段階でつくってもらえないかというようなことの要望に行ったのですが、そういったことなども含め、全体的に、今、藤原議員からお話ありましたように、ネットワークづくりというようなことも十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 猛） 恵庭市では、市の企画で、山崎製パンと共同で、福島千里さんの顔写真をパッケージにして、パンを道の駅で今売っております。100円につき1円強化資金を出せば、そういうことも可能だということらしいです。

我が町の、いわゆるよき素材、福島さん、これが他の市町村で活用されて、そしてその町が元気づく。実に悔しいというか、悲しいというか、情けないというか。結局うちの町というのは、まだ官は官の範囲で、民は民の範囲で、なかなか垣根を越えてものをつくるということができない町ではないかと、そんな気が少しします。

町の活性化のために、どん欲に何でも、何でもといったらおかしいですが、活用できるものは活用するという姿勢。いわゆる新しい公共の場づくりという認識をもってすれば、町民や町が目指すこと、やりたいこと、それをソーシャルビジネスで解決できると、そう位置づければソーシャルビジネスの起業家、これを応援できるのではないかと思います。ぜひ初期投資として、町はずばり、町長、150万円の予算計上する考えはありませんか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） まあ150万円でも1,000万円でも、本当に必要があってそういうことが可能であれば、当然町としても検討していかなければならない問題だろうというふうに思いますけれども、先ほど来申し上げておりますように、なかなか言葉だけ、あるいは話だけが先に進んで、実体が伴っていない部分もあるわけでありまして、そういったこともじっくり内部では検討させていただきながら、今言った問題、そして先ほど来申し上げておりますように、官が先行したとしても、やはり民との協働がなければこれは進まないものだというふうに思っておりますので、そうしたことも含めて、検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 猛） それでは、2点目の行政の事務業務の外部委託の推進ということで、ちょっと触れたいと思います。

行政の外部委託は、民需拡大、行政のスリム化、そういうことにも役立てると私は考えておりますので、特にこれからは意識改革を大きく変えて、効率的な行政システムを検討して、このネットワーク化を活用していただきたいと思います。

ただ、残念ながら、うちの町にはそんな大きなテーマはないのかなと思っておりましたが、きのう同僚議員から、農地・水・環境保全対策事業が来年度から、非常に1億円以上の事業が成立しそうだ

と。いわゆるこれは外部委託をもってして事業をやっていると聞いております。

ぜひ、基本的なことだけを掲げますけれども、この事業は 100%税金で運営されていることだと思います。事業推進のために、ぜひネットワークといいますか、新しい公共のあり方というものを十分検討して、もし我が町のモデル事業にでもなるように、誇れる一つの財産がつかれるのではないかと、そう思っています。

特に、税金が 100%投入されるということは、私たちの立場からいえば、協議会事務局の体制というのもの、会計検査対応が非常にしっかりしなければならないと。こういう事業に、余り民間的なルールを応用すれば、余りコスト高になったとか、そういうことも心配することもないわけであります。

ぜひ、費用対効果を十分考えて、町長に提案させていただきたいと思っております。

ここで、一つだけ触れたいのは、2期にわたるこの事業は最終的には 10 億円以上の事業が幕別町に税金として投入されます。前期 4 年間の事務形態は、私が耳にする範囲では、余り円滑に運営されていないのではないかとというわさも聞こえてきましたので、ぜひ町として補助金適正化ののっとなって会計検査の対応に十分な万全をとれるためにも、事務事業を外部委託するときには、責任を持って新しい公共をテーマに、新しい意識を持って進めるよう、町として指導する考えはないか、お尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） ただいまの農地・水の事業の関係のお話でありましたけれども、たしかに 20 年度にスタートいたしまして、当初はやはり初めての事業であるというようなことで、なかなか制度内容がわからないというようなことで、ちょっとぎくしゃくしながら難産の上スタートしたという経過はありましたけれども、後半 2 年ぐらいは非常にスムーズに、それぞれの地区でやりたい事業、例えば明渠の床下げでありますとか、防じん対策のための緑肥栽培、あるいは景観作物の栽培、あるいは砂利敷き、あるいは清掃活動といったものが、非常に自分たちのやりたいものを交付金を使って十分に満足のする形でやってきたというのが実態でありますので、その辺の認識については改めていただきたいなというように思っております。

それで、農地・水の事業につきましては、事業主体がそれぞれの地区、取り組み活動をやっている活動組織でありますので、町が委託をしているわけではございません。その地区が外部委託をする場合、自分たちでできない部分ですね、これは主に、明渠の床下げといった事業、これ年間大体 4,500 万円程度ありますけれども、これらについてはすべて町内の業者に受けていただいているという実態がありますので、あわせてお知らせをしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4 番（藤原 猛） 多少、私も認識不足があるかもしれませんが、ただ、やはり 10 億円以上の金が町に投入される。特にこの TPP の問題もありましたけれども、非常にこれから多分農業者に対する強い支援事業になるのではないかと。

これから、来年からは新しく二つの地区の方も活動組織として入ってくるということで、ぜひ公平で、公正で、平等で、安心した体制を確立されて事業が進められることを願って、私の質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

次に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○4 番（藤谷謹至） 通告にしたがいまして、質問いたします。

幕別町における社会教育、生涯学習についてであります。

少子高齢化や情報化の進展に伴い、住民生活や行政を取り巻く環境は急激に変化しています。また、行政改革、地方分権化、教育改革等、制度改革も進められ、幕別町においても住民と行政が良好なパートナーシップを構築する「協働」のまちづくりを目指しています。

そのためには、住民一人一人が生涯を通じて学習をしていくことも重要であり、学んだ成果を地域に還元し、社会参加や社会貢献することや地域づくりに生かしていくことが重要であります。

第5期幕別町総合計画を受けて、平成21年に第4次幕別町生涯学習中期計画が策定されました。私も社会教育委員として計画に携わりましたが、社会教育の範疇は非常に広く、成人、青少年、家庭、人権、文化財、スポーツ、レクリエーション、公民館、図書館等、多岐にわたっております。

文化の薫る心豊かな学びのまちづくりを目指すとき、社会教育は重要な教育機能であり、住民の生涯学習に関する条件整備や環境整備を総合的、体系的に進めていくことが重要だと考えます。

団塊の世代の大量退職も既に始まっている現在においては、さらに多岐にわたる学習メニューなどを充実させていく必要があります。

そこで、以下の点について質問いたします。

1 番目、平成21年度に策定された第4次幕別町生涯学習中期計画の進捗状況について。

2 番目、情報の提供と相談窓口等の体制について。

3 番目、学習の成果をまちづくりや地域課題解決などに生かせる仕組みづくりの方策について。

4 番目、社会教育、生涯学習における社会教育委員、体育指導員（スポーツ推進委員）の役割についてお尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町における社会教育と生涯学習について」であります。

生涯学習とは、一人一人が自己の品格を磨き豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、いつでもどこでもだれもが必要に応じて自分に適した手段、方法を選んで自由に学習に取り組み、その成果を適切に生かすことでもあります。

そのために社会教育としては、町民の多様化する学習ニーズにこたえるため、学習機会の拡充や学習情報の提供に努めるとともに、各種団体、サークル並びに指導者の育成、活用などを図るため、第4次幕別町生涯学習中期計画において具体的な方策を位置づけているところであります。

ご質問の1点目、平成21年度に策定された「第4次幕別町生涯学習中期計画の進捗状況について」であります。

中期計画書の「第2章、社会教育の推進において」は、人間の発達段階に応じた教育や文化芸術、スポーツなどの分野において51の方策を掲げております。

この取り組み状況について一例を申し上げますと、青少年教育の分野における各種少年団の育成の面では、これまで少年団指導者研修会やスポーツ少年団交流会を開催し、体験学習の機会の拡充の面では、ふるさと館ジュニアスクールの体験学習や学び隊での施設見学の実施、家庭教育の分野における「ライフステージに応じた学習機会提供」では、「夜回り先生」として有名な水谷修先生を講師として講演会を開催し、その充実に向けてきたところであります。

また、高齢者教育の分野における「世代間交流事業の促進」の面では、幕別中学校で「ふるさとアート展」と題し、書道やちぎり絵の作品展を開催するなど、43の方策については一定の取り組みがなされているところであります。

今後においては、取り組みが十分ではない方策について対応していく必要があるものと考えてございます。

ご質問の2点目、「情報の提供と相談窓口等の体制について」であります。

生涯学習の情報提供につきましては、これまで町の広報誌やホームページ、新聞等を通して行っており、相談窓口については主に教育委員会生涯学習課、忠類総合支所の生涯学習係、幕別町百年記念ホールで対応しているところであります。

忠類で開催している生涯学習講座について申し上げますと、従来は教育委員会が主体となって講座を開催しておりましたものを、平成22年度からは、同じ学習内容を希望する者同士が、教育委員会に講座の開催を申し込むという方法で開催しているところであります。

今後も講座を希望する方々のニーズを十分にとらえる中で、生涯学習の充実を図ってまいります。

ご質問の3点目、「学習の成果をまちづくりや地域課題解決などに生かせる仕組みづくりについて」であります。

教育委員会といたしましては、生涯学習推進の観点から、これまで百年記念ホールや忠類コミュニティセンターを中心に各種講座を開催し、多くの方々のご利用をいただいているところであります。これは、講座が終了した時点では、一部ではありますが参加者が、サークルを立ち上げ、継続して活動する様子も見受けられるほか、文化協会に所属し幕別の文化・芸術の向上に寄与するなど、学習の成果がまちづくりに結びついている一例もあると考えております。

また、生涯学習リーダーバンク事業では、個人44名、団体で22団体が登録しており、スキーなどの指導のほか、スケート、書道など、地域や学校からの指導者派遣の要請にもこたえていただいている状況にもあります。

生涯学習、社会教育の基本は「人づくり」と言われており、人と人が結びつくことによって「ネットワーク」ができ上がり、これがひいてはまちづくり、地域課題の解決につながっていくものと考えており、今後においては講座に参加された方々の意向を把握するなど、まちづくりや地域課題の解決につながるような人づくりを意識して事業に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「社会教育、生涯学習における社会教育委員、体育指導委員の役割について」であります。

社会教育委員の役割につきましては、社会教育法の中で社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見を述べること、必要な研究・調査を行うことのほか、社会教育関係団体等の関係者に対し助言と指導を与えることと規定されております。

また、体育指導委員につきましては、ことし8月にスポーツ振興法がスポーツ基本法に改正されたことにより、「体育指導委員」の名称が「スポーツ推進委員」へと変更されたところであります。このことによりまして、今までのスポーツ指導の指導、助言のみならず、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整役としての役割が新たに加わることとなりました。

体育指導委員には、これまで幕別マラソン大会の運営協力をはじめ、テニポン、ふまネット、ディスコンなどに代表されるニュースポーツの発掘・宣伝のほか、今年度からはみずからが主催者として「ウオークラリー」も開催するなど積極的に活動していただいております。

社会教育委員や体育指導委員は生涯学習を支える両輪であり、今後も連携・協力を進める中で幕別町の生涯学習の充実に向けてまいりたいと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） それでは、再質問させていただきます。

第4次幕別町生涯学習中期計画の進捗状況についてですが、第2章中の社会教育の推進では、51の方策が挙げられている。そのうち43の方策については、一定の取り組みが行われているということですが、この51引く43、残りの八つのこの方策については、どのようなものが、取り組みが不十分であると考えているのかお尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 生涯学習の中期計画、これにおきましては、組み立てといたしまして乳幼児教育から、青年、少年、さらには成人、芸術文化というような組み立てで構成しているところでございます。

今、この方策が十分ではないというものはどれかというご質問でございますけれども、一例申し上げますと、例えば青年教育におきましては、青年の学習ニーズにこたえた学習機会の充実ですとか、各種青年活動への支援、それから家庭教育の面の分野におきましては、父親の家庭教育の参加支援などが挙げられます。

また、乳幼児の教育の分野におきましては、乳幼児教育にかかわる団体、機関との連携強化という

方策がうたわれてますけれども、所管課ではそういう連携強化をしておりますけれども、そこに教育委員会が入り込み、さらに連携をしていくということで方策をうたってございますが、その点では、乳幼児の関係では四つの方策がまだ十分ではないのだろうなというふうに認識しているところでございます。

いずれにいたしましても、この計画ちょうどことしが折り返し地点ということでもありますので、25年度までの間にといいましょうか、今後におきましてこれら課題に向けて対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） まあ折り返し地点であると、そういうことも考慮に入れまして評価させていただきますけれども、気になったのはこの中に青年教育についてでありますけれども、幕別町青年団体連絡協議会の解散とか、あと忠類村の青年会の活動など青年活動というのがもう休止していると、ほとんど行われてこなくなった状況があります。

それで、中期計画の中では、連帯感の希薄さが進行しているというふうに書いてございます。

昔であれば、その青年団が盆踊り大会を企画したり、本当に青年団活動が活発な時期がございました。本当に残念な思いがするわけですけれども、それに対応して、本町では基幹産業である農業の後継者が組織する農協青年部、また市街地の商工会青年部などを中心に活動を支援するという必要性を挙げてあります。

このような2団体には、どのような支援が考えられるのかお尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） はい、青年活動への支援ということだと思います。

確かに、かつては幕別町でも青年団体連絡協議会という会がございまして、主には農業青年を中心として教育委員会がその窓口になりまして、いろいろ活動も支援とともに発展してきたといいたいましょうか、そういう時代がありました。とはいえ、時代の趨勢の中で結果として解散ということになりました。

その背景には、厳しい経済情勢ですとか雇用環境等々もあるのだろうなとは思いますが、もう一つは趣味ですとか、興味の多様化というようなことがありまして、一つの団体として活動することが、多くの人に賛同を得ることがなかなか難しくなってきたのも、一面にはあるのかなというふうにも思います。

その半面、個人の趣味ですとか、あるいは趣味を通じて小さなグループの中では活動をまたずうっとしているというような、そういう時代になってきているのだろうというふうに思っております。

商工会の青年部なんかにおきましても、冬休みにネオンをつけたり、そういうようなまちづくりの観点からも、ずうっと活動していただいてことを承知はしておりますけれども、いずれにいたしましても全体としてそういう大きな団体が活動するところが難しくなっているというのは、感想として持っているわけでございます。

そんな中で、私どもとしましては、先ほども言いましたように、個人あるいは小さなサークルのニーズというのはどういうところにあるか、そういうところにも視点を当てることも一つなのだろうと思っております。

そういう意味では、百年記念ホールでは、たくさんの講座に利用をいただいておりますけれども、私どももアンテナを張りながら、さらには百年記念ホールの職員とも連携をとりながら、そういう切り口をどこに求めていくかということを検討していかなければならないというふうに思っています。

話になりますけれども、去年は私どもふだんはかわりもなかった青年団体もありまして、そういう方がたまたま幕別の公共施設を借りてイベントをやりたいのだがというような相談がありました。私どもはそういう団体の方が、支援することによって会が発展し、将来的にはまちづくりにもつながるようなことを期待しながら、いろいろとご支援をさせていただきまして、結果として大変喜ばれた

という事例がありまして、私どもも仕事をする中で大変やりがいのある仕事だったなというふうに感じております。

教育委員会も、そういう意味では、敷居を低くしていろいろな方の要望にこたえるべく、今後に対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） では、青年教育というか、これが大事だと思うのは。ほかの問題でコープの加入率とかそういうことに関してでも、いろいろ問題化しているわけで、ここの層の社会教育とかいろんな講座、それが何かほかの問題の解決策になるような気がして、今、質問させていただきました。

次に、この情報の提供と窓口相談の体制についてですけれども、情報の提供は町の広報誌、ホームページ、新聞等、相談窓口は教育委員会生涯学習課、忠類総合支所の生涯学習係、幕別町百年記念ホールということでしたけれども、第4次幕別町生涯学習計画に係るこの民意の意識調査というのが後ろに載っていたわけなのですけれども、その中で生涯学習を行う際の障害として、活動のための情報が得られにくいという住民のパーセントが47%と一番多かったわけです。

相談窓口に関しては、なかなかこの人員の配置とか、そういう部分で難しい観点はあるかと思えますけれども、幕別町にはいろんなこの教育施設がございます。そのところでどういう講座とか、いろんな情報を掲示するだとか、そういうことも考えられますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） はい、情報の提供ということだというふうに思っております。

確かに今議員がおっしゃるように町内の公共施設にそういう情報を提供する、そういうことも一つには有効かというふうに思います。

その半面また、いろんな各種講座がありまして、特に詳細に知りたいという場合については、その掲示板といいたいまいしょうか、張り紙ではなかなか不十分なところもあるのだらうなというふうに思っております。

そういうことを考えますと、これまでも先ほども言いましたようにホームページですとか、町の広報誌ではその辺は周知はしてきておりますけれども、タイムリーなことを言いますと、ホームページ何かは非常に有効なのではないかと思っております。

今、私どもの教育委員会のホームページの情報を見ますと、一般の方々からすると、今言った情報の提供からすると、もうちょっと改善する余地があるのだらうということで、内部でも今詰めているところがございます。そういう改善に向け、そしてさらにより詳細なタイムリーな情報に向けて改善していきたい、取り組みたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 続いて、3番目の学習の成果をまちづくりや地域課題に生かせる仕組みづくりについてですけれども、おおむね教育長の答弁で理解しました。

なかなか一朝一夕には難しい課題だと思いますけれども、人づくりを意識した事業に真剣に取り組んでいただきたいと思います。

次に、社会教育、生涯学習における社会教育委員、体育指導委員の役割についてなのですが、体育指導員からスポーツ推進委員に変わったということがございます。自分も長年、社会教育委員として活動させていただきました。しかし、年4回とか5回の会議のほか、研修会の参加、スポーツ賞、文化賞の選定などが主な仕事だと思っております。

幕別町では15名の社会教育委員がおりますが、それぞれの委員がさまざまな団体などに所属しまして、地域活動を積極的に行っております。

しかしながら、この社会教育委員が何を行っているのかということは、住民にはほとんど知られていない、また生涯学習がどういうことなのかということも認識不足ではないかなと、そういうふう

思っております。また、体育指導委員、これからはスポーツ推進委員というふうになるのですけれども、それも同様なことで、住民の認知不足という点があるのではないかと考えています。

この両社会教育委員、スポーツ推進委員、生涯学習の両輪ということで、教育長の答弁にもありましたけれども、こういう認知度を上げる方法というか、上げることも必要ではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 常日ごろ社会教育委員の皆様あるいは体育指導委員の皆様方につきましては、いろいろとお忙しい中、町の教育行政の発展のために本当にお力添えいただきまして、感謝しているところでございます。

今後も、今ご指摘がありましたように、それらの皆様方の活動につきましては、当然私どもの責任の中で対応すべきものというふうに考えてございます。

これも先ほど言いましたように、その周知する方法といたしましては、広報誌ですとか、あるいはホームページだとかというのが一番いいのかなというふうに思うところもありますけれども、それらを検討して望ましい方法で対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 答弁の中にありました、今度、スポーツ振興法から基本法変わったということで、私もずっと知らなかったわけなのですけれども、先日、札幌東区のスポーツ推進委員という方々30名が忠類に來られまして、そり大会の視察研修というか、そり大会を行った経緯、そしてどのように続けているかということで、10月29日、忠類に來られまして、スキー場ロッジの2階で研修をしていた経緯があります。そのとき、30名がジャンパーそろえて來られたわけなのですけれども、体育指導委員だとばかり思っていたのですけれども、体育推進委員ということで、東区は人口およそ25万人いるそうでございます。その中で大体6,000人に1人をめどにスポーツ推進委員、まあちょっと30人という少ないのですけれども、6,000人をめどにスポーツ推進委員30名を枠として委嘱しているということでございました。

スポーツ基本法ということで、それから調べまして、昭和36年に制定されたスポーツ振興法というのを50年ぶりに全面改正して、スポーツに関し基本理念を定めて、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるものです。8月24日以降施行されたわけでございます。

教育長の答弁の中にも、スポーツ振興法がスポーツ基本法に変わりました、体育指導委員の役割の中にスポーツ推進のための事業実施にかかわる連絡調整役という役割がさらに加わったという答弁がございました。そのことについて、そういうことであるということに理解しましたけれども、この状況において、今後スポーツ推進委員と地域スポーツクラブとの関係、この法律が変わったことによって、この幕別町で言えば、幕別札幌内スポーツクラブとの関係になるかと思っておりますけれども、その関係に変化はあるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 体育指導委員とスポーツ推進委員の関係であります。

今ご案内がありましたように、法律改正によりまして名称が変わったということではありますが、両者の関係、両名の名前の名称の関係としては基本的に変わりません。変わらないと思います。ただ指導助言、今までの指導助言という範疇から、それに加えてスポーツの推進のための事業の実施にかかわる連絡調整役としての役割が加えられたところであります。

従前のスポーツ振興法におきましては、学校あるいは企業がスポーツ振興を支えるものという位置づけでありました。50年ぶりに改正されまして基本法となりましたが、その基本法は基本的に国や地方公共団体がその任を担うのだと、そういう大きな意味での改正であります。

その中には、地域スポーツクラブも入っております。今まで会社企業がやっていたのですが、

この状況の中で、なかなか会社としては責任を持ってなくなったというご時世の反映であろうとかなというふうには思います。

その基本法の具体的な具現策として何が出てきたかという、いわゆる地域スポーツクラブの育成、支援ということが出てまいりました。体育指導委員、推進委員、指導と推進という観点から見ますと、まさに今までの上から下に指導するようなイメージでありましたけれども、推進するということですから、目線が一緒になるのだらうというイメージで考えていただければわかりやすいのかなというふうに思いますが、そのような改正の趣旨を踏まえると、地域スポーツクラブに対する推進委員としての役割はより近くなったのではないかと。教育委員会としても、その仲立ちを十分に果たすべきだということが、法律でもその趣旨の中で明らかになった、そんなようなふう感じております。

いずれにいたしましても、教育委員会がその仲介役となって治めていかなければならないことは変わりはありませんが、指導委員から推進委員の意味合いの変更も含めて、広く町民に周知をしていく必要があると考えておるところであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 広く住民に周知をしていくという教育長の話でございますけれども、まだスポーツ基本法が施行されて3カ月ということで、まだといっても、もう既に3カ月なのですけれども、幕別町のホームページ上では、体育指導委員の説明がまだ載っている状態なので、こういうことはやっぱり住民に早急に情報提供していただきたいと思っております。

オリンピック選手が3人も輩出されている幕別町でありますから、スポーツに関してのことですから、早急に変更をして情報提供をしていただきたいと思っております。

幅広い中の生涯学習ということで、一般質問させていただきましたけれども、教育長の答弁の中にある生涯学習は人づくり、人づくりはまちづくりであるということで、私も全く同感であります。これがやっぱり、そういうことで、人づくりはまちづくりということで、この幕別町をつくっていくものだど認識しております。

先日、国賓として来日されたブータン国王夫妻、連日ニュースで報道されて、ブータンという国は余り知らなかったのですけれども、ブータンに行こうとする日本人が観光でふえているということですから、ブータンの国の国民幸福度というのですか、国民幸福量とも何かいうらしいのですけれども、GNHというのがすごく高いと、GDPがこれブータンというのは日本の20分の1というふう書いてあったのですけれども、ブータンの国民の95%が自分が幸福というふうに感じているそうです。これ一体何を重視しているのかということ、お金でも健康でもない信じられない話なのですけれどもこれ、人間関係とか、隣人関係とか、家族関係の平和と交流だそうです。

日本でもこの幸福度というものに注目して、内閣府の中の有識者会議で検討して、来年から試験的にデータを集めて評価の有効性を検討するというふうに言っています。

また、この大手広告代理店の博報堂が発表した生活意識調査によりますと、ボランティアや趣味の会など目的のある自発的な人のつながりを持つ人が47.6%に上ることがわかったそうです。

これつながりを持つという、何か北方圏とか南方圏の圏って書くようなのですけれども、このつながりを。このつながりを持つ人の76.8%を自分が幸せだと感じており、持たない人の61.3%を上回っているそうです。

博報堂が6月にまとめた調査では、東日本大震災後に他者と連携しようとする生活意識調査の変化が確認されており、今回の調査でも、つながりを持たない人の28.9%は、今後はつながりを持ちたいと回答しております。既に持っている人の20.5%がつながりをふやしたいとしているそうです。

生涯学習、社会教育の目標は、この人づくりであり、ネットワークづくりであると私も考えます。

幕別町社会教育、生涯学習は、さらに充実していくように、積極的な施策と細やかな情報提供、住民のニーズに合った講座の開設等、今後ともお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

この際、15時15分まで休憩いたします。

15:05 休憩

15:15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、寺林俊幸議員の発言を許します。

寺林俊幸議員。

○2番（寺林俊幸） 通告にしたがいまして質問いたします。

十勝圏消防広域化、無線デジタル化、指令業務の共同運用についてであります。

平成15年10月に電波法関係審査基準の一部改正、また平成18年6月に消防法が一部改正になり、それにより国が推進する施策、消防の広域化、アナログ無線からデジタル無線への移行、あわせて無線の広域化、無線の共同化、指令業務の共同運用、以上五つの項目が出され、十勝管内19市町村でも共同運用を含めた広域化に向け議論され、ことし十勝圏広域消防運営計画案が公表され、その中で今回の定例議会において十勝複合事務組合規約変更並びに消防事務組合に係る解散議決の提案がスケジュールに組み込まれていたわけですが、11月19日の市町村長会議において提案の見送りが決定され、今後においても協議、検討がされるということではありますが、住民に対しての説明が十分なされないままであり、結論を急ぐようなことでは、住民の生命、財産を守る消防体制はでき得ないと考え、以下のことについて伺います。

1、広域化に伴う財政負担、また現在の消防予算と比べどの程度の負担となるのか。

2、現在の消防力は維持されるのか。また充足率はどうなるのか。

3、消防の広域化で、すべての項目を同時に行うことが必要なのか。

4、常備消防が広域化（本部統合）によって、消防団の位置づけについてどうなるのか。市町村を越えての消防活動時において、そこにある消防団への指揮、命令などはどうなるのか、またその責任はどこにあるのか。

以上を伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 寺林議員のご質問にお答えいたします。

「十勝圏の消防広域化について」であります。

昭和23年に消防組織法が施行となり、消防は市町村がその責任においてすべて管理する自治体消防へと移行し、現在の消防組織の体制の基礎ができましたが、その後、制度、施策、施設設備等の充実強化が図られ、火災の予防や消火はもとより、救急、救助活動から地震や風水害等への対応など、広範囲にわたり地域住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしてまいりました。

近年、急速な高齢化の進展の中、大規模地震や局地的豪雨など、複雑、多様化する災害等から地域住民の生命と財産を守る消防の責務はますます大きなものとなってきており、消防は寄せられる期待と信頼にこたえるため、社会環境の変化に適切かつ機敏に対応できる体制を整備確立することが求められております。

しかしながら、人口減少社会を迎え、小規模な消防本部においては要員の確保や資機材の整備に限界があるため、災害発生時の動員力が十分であるとはいえない場合が起こり得るほか、高齢化に伴い増加する救急需要に対応する適切な対応や、予防査察、火災原因の調査等、より一層高度化、専門化する予防業務への対応などが十分とは言えない状況が起こり得るのではないかと懸念が指摘されており、その課題解決に向けて十勝19市町村は消防の広域化の検討協議を進めてまいりました。

さきの行政報告でもお伝えいたしました。現行の「自賄い方式」の解消に向けた協議において、共通認識の形成に至らず、現時点においても整理すべき課題の協議中でありますことから、当初想定していた平成25年1月1日スタートのために必要な関係議案の今議会での提案を見送ることとした

次第であります。

ご質問の1点目、「広域化に伴う財政負担について」であります。

「(仮称)十勝圏広域消防運営計画(素案)」におきましては、広域化後の常備消防に要する経費のうち、投資的経費を除く費用については、人口、面積等を反映した消防財政の統一的基準である普通交付税の「基準財政需要額割」と各市町村独自に基準財政需要額を上回る経費を支出してきた実態を反映させた「消防需要割」の二つの算定により負担する方法で検討するとしておりますが、申し上げましたように、現在自賄い方式の解消に向けた協議を行っている最中でありますことから、広域化後の財政負担につきましては、前提となる条件が確認された後にお示しをさせていただきたいと考えております。

ご質問の2点目、「広域化後の消防力について」であります。

総務省消防庁は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策、その他の消防に関する事務を確実に遂行し、消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について「消防力の整備指針」を定め、市町村はこの指針を目標として必要な施設及び人員を整備するものとされております。

「消防力の整備指針」は、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を定めたものでありますが、一つには施設の指針として人口1万人以上の市街地と、人口1,000人以上1万人未満の準市街地ごとの署所と消防ポンプ自動車の数をはじめ、はしご自動車、化学消防車、救急自動車、救助工作車、指揮車の数を定めております。

また、二つ目として、人員の指針として消防ポンプ自動車などの車両ごとの搭乗人員等や通信員、予防要員の数を定めております。

広域化にあわせて、「十勝圏」としての常備消防力の配置基準を定めることとなりますが、素案におきましては、「地域における消防サービスを維持するため、市町村に所在する署所については現在の位置に置いて現状のまま引き継ぎ、広域化後の署所とする」としており、現行の施設、車両、出動態勢を維持する水準を設定するものであり、消防力の低下につながるものとはならないものと考えております。

まだ現行におきましては、市町村の区域を管轄区域として消防活動等を行ってまいりましたが、広域化後は、消防・救急活動などにおける出動範囲は市町村の垣根を越えて災害現場から最も近い署所が対応するなど、弾力的な出動態勢を構築することにより、住民サービスは向上するものと期待をいたしております。

ご質問の3点目、「広域化の進め方について」であります。

前段申し上げましたが、今後予想される社会情勢と自治体財政の状況を考慮すると、小規模な消防本部においては出動態勢、消防車両等の資機材、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが生ずるおそれがあることから、行財政上のさまざまなスケールメリットを実現することが極めて有効であり、そのためには一体的な広域化の実現によって、住民サービスの向上、消防体制の効率化、消防体制の基盤の強化を実現し、より少ない経費でより大きな効果を上げることが可能になるものと認識いたしております。

しかしながら、19市町村の間で現行の「自賄い方式」の解消に向けた協議において、共通の認識の形成には至らなかった現状にある中、アナログ方式消防救急無線の使用期限が平成28年5月31日までとされていることから、広域化の検討とは切り離して、消防救急無線のデジタル化の検討を先行して進めているところであります。

消防無線のデジタル化は、十勝圏の消防が広域化するか否かにかかわらず、期限までに整備しなければならないものであり、平成24年度に実施予定の電波伝搬調査の結果をもとに、その後において整備を進めていくことになるものと考えております。

ご質問の4点目、「消防団の位置づけについて」であります。

国の広域化に関する指針において、消防団は、火災などの災害活動のほか、地域に根差したきめ細

かな火災予防運動や、応急手当の普及指導など、地域に密着した多様な活動を行うことから、広域化の対象外とされており、この考えを受け現在協議されております広域消防計画素案におきましても、広域化の対象外として、広域化後に市町村ごとに条例等を整備することとしているところであります。

災害が大きければ大きいほど、災害直後の初動期における地域住民相互の助け合い、人命救助や初期消火への努力が被害の軽減につながることになり、阪神淡路大震災におきましても、消防団は消火活動と要救助者の捜索、救助活動、給水活動、危険箇所の警戒活動など幅広い活動に従事されました。

このようなことから、広域化後におきましても消防団活動の重要性に変わりはなく、大規模災害時における住民の避難誘導、水防活動などに関する活動については、市町村長の実働部隊として常備消防との関係では、火災防御や救助活動、火災予防等の活動については消防長、署長の管理により、従前同様の円滑な連携が図られるよう取り組んでまいらなければならないものと考えております。

次に、「市町村を越えての消防団の防災活動等のあり方について」であります。

消防団は、消防組織法の定めに基づき、条例・規則で消防団及び分団の名称とそれぞれの管轄区域を定めており、消防長、消防署長の命令に基づく区域外の行動を例外として、基本的には当該区域での行動に限られております。

過去に昭和 39 年に芽室の大火の際に、当時は常備消防が充足されていなかったことから、消防団が出動した事例がありました。近年は各市町村とも常備消防が整備され、北海道広域消防総合応援協定や十勝管内各消防本部における申し合わせにより、常備消防の出動が可能となったため、消防団が管轄区域を越えて出動することは可能性としては極めて低いと考えております。

ご質問にあります「区域外への出動の際の指揮命令」のあり方につきましては、消防団が広域化の対象外とされていますことから、消防団事務を円滑に推進していくためのあり方を、今後の協議の中で検討してまいらなければならないものと考えております。

以上で寺林議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2 番（寺林俊幸） ただいま町長にご答弁いただきましたけれども、行政報告の中でもございましたけれども、本定例議会への消防事務組合の解散議決を見送るといことのお話もありました。また、報道の中にもございましたけれども、そこまでに至るまでのこれまでの経過が一切住民の皆さんに説明されていないと。

また、生命、財産を守るような大切な消防体制、どう変わっていくのかというようなことは、大変不安に感じておられると。そのようなことから、広域化についてお伺いするわけでございますけれども、大きな予算をもって広域化に進むというようなこともお聞きしておりますけれども、その中身も全然聞こえてこないというようなことであります。

その中で、22 年の決算で消防費が 5 億 7,783 万円何がしというような費用がかかっているわけでございますけれども、住民とすれば当然この費用が広域化によって幾らかでも少なくなればというふうに思うのが当然でありまして、ただその中におきまして各市町村の住民 1 人当たりの消防費について 4 倍以上の差があるというようなことについて、これをどのように公平化していくかということ、今現在、市町村会議の中で話し合われていることかと思っておりますけれども、町長の見解のほどをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成 25 年 1 月 1 日を新たな広域消防のスタートとしたいという当初の計画は、実はそれまでに広域化することによって、それぞれの組合に財政的なメリットが実はあったわけです。国からの交付税措置等のメリットがあったわけですが、これが一つの目標として掲げられたと。

ところが先ほどから申し上げておりますように、そして今ご質問あったように、自賄い方式、今は幕別の消防車を買うのは幕別の予算で買う。池田は池田で買う。東部の東十勝消防事務組合はあるけれども、それぞれが自賄いで施設や整備をします。

ところが今度十勝一つにすると帯広市の消防車を買うのに、残りの 18 町村も同じように負担金を出

して帯広市の消防車を買う、幕別のときもほかが出す、陸別で買うときもみんなで出し合う、このことが本当にいいのかどうか。あくまでも自分のところの消防署のあれは、自分のところで買えばいいのでないか、自賄いでやればいいのでないか、この辺がなかなかかみ合わない。そして、今度は組合が一つになるわけですから、消防署も施設整備もみんなそれは組合のもので、あるものは各町のものではないという意識もある。

さらには職員を採用するとき、消防署員を採用するとき、今、東十勝に四つありますけれども、それぞれの署でみんな職員を採用している、試験やったりとか。今度は十勝1カ所で採用試験やって、そこで決めた人で、あんたは広尾へ行きなさい、あんたは鹿追へ行きなさいと。こんなことをやられたら、うちの町に住まないで、みんな帯広とか幕別とか音更から住んで通ってくるのではないか。それでは何のためにせっかく消防署の署員をも採用するのに、地元でメリットにならない、何ともうまくやっていけないのではないか。そういったことなどいろんなことが、今のその中で話し合われているものですから、なかなか一つにまとまっていけない。

ですから、消防車を今どこが買うのか一つによって、町の財政負担というのも、これ変わってくるものですから、先ほどお答えしたように、今うちでどれだけ負担したらいいのかというようなことが申し上げられない。

これを、よく端的に私言うのですけれども、島の町長さんと話したら、うちの島で火事になってって稚内や函館からだれも応援に来てくれない、うちの中でやらなければならない。そんなのに函館、稚内ではしご車買うときに、何でおれたちが負担しなければならないのだというようなことを言うのです。

ただ、これがずっとお互いに言っていたら、恐らく広域化は持っていけないだろうと。だから、ここが今やっぱり我々としては一番難しいのと、それで今、自賄い方式をどうするかを副町長部会、そして町長部会あるいはその担当者部会で、例えば消防自動車の設備をするときの自賄いは大体5年後をめどに、7年後をめどに解消して、みんなが出し合って買うようにしたらどうかとか、そして職員の採用は一括そうやるけれども、欲しいという町村に面接をやらせて、そこへ住むことを条件にしてはどうかとか、そういった話が今も実は続いているものですから、今回、提案が見送られたということですので、実はさっき部屋へ戻ったら、二十何日に、また町村長の案内が来ていました。また広域化の会議があるそうですけれども、そういったことをこれから少しずつ詰めていかないと、これは総論では賛成するけれども、各論に入ったらまたみんな反対だということになっていくと、まとまらない部分があるのかなというふうに思ってますけれども、さらに一本化していこうと、広域化していこうということについては、前段の話し合いはされているわけですから、さらに細部を詰めていくということになっていくのだろうというふうに思います。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 今、検討中というか、各町村の中でのすり合わせが進んでいるということで理解しておりますけれども、今後に向けてやはりいつの段階かでは判断しなければならないということがありまして、住民もそうですけれども、我々議会としても判断材料ということで、決まった段階で、その資料なり結果なりをお知らせ願えればなというふうに思います。

次に、2番目の現在の幕別消防の消防力は維持されるのか、また充足率はどうなるのかということでお聞きしたいと思いますけれども、ご答弁の中に、現在、幕別にある消防力、そのまま広域になっても維持していくんだと、これを使って住民の安全を守るのだということで理解いたしましたけれども、充足率については先ほどもありましたように、先が見えない中、広域に向けて議論中であるということでもありますけれども、十勝管内の充足率を見ますと101.3%から62.4%と大きな格差がある中、今一本化に向けて協議をされていると。これ平均すると大変なことになるのだろうなど。当然100%を超えている町にすれば、うちの町ではもうこれで十分なのだというようなところで、ほかの町村のカバーをするような形になるのかなと。

これを考えれば本当に大変な協議であるというふうに思いますけれども、ただ将来、幕別だけでな

く十勝管内を見た段階で、当然、住民が減る町村もあるでしょう。そういったときに消防力の低下によって、住民の生命、財産が脅かされるというようなことについて、町長はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これは、先ほども言いましたように、それぞれが今各町村ごとに設備、車両をもっているわけですから、たとえ 100%になっていたとしても、これはどこかでまた消防車とか施設は更新が来るわけですから、それらを踏まえて、先ほども言いましたように、全体で 100%の枠を持つのか、自賄いで今までどおりそれぞれが 100%の維持に向けて整備していくのか、この辺が先ほど来申し上げているようにまだ結論が出ていないところでありますので。

うちの町が、当然、車両なんかも 100 になっていますから、これはいいのですけれども、自賄い方式だとすれば、どこかで更新の時期が来れば、自分のところで金を出して更新して 100 は継続していく。しかし十勝全体で、おまえのところ 100、もう行っているのだから、ちょっとまで、今度はこっちをやるからというようなことになると、それは町の出すお金でなくて、全体の中でのお金の負担の中で進めていくというようなことになってくれば、またちょっと整備の仕方変わってくる。ですから、今の段階では、まず自賄い方式をどう解消していくのか、あるいは車両や施設の整備をどんな形でこれから 100%を目指して進めていくのかと、そういったことがまさに大きな協議の課題になっていくのだろうというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2 番（寺林俊幸） 充足率については、今後の協議の中でいろいろ変わってくるのだろうというようなふうにも思いますけれども、将来的な消防力、十勝全体を見た中の消防力というものをやはり維持していただいて、大きな災害に対応できるような形をとっていただけないかというふうに考えます。

次に 3 番目の、消防の広域化についてすべての項目を同時に行うことが必要なかということでございますけれども、ご答弁の中で、広域化については助成が受けにくくなったということで、今後については考えてはいくけれども、当面のスケジュールから外すというようなことでもございましたけれども、デジタル化についてはご答弁の中にありますように、28 年 5 月 31 日までという期限が切られております。これに向けては、広域で取り進めるのか、さらに小規模で取り組むのかということになりますけれども、やっつけなければならぬと。

できれば広域での取り組みが経費的にも当然少なくなるというようなことから考えれば、そこに向けていくことが重要課題であるというふうに思いますけれども、これについても先ほどご答弁いただいて今後の課題であると、進み方によってというようなお話もありました。

また、広域化というか、デジタル無線の広域化というものについては、十勝管内全体で見れば日本一広い広域消防となるというようなことでもございますので、メリットも大きい、金、整備にかかる費用も莫大なものになるのだろうというふうに考えております。これについて、当初出されましたスケジュールの中には、住民意見の集約をするというようなこともうたってございましたけれども、予定では今年度の 7 月、8 月ごろというようなスケジュールになっていたのかなというふうにも思いますけれども、それについてこれまで実施されたのかされなかったのか、またその結果についてお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（古川 稔） 高橋町長。

○副町長（高橋平明） 先だって申し上げましたとおり、広域化の進め方に関しまして自賄い方式が問題になりまして進んでいない状況になりましたので、住民への説明ですとか、それからこの広域計画の案そのものを住民に対してお示しをできる状態ではまだないということで説明会等は行っておりません。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2 番（寺林俊幸） 実施されていないというようなお返事でもございましたけれども、今後に向けてやはり住民の方はどのように考えているのかというようなことを聞く機会が必要ではないかというふう

にも思います。ぜひ住民の声を聞く場を設けていただければというふうに思います。

次、最後でございますけれども、4番目の常備消防が広域化によって消防団の位置づけについてどうなるのかということでございますけれども、広域化については先送りされたということでございますけれども、幕別の中では4分団の消防団がございます。

その中で、当然、農村地帯において消防団も結成されているわけでございますけれども、地域に根差してきめ細やかな火災予防だとか、また初期活動していただいているわけでございますけれども、ただその消防団について取り組みはすべて同じかということではございません。一部については消防隊が出勤する、駆けつける前に消防団がみずから緊急車両で活動に向けて行くというようなことも当然あります。

その中で、質問の中にもありますけれども、出勤時の指揮命令、また責任についてはどうなるかというようなことで、消防団は区域外に出勤することはないということをお聞きしまして、ひとつ安心しているわけでございますけれども、逆に初期活動で町の境にするところまで出勤したと、当然そのときの対応という観点で、先ほどありましたように、近隣での協力体制は今できているということで、まず難しいことかと思っておりますけれども、他町村から応援に入ったというようなときに、指揮命令等はどうなるのかなということも考えわけですけれども、当然、消防団が初動活動されている。そこへ他町村から応援に入った消防隊が入るというようなときのその指揮命令についてはどのような形になるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 消防の災害現場での対応につきましては、現場にいます一番階級が上位の者が隊長として指揮命令権を持つこととなります。ですから、万が一、例えば幕別の消防が災害現場に行ったときに、豊頃から消防署あるいは消防団の方が来られたとしても、指揮権を持つのはその災害現場にいる一番、言ってみれば幕別町で言うと、幕別の消防署長がその災害に関しての指揮命令権を持つこととなります。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 幕別の消防署長が指揮命令権、責任を持つということでございますので、今までお聞きしたその団に関しては、やはり消防団、団員の方々も広域化に向けての説明がない中での活動を余儀なくされると。今後不安を抱きながら活動をされているというようなことからお聞きしたわけでございますけれども、こういうようなこともやはり住民、また消防団員の方々に逐一説明をしていただきたく、またその説明を聞いて活動にも取り組めるというようなことが必要ではないかなというふうに考えるわけでございます。

消防の広域化について課題は大変多く、私も認識しているわけでございますけれども、十勝一つ考えますと、広域に点在する消防とそれを支える市町村の財政の問題はまずあって、多様化する消防に対する需要、また増加する広域災害の対応についていろいろ問題があるのだろうというふうに思います。

しかし、住民の生命と財産を守る消防体制については、今後しっかりとした十勝での取り組みも必要ではないかというふうに思います。市町村を越えての取り組みによって、当然経費も軽減できる、またそれによって強固な消防体制ができると。それによって住民は安心して町に住めるのだというようなことを思います。今後いろんな問題の中で、市町村会議等でもまれるのだと思っておりますけれども、十分住民の安心を、安全を確保できる消防体制をつくっていただけることをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、寺林俊幸議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、16時まで休憩いたします。

15：51 休憩

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第 3、議案第 61 号から日程第 14、議案第 72 号までの 12 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 3、議案第 61 号から日程第 14、議案第 72 号までの 12 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第 3、議案第 61 号、幕別町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 61 号、幕別町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

お手元に配付してございます議案説明資料のほかに、改正概要の資料をお配りしておりますので、この概要の資料で説明をさせていただきたいと思ひます。

本条例につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成 23 年 6 月 30 日に公布、施行されたことに伴ひまして、個人町民税における寄附金税額控除の拡大、租税特別措置法に関する税負担軽減措置の見直し及び延長、罰則規定の見直しなどを定めるため、幕別町税条例等の一部を改正しようとするものであります。

概要の 1 ページをごらんいただきたいと思ひます。

はじめに、個人町民税についての改正であります。

改正項目の 1 点目、「寄附金税額控除の拡大」についてであります。

条例第 34 条の 7 及び条例附則第 7 条の 4 の改正であります。寄附文化のすそ野を広げるため、個人町民税における寄附金税額控除の適用下限額を、現行の 5,000 円から 2,000 円に引き下げるものであります。

適用年月日であります。平成 23 年 1 月 1 日以後に支出する寄附金について、平成 24 年度以後の年度分から適用するものであります。

改正項目の 2 点目、「肉用牛の売却による農業所得の特例の見直し及び適用期限の延長」についてであります。

条例附則第 8 条の改正であります。肉用牛の売却による農業所得に係る免税措置について、免税対象牛の売却頭数要件の上限を現行の年間 2,000 頭から年間 1,500 頭に引き下げ、上限の年間 1,500 頭を超える部分の所得は、免税対象から除外することとしたものであります。

また、現在免税対象牛の対象範囲から売却価格 100 万円以上の交雑種を除外しておりますが、売却価格 80 万円以上の交雑種を除外するよう対象範囲を引き下げるものであります。

適用年月日であります。平成 25 年度以後の個人町民税について適用することとし、適用期限を 3 年延長し、平成 27 年度まで適用するものであります。

改正項目の 3 点目、「上場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る 10%軽減措置の延長」についてで

あります。

条例附則第2条第9項及び附則第2条第16項の改正であります。

平成20年の幕別町税条例の一部を改正する条例により、現行の上場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る10%軽減税率については、平成23年12月31日までの措置とし、平成24年1月1日からは20%本則税率とすべき町税条例の改正を行いました。この特例措置をさらに2年間延長し、平成25年12月31日までとするものであります。

適用年月日につきましては、平成24年度以後の年度分について適用するものであります。

改正項目の4点目、「非課税口座内少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の導入時期の延長」についてであります。

条例附則第19条の3の改正であります。改正項目の3点目、10%軽減税率の延長に伴い、この特例措置の終了とセットで実施することとされていた非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の導入時期を、平成24年1月1日から平成26年1月1日に延長するものであります。

適用年月日につきましては、平成27年度以降の年度分について適用とするものであります。

2ページ目になりますが、固定資産税についての改正であります。

改正項目は、「高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の見直し及び延長」についてであります。

高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定されている高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税について3分の1とする減額措置を5年間実施するとともに、その対象をサービスつき高齢者向け住宅である一定の貸家住宅とした上、その対象資産の新築期限を平成25年3月31日まで2年間延長するものであります。

適用年月日は、平成23年10月20日以後に新築されたものに対する平成24年度以後の年度分について適用するものであります。

次に、3ページ目になりますが、その他の改正項目といたしまして、罰則の見直しについてであります。

経済社会状況の変化に対応し、税制への信頼への一層の向上を図る観点から、国税の罰則の見直しの内容を踏まえて、地方税に関する罰則についても見直しを行うこととされました。

改正項目の1点目、「町税の不申告等に関する過料の見直し」についてであります。

条例第26条第1項ほかで該当しておりますが、町民税の納税管理人に関する不申告ほかの過料の規定について、現行3万円以下としております上限額を一律10万円以下に引き上げるものであります。

改正項目の2点目、「町税の不申告に関する過料の創設」についてであります。

条例第100条の2ほかの規定の創設であります。たばこ税、鉱産税、特別土地保有税については、現在、不申告に関する秩序犯が設けられていないため、他の税目との公平性の観点から、新たに不申告に関する過料を設けることとしたものであり、上限額につきましては他の税目と同じく10万円以下の過料とするものであります。

なお、鉱産税については現在課税はなく、特別土地保有税については平成15年度以後新規課税は休止している状況であります。

改正項目の3点目、「入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反に関する罰金刑の見直し」についてであります。

条例第151条の改正であります。入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反に関する罰則につきましては、現在3万円以下の罰金を他の税目との整合性を図る観点から、10万円以下の罰金と上限額の引き上げを図るものであります。

議案書にお戻りをいただきまして、11ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例は平成24年1月1日から施行するものであります。それぞれの税目に係る適用及び経過措置につきましては、附則に規定をいたしたところであります。

なお、罰則の見直しに係る適用年月日につきましては、周知期間を要することから、本条例の公布の日から2カ月以後の行為からの適用とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15番（中橋友子） 税条例の改正ということでありまして、ご説明ではことしの6月の16日に国会が通って、それで雇用不安だの今の景気の低迷の状況を反映して条例改正につながるというやの説明でありました。確かにこの改正の議案を見ますと、その中にはNPO法人の寄附金の控除を対象とするとか、いろいろ住民にとって、そういった町の人たちにとっても優遇される面も含まれているなどというふうには思うのですけれども、ただ例えばこの今説明資料でありました3番の株式譲渡にかかわるいわゆる利益に対して、振り替えをした利益に対して本来は20%の課税であるものを優遇するというようなものは、これは経済状況、逆にこういういわば株の譲渡で利益を上げられるようなものについては、きちっと本則どおりに税をもらって、それ以外のところはきちっと減税するというような趣旨であれば理解できるのですけれども、そうではないなというふうに思いました。

それで、これ今までもあった税条例なのですが、実際にはうちの町では活用というのはあったのでしょうか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（柿崎二三男） ただいまのご質問でございますけれども、3番あるいは4番の項目からというふうに思います。

それで、上場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る10%軽減措置の延長でございますけれども、これにつきましては、平成23年度町道民税の課税者の中においては、対象人数、上場株式については15件、それから配当所得につきましては26件該当してございます。

それから、4番でございますけれども、口座内少額上場株式等に係るというものでございますけれども、これについては本町では該当している事例はございません。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） ほかの大事なものと一括して出されておりましたので、これだけを取り上げてだめということにはならないなというふうには思うのですけれども、そういう、いわばこれは逆にその20%そのものだったら町の税収はふえるということになりますよね、10%の軽減行っているわけですから。ですから、そういう点では矛盾するなということは申し上げておきたいと思えます。

罰則の強化につきましても、確かに町税を申告するというのは、これは原則ですから、怠るということはあってはならないと思えますが、ここにあります入湯税も含めまして、罰則が強化されるということについても、これも経済状況に勘案してということから見れば、整合性がないなということをお願いして、私の意見として申し上げたいと思えます。

○議長（古川 稔） ほかにありますか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第62号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 62 号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 13 ページ、議案説明資料につきましては 19 ページ、さらに追加配付をさせていただきました議案第 62 号資料をお開きいただきたいと思います。

本町では、平成 18 年 4 月から子育て家庭の経済的な負担軽減と福祉の増進を図ることを目的に、「幕別町子育て生活支援事業」として、2 歳未満の児童がいる子育て家庭に対して、指定ごみ袋の購入に要する費用の一部を助成しております。

近年個人差や子育ての多様化などにより、2 歳以上でもおむつを使用している乳幼児が一定程度いること、さらに高齢化社会の進展により、要介護認定者が増加傾向にあり、おむつ使用者もふえていること、そして障害者の中にもおむつ使用者がいるという状況のもとで、関係する家庭の方々からおむつに係る経済的な負担の軽減を求める声もお聞きするところであります。

このたび、本町といたしましては、これらの関係世帯の経済的な負担の軽減化を図ることを目的にして、現行の 2 歳未満の乳幼児に対する助成制度を廃止し、乳幼児、高齢者及び障害者のおむつについて実質的に無料で収集するという福祉施策の拡充化を図ろうとするものであります。

なお、対象者は乳幼児で約 520 人、高齢者と障害者で約 110 人と見込んでおり、制度の周知につきましては、議決後、速やかに町の広報誌等を通じて行いたいと考えております。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

まず、議案説明資料の 19 ページをごらんいただきたいと思います。

現行条例では、附則第 4 項に忠類地域における一般廃棄物の処理手数料が規定されており、資源ごみは無料、それ以外は有料となっております。

改正条例では、有料の場合に關しての規定とすることにいたしましたので、現在無料にて収集しております資源ごみの項目を条例から削除するとともに、燃えるごみなどにつきましては、「規則で指定するごみ袋で排出する場合」という文言を加えることにより、いわゆる町の指定ごみ袋にて排出するごみは、現行のとおり有料扱いであることを明確化したものであります。

参考までに、おむつ類を無料にする根拠となる同条例の規則がありますので、議案第 62 号資料、ついておりますほうをごらんいただきたいと思います。これは条例が改正されますことを踏まえて規則を改正しようとしているものであります。

現行規則の第 3 条第 3 号に資源ごみについては、「廃棄物の区分ごとに中身の確認できる透明または半透明の袋に収納すること」と規定しておりますが、改正規則の案のほうでは「おむつ類（おむつ、尿とりパット清拭綿等）も資源ごみと同様に扱うように規定する予定でありますことから、町の指定ごみ袋にて排出するごみとはならなくなり、実際、現実的には無料での収集の取り扱いとなるものであります。

なお、規則の改正は、本改正条例の議決後に速やかに行う予定であります。

次に、議案説明資料の 20 ページと議案第 62 号資料の 2 ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは、いずれも幕別地域における一般廃棄物の処理手数料に關しておむつを無料で収集するという内容でありまして、忠類地域における一般廃棄物の処理手数料と同様でありますことから、説明は省略させていただきます。

次に、議案書にお戻りをいただきまして、13 ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を平成 24 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第63号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。
説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第63号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の14ページをごらんいただきたいと思います。

過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定によります過疎地域と見なされる区域に係る「幕別町過疎地域自立促進市町村計画」を昨年9月第3回定例会において議決をいただいたところでございますが、平成23年度予算関連事業で過疎計画に登載されていない事業及び過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎ソフト事業に該当する事業につきまして計画の一部変更と追加をするものでございます。

議案書の15ページの別紙をごらんいただきたいと思います。

幕別町過疎地域自立促進市町村計画の具体的な変更内容であります。上段の表は変更前、下段の表が変更後となります。

まず、区分2「産業の振興」の(3)計画の表の事業名(9)過疎地域自立促進特別事業に「粗飼料生産基盤向上対策事業補助事業」「商工会プレミアム商品券発行事業」を追加するものであります。

次に、16ページになりますが、区分3「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の(3)計画の表の事業名に(5)「電気通信施設等情報化のための施設 テレビ放送中継施設」を事業内容に「忠類テレビ中継局放送機器設置工事事業」を新たに追加するものであります。

次に、17ページになりますが、区分5「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の(3)計画の表の事業名に(1)「高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター」を事業内容に「ふれあいセンター 福寿ボイラー更新事業」を新たに追加し、事業名(3)児童福祉施設保育所の事業内容を「忠類へき地保育所運営委託事業」については事業名(7)「過疎地域自立促進特別事業」の事業内容に変更するため削除し、事業名(7)「過疎地域自立促進特別事業」に「子ども医療費助成事業」、18ページになりますが、「忠類へき地保育所運営委託事業」を追加するものであります。

次に、19ページになりますが、区分10「その他地域の自立促進に関し必要な事項」の(3)計画の表の事業名(2)「過疎地域自立促進事業」の事業内容に「忠類地域活性化事業」を追加するものであります。

今回、変更する事業につきましては、過疎対策事業債の対象であり、起債事業とするためには過疎計画への登載並びに変更が必要となります。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

なお、当計画の一部変更等に係る北海道との協議につきましては、11月29日を持って協議を終えていることをご報告申し上げます。

以上で説明を終らせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第64号、財産の処分について及び日程第7、議案第65号、財産の処分についてを一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第64号及び議案第65号、財産の処分につきまして、一括してご説明を申し上げます。

この2件につきましては、国土交通省北海道開発局帯広開発建設部が施工いたします帯広広尾自動車道の一般国道236号高規格幹線道路中札内大樹道路工事のために必要な町有地を処分するものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めようとするものであります。

はじめに、議案第64号についてであります。

議案書の20ページ、説明資料の21ページをお開きいただきたいと思います。

説明資料のほうでご説明申し上げますが、図面の網かけが対象となる町有地地番を、このうち黒塗りが処分する部分を示しております。

議案書にお戻りをいただき、20ページになりますが、処分する土地の所在・地番地、目及び面積については、幕別町忠類栄町362番2のうちほか12筆、合計面積は1万7,074.54平方メートルの土地であります。議決後に分筆をし、処分するものであります。

処分の理由につきましては、一般国道236号高規格幹線道路中札内大樹道路工事のために必要な土地として処分するものであります。

処分の方法は、随意契約であります。

処分価格につきましては1,403万145円で、立木代金を含んだ価格であります。

次に、21ページになりますが、処分の相手方につきましては、帯広市西4条南8丁目、北海道開発局帯広開発建設部長大内幸則氏であります。

なお、本件に係る契約は平成24年1月を予定しております。

次に、議案第65号についてであります。

議案書の22ページ、説明資料も22ページとなります。

説明資料のほうであります。図面の網かけが対象となる町有地地番をこのうち黒塗りが処分する部分を示しております。忠類育苗センター苗畑の一部を用途廃止し、処分するものであります。

議案書のほうになりますが、処分する土地の所在・地番、地目及び面積については、幕別町忠類栄町366番の3のうちほか1筆で、合計面積は1万6,713.75平方メートルの土地であります。議決後に分筆し、処分するものであります。

処分の理由は、一般国道236号高規格幹線道路中札内大樹道路工事のために必要な土地として処分するものであります。

処分の方法は、随意契約であります。

処分価格につきましては3,632万5,733円で、立木補償、残地補償、動産移転料を含んだ価格であります。

相手方につきましては、帯広市西4条南8丁目、北海道開発局帯広開発建設部長大内幸則氏であります。

なお、本件に係る契約は、平成24年4月を予定しておりますが、帯広開発建設部では平成24年度早期より工事着手を希望しており、それに伴う工事発注準備を本議会の議決をもって進める計画であり、本議会に付するものであります。

説明資料の23ページをお開きいただきたいと思います。

議案に付した土地には、インターチェンジの建設が計画されている部分が含まれており、平面図をお示しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、2議件について一括して質疑を許します。

増田議員。

○17番（増田武夫） 高規格道路に関する土地の売却でありますけれども、高規格道路につきましては、従来から不要不急の工事、やはりこれをもっと別な形で予算を使っていくべきだと、そういうことで反対の態度を貫いてきたところでもあります。

今回のこの案件につきましても、そうした点から認めることはできないわけでありまして、さらにそれに加えて、この高規格道路、帯広から広尾までの間、優良な農地を使って通していくわけでありまして、この忠類地域の高規格道路のルートでありますけれども、今回の売却のところにも出てくるわけですが、忠類の市街から大樹に向かう道路は旧広尾線の跡地を使うべきだとか、こういうようなことで、従来そのことは開発のほうもそういう方針でいくやに聞いていたわけでありまして、今回のこれを見ますと、一部広尾線の跡を通るわけでありまして、そのちょっと先に行きますと、広尾線の跡地と並行してずっと大樹の境界まで行くのです。そのために、上当の会館ですとか、そういうところがひっかかって、それも取り壊しになっていくような状況になるわけですが、これは並行して走っていくことを考えれば、やはりこれも優良な農地をたくさんつぶしていくと。今日の世界的な食料のことも考えて、この十勝の食料生産のことも考えると、やはりなるべく農地はつぶさないようにいくべきだと考えるわけです。

そうした点で、なぜ最初我々が聞いていたように広尾線の跡地を行かないで、それにちょっとずれた農地を通すようになったのか、そうした点でもこの売却にはやはり疑問が残るという思いなのですけれども、そうしたルートの変更をして農地をつぶしていくようになった経緯がわかれば、教えていただきたい。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（古川耕一） 当初一番最初にお話がありました高規格道路の必要性等につきましては、私どもについてはこの高規格道路ができることによりまして、受益業務の効率化あるいは交流人口増加によります観光の振興あるいは緊急輸送にかかわります帯広圏が1時間弱で緊急搬送が可能になるなど、この道路についての必要性というものは十分あるのだろうというふうに私どもは思っております。

それと、2点目の今の国鉄用地をなぜ通らなかったのかということではありますが、現況図面にもありますように、国鉄用地をちょうど外れた形で4線まで行くようになっております。これは当初開発建設部としては更別から27号までを先行して用地測量あるいは実施設計等に入った状況になっております。

それで、27号を過ぎたあたり、過ぎてインターチェンジも含めて4線までについては、これは一たんおくれた状況でありますので、27号までが先に線形が入っていたということでもあります。そこからカーブ、高速の場合は最低でも400ぐらいのアーチが必要なんでしょうから、そのアーチを持っていたときに、ちょうど国鉄の上に乗れなかったというのが、今、状況であります。

以上であります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） これ相当長い区間ですので、そのカーブに対する対応というのも幾らでもできたのだと思うのです。その設計の仕方は町ではありませんので、その点では町に弁解を求めるつもりはないのですけれども、しかしやはりそうした点で、こうしたものをつくるのにもやはりそうした配慮もきちっとしていくべきだということ強く思うわけです。

高規格道路の必要性、いろいろ言われているわけでありまして、3月31日のあしたの大震災が起きた後、やはりこの日本の国の財政状況も非常に厳しくなるわけでありまして、不要不急のこうした大型公共事業に対する考え方も、今後、改めていかなければならないのではないかと、そのことを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第 64 号、財産の処分については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 65 号、財産の処分については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 66 号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 66 号、指定管理者の指定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 23 ページ、議案説明資料は 24 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、議案書の 23 ページになりますが、本議案につきましては、「アルコ 236」及び「道の駅・忠類」の両施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものであります。

指定管理者は、幕別町忠類白銀町 384 番地の 1、株式会社忠類振興公社代表取締役真木一博氏であります。

指定の期間につきましては、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

次に、説明資料の 24 ページをごらんいただきたいと思います。

指定管理者が管理を行います施設の内容を載せております。

アルコ 236 は、平成 6 年度に建設された浴場、レストラン、客室などを備えた温泉宿泊施設で、平成 22 年度の利用者数は 12 万 1,561 人となっております。

また、道の駅・忠類は平成 5 年に、道内で 9 番目となる道の駅の指定を受け、平成 19 年度にアルコ 236 の南隣に移転新築したもので、焼きたてパンの販売に独自性を持ち、アイスクリームなどのテイクアウト商品の販売を中心に、特産品の販売や幕別町内はもとより、広く十勝管内の観光情報、道路情報を提供する施設でもあります。

25 ページになりますが、指定管理者が管理を行う業務の内容を載せております。

指定管理者は施設全体の維持管理はもとより、施設の使用承諾、利用料金の徴収などの管理業務を行うものであります。

次に、株式会社忠類振興公社の概要であります。昭和 63 年 6 月 1 日に、地域住民 64 名の出資により設立をされました忠類観光物産株式会社を前身としており、平成 6 年のアルコ 236 のオープンに合わせ、第三セクターによる管理運営を行うため、忠類村から出資を受け、会社名を現在の株式会社

忠類振興公社に変更したものであります。

現在の町の出資額は2,500万円となっており、発行済み株式総数790株の63%を占めております。

両施設につきましては、平成18年度から1年間、平成19年度から平成23年度までの5年間、株式会社忠類振興公社が指定管理者として管理運営を行っているものであります。

今回、期間の満了に伴いまして、指定管理者の候補者選定に当たりましては、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、施行規則第6条の規定に基づき、選定委員会を設置し、平成19年度から今年度までの5年間にわたる両施設の管理業務及び経理業務の評価を行い、おおむね協定書や事業計画に定める水準どおりの管理ができていると認め、時期においても、一つには地元からの物資調達、雇用の確保などによる地域経済への貢献、二つ目が経費の節減、三つ目として民間企業としてのノウハウやサービス精神を生かした施設の円滑な運営を行い、サービスの向上が図られる、これらのことを勘案し、非公募により町の出資法人である株式会社忠類振興公社を候補予定者といたしまして、同公社から新たな事業計画書、収支計画書等の関係書類の提出に加え、プレゼンテーションを実施した上で、選定委員会における審査を経て、候補者として選定したものであります。

なお、平成19年度から平成22年度までの4年間の株式会社忠類振興公社の決算の累計が857万円の赤字となっている事実は看過できるものではなく、今回選定委員会に出された意見を集約し、さらなる管理運営に対する努力や改善すべき項目を、指定管理候補者に対しまして提言をしたところであります。

また、両施設の指定期間につきましては、いずれも観光事業に属する施設であり、リーマンショックに端を発する国内経済の低迷や本年3月に発生をいたしました東日本大震災の影響をはじめとする外的要因に大きくその業績が左右される業種であることから、中長期の計画をもって経営の向上に当たる必要があるため、5年間という中期的な期間を設定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

前川議員。

○13番（前川雅志） 13番前川雅志。

何点か質問というか確認をさせていただきたいと思うのですが、非公募とされた理由について幾らかご説明がありましたが、私の勘違いかもしれませんが、他の指定管理者で行っているところであれば、公募をかけて幾つかの業者の中から選定をされていくというような決め方をされていたかと思えます。

今回、非公募ということで、私が期待していたのは、幾つかの企業がいろんなアイデアを出しながら切磋琢磨することによって経営が向上していくのではないかとずっと思っていて、ただ、ここで1社だけこれまでやってきたところがそのまま赤字であるにもかかわらず選定されていくということについて、いま一度評価について説明をいただきたいと思えます。

それと、ここに金額が示されていないのですが、一体幾らの金額で運営していただくのか伺います。

○議長（古川 稔） 経済建設課長。

○経済建設課長（細澤正典） ただいまのご質問につきましてご説明いたしたいと思えます。

非公募にした理由でございますが、まず最初の選定委員会におきまして、平成19年から平成23年までの5年間の実績をまず判断させていただきました。その中では、原材料、運営経費の地元利用、地元雇用の優先などによりまして、地元の調達率が4年平均で約55%を超えまして、経済効果につきましても、4年合計で4億円を超えている状況でございます。

また、忠類振興公社におきましては、多彩な料金設定、地元食材を利用したオリジナルメニューの開発、オリジナルグッズの販売など、そしてまた地域の住民と協働した情報発信基地としての施設利用なども行っているところであります。また、宿泊者のアンケート調査におきましても、約87%が満足している計画となっております。

このことから、この忠類振興公社は多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応することが可

能と判断いたしまして、今後とも民間企業としてのノウハウやサービス精神を活用した施設の円滑な運営と町民サービスの向上を図ることが可能という判断をしたところであります。

また、長年の実績によりまして、施設の管理上必要な備品等も公社が保有しているということもあります観点上、管理経費の縮減を図ることが可能と判断したところであります。

以上のことから、公募によらない指定管理者の候補者として選定させていただいたところであります。

続きまして、指定管理料を幾らで想定しているかということですが、補正予算の中でも債務負担行為の提案させていただくところですが、5年間で6,000万円を限度として設定しているところであります。単年度で割り返しますと、年間1,200万円という形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 忠類振興公社がこれまで頑張ってきた姿というのは、宿泊しても食事をしてもよく理解しているところでありますが、やはりこの赤字が続いてきたということも事実でありまして、さらに経営努力ができるという評価をしたということでありまして、これまでにどうしてしてこれなかったのかなということも強く感じるわけでありまして。

それと、債務負担行為で6,000万円、1,200万円ということですが、これ、年間重油代もすべて入れて1,200万円という理解でよろしかったでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済建設課長。

○経済建設課長（細澤正典） 確かにこの4年間の累積の赤字で言いますと、857万円という形での4年間の赤字になっているところでありまして。しかし、昨年度、そしてその前の年という形で何とか黒字の経営ができていったのも収支の改善がされていったという状況であります。何とかこの先の5年間におきましても、引き続き経営努力をして、黒字を埋める体質にさせていただけるというふうに判断したところでありまして。

あと、指定管理料の1,200万円なのですが、これは重油代を含めての金額となっております。

○議長（古川 稔） ほかに。

東口議員。

○3番（東口隆弘） 今、課長が説明したとおりに忠類振興公社がアルコ、道の駅を指定管理に選定をさせていただいたということは、この忠類地域において大変ありがたいことだというふうに思っております。

地域経済の核となるべきアルコ、道の駅を地域外の業者に委託をした場合、地域に対する愛着もなく、経営の効率化、合理化のみが追求されるおそれもあります。この点から地域内の業者に委託をするという可能性として、公共性を重んじ、地域要請にこたえる経営がなされる期待があり、妥当であるというふうに考えます。

しかしながら、忠類振興公社はその経営体質において、恣意的、閉鎖的であり、真に地域の要請にこたえ、公共性を実現する経営がなされていないようにも見受けられてもでございます。

例えば、株式の譲渡、取得が住民に開かれているかどうか、取締役、監査役の選任が適正であるかどうか、顧客でもある支援者でもあり、地域住民との友好関係を築けているかなどなど、反省をするべき改革は数多くあると考えます。それらのことは先ほども課長のほうから話がありましたが、営業成績と決して無関係ではないというふうに考えます。

次に、忠類振興公社に対する町の責任関与について望むことですが、忠類振興公社の資本金は町が2,500万円を持っている。割合的には6割強を町が出資をする第三セクターであります。過半の出資をする町には、その経営、特に地域要請にこたえた地域に開かれた経営について大きな責任を有し、積極的に経営に関与すべきものと考えますが、今後、忠類振興公社の経営についてどのように指導、監督、改革、改善をされるか、見解をお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 私どもの選定委員会の中でも議論になっているところでありますけれども、まず忠類の振興公社ができた経緯、そういったものももちろん十分に勘案をさせていただいたところでもあります。

さらには、指定管理者のこの4年間といいますか、5年間の実績に基づいて、いろんな反省点も振興公社でも行っておりますけれども、さらに私どものほうから見た目で、私どものほうからという観点からいろんな意味で提言するような場面もございました。新しい事業計画等も参考にさせていただきましたけれども、その中でもまだまだ不足する部分はございますので、そういった部分は提言書という形で指摘をさせていただきまして、こういったことにさらに力を注いでほしいと、そういったことを重点的にやってほしいという部分については、提言書という形でお渡しをしたいというふうに考えております。

また、今後の経営につきましても、私どもの町の職員も取締役に入っておりますことから、積極的な参画の中で経営面についても助言をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によって延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 延長することに異議あるという声もありますが、休憩します。

16：51 休憩

16：53 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思えます。

この際、お諮りいたします。

本日の会議時間は、都合によって延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

日程第9、議案第67号、平成23年度幕別町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第67号、平成23年度幕別町一般会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,340万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ138億7,141万1,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、5ページになりますが、「第2表 債務負担行為補正」でございます。

追加でございますが、「アルコ 236 及び道の駅・忠類、指定管理者業務指定管理料」につきまして、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 カ年、限度額 6,000 万円の債務負担行為であります。

同施設の指定管理者の指定につきましては、本年をもって 5 年間の期間を満了いたしますことから、平成 24 年度以降につきましても指定を行うため、追加するものであります。

次に、「第 3 表 地方債補正」でございます。

初めに、追加でございますが、忠類テレビ中継局放送機器整備事業に対し、限度額 620 万円を追加するものであります。本年 11 月 7 日の民放テレビ、テレビ北海道であります。帯広中継局の開局に伴い、幕別地域におきましては放送が視聴可能となったところであります。忠類地域におきましては、放送区域外となるため視聴ができない状況にあります。

この地域間格差の是正を図ることを目的として、忠類中継局に放送機器を整備するため追加するものであります。

本事業につきましては、地デジへの移行のため平成 20 年度に実施いたしましたデジタル化工事とは異なるものでありまして、放送事業者の自力建設が困難な地域に対し、総務省の補助を受け、町が新たに中継局を整備するものでございます。

次に、「道営住宅関連整備事業」に対し、限度額 240 万円を追加するものであります。

本事業につきましては、札内青葉町における道営住宅の整備事業にかかわるものでありまして、この区域内に町道や上下水道を整備するため追加するものであります。

次に、「道営あかみや南団地購入事業」に対し、限度額 1,470 万円を追加するものであります。道営住宅整備事業にかかわるものであります。北海道から町へ事業主体の変更により取得することとなります。道営あかみや南団地の 7 号棟、8 号棟の購入のため、追加するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございます。

次に、変更であります。雪寒機械購入事業につきましては、増強分の除雪機械が国庫補助事業の補助枠の制限によりまして、補助の対象とならなかったこと及び事業費が確定をいたしましたことに伴いまして、起債の借入額の変更を行うものでございます。

それでは、初めに、歳出からご説明を申し上げます。

10 ページをお開いただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 181 万 6,000 円の追加でございます。

7 節につきましては、職員の欠員や事務量の増加により、当初の臨時職員の配置計画に比べ、増員が必要となりましたことから、追加するものであります。

次に、5 目一般財産管理費 1,443 万 7,000 円の追加でございます。

11 節、18 節につきましては、札内支所の電子機器の配線改修や窓口増設などに係る費用を追加するものであります。

15 節につきましては、地方債補正でもご説明したところであります。忠類中継局に放送機器を整備するものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 41 万 5,000 円の追加でございます。

本町では、災害救助法に基づきまして、13 カ所の福祉避難所を指定しております。11 節、18 節につきましては、災害発生時の福祉避難所における高齢者や障害者など（特別な配慮を要する方）の避難生活に必要な物資や機材の整備を図るものであります。

北海道の地域づくり総合交付金に新たに「福祉避難所機能確保促進事業」が追加されましたことから、これを受けて実施しようとするものであります。

28 節につきましては、国保会計への繰出金でございます。

次に、3 目障害者福祉費 2,231 万 2,000 円の追加でございます。

8 節、細節 4 につきましては、職場体験申込者の増加により不足が見込まれますことから追加しようとするものであります。

11 ページにかけてでございますが、8 節、細節 5 の調査協力者謝礼、11 節及び 14 節につきまして

は、北海道からの委託を受けまして、在宅障害者等の生活の実際調査を実施するための費用を追加するものであります。

12 節につきましては、障害程度区分認定者の増加に伴います主治医意見書作成手数料の追加及び障害福祉サービス利用者の増加に伴います障害者支援費等支払手数料の追加であります。

13 節は、相談件数の増加に伴い、専門的な相談支援を要するケースが増加傾向にあることから、相談支援機能の強化を図るため、専門職員を配置する事業所に対する委託料を追加するものであります。

20 節は、施設サービスの充実等により、当初予算編成時に比べ一月当たりの障害者福祉サービスの利用者数が 40 人程度増加しておりますことから、これに伴って公費負担分を追加するものであります。

次に、6 目老人福祉費 5,293 万 3,000 円の追加でございます。

介護保険特別会計への繰出金でございます。

7 目後期高齢者医療費 777 万 2,000 円の減額でございます。

28 節につきましては、特別会計への繰出金でございます。

10 目社会福祉施設費 35 万 6,000 円の追加でございます。

11 節につきましては、千住生活館の給湯設備の修繕に係る費用を追加するものであります。

次に、11 目保健福祉センター費管理費 186 万 5,000 円の追加でございます。

11 節につきましては、燃料タンクの高騰に伴います燃料費の追加であります。

12 ページになります。

12 目老人福祉センター管理費 54 万 5,000 円の追加でございます。

11 節は、燃料費分の追加であります。

18 節につきましては、施設内の暖房機器が故障したところではありますが、年式が古く修理が不能とされましたことから、機器を更新しようとするものであります。

次に、13 目南幕別老人交流館管理費 154 万 2,000 円の減額でございます。

8 月末をもちまして施設を閉館いたしましたことから、施設の管理運営に係る経費を減額するものであります。

次に、14 目ふれあいセンター福寿管理費 77 万 3,000 円の追加でございます。

11 節は、燃料費の追加でございます。

次に、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 7,558 万 6,000 円の減額でございます。

13 節につきましては、子ども手当に関する特別措置法の制定により、本年 10 月から手当額が変更となりましたことから、それらに対応すべく、システムを解消するため追加するものでございます。

13 ページになります。

20 節につきましては、子ども手当の支給対象児童数の減及び本年 10 月からの手当額の変更による減額であります。

14 ページになります。

3 目常設保育所費 176 万 8,000 円の追加であります。

11 節であります。細節 11、細節 12 につきましては、燃料費の追加、細節 15 及び細節 21 につきましては、使用料の増に伴う追加、細節 60 につきましては、野菜などの食材価格が値上がりをしておりまして、予算に不足が見込まれますことから増額するものであります。

次に、4 目へき地保育所費 22 万 5,000 円の追加でございます。

燃料費の追加でございます。

7 目子育て支援センター費 82 万 7,000 円の追加でございます。

7 節につきましては、幕別子育て支援センターにおける一時保育事業の利用者が増加の傾向にありまして、また 1 日当たりの利用時間が 5 時間を超える児童数がふえるなど長時間化しておりますことから、事業に係る代替保育士の賃金を追加するものであります。

11 節につきましては、一時保育事業に係る給食利用数の増による賄い材料費の追加であります。

15 ページになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目診療所費 18 万 8,000 円の追加でございます。

11 節の細節 4 につきましては、骨粗しょう症の診断のため、新たに開発されたパソコン用アプリケーションソフトを忠類診療所に導入するため、追加しようとするものであります。

細節 40 につきましては、忠類診療所及び忠類歯科診療所の医療機器等の修繕に係る費用であります。

5 款労働費、1 項労働諸費、2 目雇用対策費 218 万 9,000 円の追加でございます。

13 節につきましては、失業者等に対します独自の緊急雇用対策事業といたしまして、町の公共施設の清掃業務等を委託するものであり、事業規模といたしましては、10 人工、30 日間を予定しているものであります。

11 節の細節 4 及び細節 12 につきましては、本事業実施に伴います材料費及び燃料費であります。

6 款農林業費、1 項農業費、7 目農地費 160 万 7,000 円の追加でございます。

7 節につきましては、本年 9 月 5 日からの大雨により、上統内排水機場の運転に日数を要しましたことから、排水作業に係る操作員賃金を追加するものであります。

19 節につきましては、農用地の排水性の改善を図り、生産性の向上に資することを目的とした町の補助事業であります。近年の長雨の影響により、本年度の要望が増しておりますことから、このたび所要の補正を行うものであります。

16 ページになります。

2 項林業費、1 目林業総務費 93 万 9,000 円の追加でございます。

8 節につきましては、シカやキツネなどの捕獲数の増加が見込まれますことから、捕獲従事者に対する駆除出動に係る謝礼を補正するものであります。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工振興費 22 万円の追加でございます。

19 節は、商店街活性化店舗開店等支援事業に係る新規事業者が見込まれますことから、追加するものであります。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路管理費 701 万 8,000 円の減額でございます。

18 節につきましては、除雪機械購入の事業費拡大に伴います執行残でございます。

17 ページになります。

4 項住宅費、1 目住宅総務費 1,488 万円の追加でございます。

7 節につきましては、忠類地区の公営住宅の修繕対応に係る臨時職員賃金であります。

17 節につきましては、道営あかしや団地購入に係る費用を追加するものであります。

次に、2 目住宅管理費 312 万 9,000 円の追加でございます。

11 節及び 15 節につきましては、主に住宅の床の腐食に対応するため、床材の修繕及び床組みの変更工事に係る費用を追加するものであります。

16 節は修繕に係る資材費等を追加するものであります。

次に、3 目公営住宅建設事業費 525 万円の追加でございます。

13 節につきましては、道営住宅の整備区域内における町道や上下水道の整備にかかります設計委託料を追加するものであります。

なお、財源につきましては、社会資本整備総合交付金を受けて実施するものであります。

18 ページになります。

9 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 1,109 万 3,000 円の減額であります。

主に、給与改定に伴います消防事務組合分の減額であります。

次に、2 目非常備消防費 21 万円の減額でございます。

消防団運営交付金の確定に伴います減額であります。

10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育財産費 1,240 万円の追加であります。

11 節につきましては、小中学校施設のボイラー設備や給配水管の修繕に要する費用であります。

19 ページになります。

15 節につきましては、札内南小学校の学級増に対応するため、改修工事のほか、小中学校のグラウンドの支障木伐採などに係る費用を追加するものであります。

22 節につきましては、平成 24 年度からの道営住宅整備事業にかかわりまして、教員住宅入居者の移転料を追加するものであります。

次に、6 目学校給食センター管理費 229 万 4,000 円の追加であります。

11 節であります。細節 11、細節 12 につきましては、燃料費の追加、細節 22、細節 24 につきましては、食器・食缶等の洗浄におけます水道使用量の増に伴う追加であります。

次に、2 項小学校費、1 目学校管理費 429 万 2,000 円の追加及び 3 項中学校費、1 目学校管理費 356 万 5,000 円の追加でございます。

いずれも燃料部分の高騰に伴う追加であります。

20 ページになります。

5 項社会教育費、2 目公民館費 27 万 9,000 円の追加であります。

11 節につきましては、南幕別老人交流館閉館後の公民館としての利用に係る管理経費といたしまして、本目に燃料費及び電気料を追加するものであります。

次に、3 目保健体育費 33 万円の追加であります。

11 節につきましては、燃料費の追加でございます。

次に、4 目青少年育成費 9 万 5,000 円の追加であります。

1 節及び 9 節につきましては、青少年問題協議会の開催に係る費用を追加するものであります。

次に、8 目スポーツセンター管理費 161 万 3,000 円の追加であります。

11 節であります。細節 11、細節 12 につきましては、燃料費の追加、細節 40 につきましては、農業者トレーニングセンターボイラー設備等の改修に係る費用を追加するものであります。

次に、11 目百年記念ホール管理費 200 万円の追加であります。

19 節の細節 6 芸術鑑賞事業補助金につきましては、「チロット音楽祭」公演事業に係る補助金、細節 7 文化講演事業補助金につきましては、生涯学習フェスティバル「まなぶべ幕別 2011」に係る補助金を追加するものであります。

財源につきましては、北海道振興協会の「いきいきふるさと推進事業助成金」を受けて実施するものであります。

21 ページになります。

12 款職員費、1 項職員給与費、1 目職員給与費 691 万 2,000 円の減額でございます。

主に人事院勧告による給与改定及び人事異動等に伴う補正であります。3 節、細節 11 の時間外勤務手当につきましては、4 月の統一地方選挙、7 月の農業委員会委員選挙及び行政改革推進計画の策定に係る庁内協議など事務量の増加に伴いまして追加をするものであります。

4 節につきましては、市町村共済組合追加費用負担金及び 22 ページの退職手当組合負担金に負担率の増加に伴う追加が主なものでございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続いて、歳入をご説明申し上げます。

6 ページまでお戻りをいただきたいと思っております。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 2,520 万 6,000 円の追加であります。現年分の追加であります。

13 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金 12 万 8,000 円の追加であります。

子育て支援センターにおける一時保育事業の利用者の増加に伴う一時保育料等の追加であります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 6,287 万 6,000 円の減額であります。

1 節につきましては、障害者支援費等の増額にかかわる国負担分の追加、2 節につきましては、子ども手当の減額による減額でございます。

7 ページになります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 624 万 7,000 円の追加であります。

細節 5 無線システム普及支援事業費等国庫補助金につきましては、忠類中継局の放送機器設備に係る国 2 分の 1 の補助金であります。

次に、2 目民生費補助金 32 万 2,000 円の追加であります。

細節 1 につきましては、相談支援機能強化事業にかかわります国負担分の追加であります。

4 目土木費補助金 962 万 3,000 円の減額でございます。

1 節につきましては、補助枠の制限による減額であります。

3 節につきましては、札内青葉町の道営住宅関連整備事業にかかわります交付金の追加であります。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 404 万円の追加でございます。

1 節につきましては、障害者支援費等の増額にかかわります道負担分の追加、2 節は子ども手当の減額によります道負担分の減額であります。

8 ページになります。

2 項道補助金、2 目民生費補助金 170 万 2,000 円の追加であります。

1 節であります。細節 8 につきましては、相談支援機能強化事業にかかわります道負担分の追加、細節 14 につきましては、福祉避難所における物資や機材整備に係る交付金の追加であります。

2 節であります。細節 5 につきましては、子ども手当システムの改修に係る補助金、細節 6 につきましては、常設保育所保育士の産休取得に伴います代替職員の任用に係る補助金であります。

次に、5 目農林業費補助金 21 万円の追加であります。

農畜産物等の有害鳥獣被害対策経費のうち、エゾシカの捕獲頭数の増加分に対する交付金であります。

7 目土木費補助金 20 万円の追加であります。

雪寒機械購入に関する交付金であります。

8 目教育費補助金 500 万円の追加であります。

糠内公民館の大規模改修に対する交付金でございます。

次に、3 項道委託金、6 目民生費委託金 9 万 1,000 円の追加であります。

在宅障害者等の実際調査業務に係る委託金であります。

20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 4,326 万 2,000 円の追加でございます。

9 ページになります。

21 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入 200 万円の追加であります。

4 節であります。細節 44 はチロット音楽祭公演事業、細節 45 は生涯学習フェスティバル事業にかかわります北海道振興協会からの助成金でございます。

22 款町債、1 項町債、1 目総務債 620 万円の追加であります。

忠類中継局の放送機器整備事業に係る追加であります。

6 目土木債 2,130 万円の追加であります。

1 節につきましては、除雪機械購入事業に係る追加、2 節につきましては、道営住宅関連整備事業及び道営あかしや南団地購入事業に係る追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれをもって延会することに決定いたしました。

[休会]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

議事の都合により、明12月9日から12月15日までの7日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、12月9日から12月15日まで7日間は、休会することに決定いたしました。

[延会]

○議長(古川 稔) 本日は、これで延会いたします。

なお、議会再開は12月16日午後2時からです。

17:15 延会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成23年第4回幕別町議会定例会
(平成23年12月16日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
4 藤谷 謹至 5 寺林 俊幸 6 岡本 眞利子
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第68号 平成23年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第3 議案第69号 平成23年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第4 議案第70号 平成23年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第5 議案第71号 平成23年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第72号 平成23年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第7 陳情第14号 「後期高齢者医療制度への財政支援強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
(民生常任委員会報告)
- 日程第7の2 発議第16号 後期高齢者医療制度への財政支援強化を求める意見書
- 日程第8 議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第10 閉会中の継続審査の申し出
(議会運営委員会)
- 日程第11 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成23年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成23年12月16日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月16日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小林純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副町長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 飯田晴義
会 計 管 理 者 新屋敷清志 企 画 室 長 堂前芳昭
民 生 部 長 菅 好弘 建 設 部 長 高橋政雄
札 内 支 所 長 飛田 栄 忠 類 総 合 支 所 長 古川耕一
教 育 部 長 佐藤昌親 総 務 課 長 田村修一
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 企 画 室 参 事 伊藤博明
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄 町 民 課 長 川瀬俊彦
保 健 課 長 境谷美智子
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
4 藤谷 謹至 5 寺林 俊幸 6 岡本 眞利子

議事の経過

(平成23年12月16日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番藤谷議員、5番小島議員、6番岡本議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に、諸般の報告をいたします。

幕別町農業委員会会長から農業政策等に関する要請の文書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配付いたしました。今後議長会等を通じて要請してまいりたいと思っております。

これで、諸般の報告を終わります。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第2、議案第68号、平成23年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第6、議案第72号、平成23年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）までの5議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長

○副町長（高橋平明） 議案第68号、平成23年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億288万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ33億1,468万6,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費111万5,000円の減額でございます。

給与改定人事異動及び時間外勤務手当にかかります人件費の補正でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費1億3,000万円の追加、7ページになりますが、2目退職被保険者等療養給付費2,100万円の追加、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費4,600万円の追加、2目退職被保険者等高額療養費700万円の追加でございますが、いずれも療養給付費等の増加に伴う追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページにお戻りをいただきたいと思います。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税2,418万8,000円の追加でございます。

現年分の追加でございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金 5,984 万円の追加でございます。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 1,584 万円の追加でございます。

3 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金 2,800 万円の追加でございます。

5 ページになりますが、5 款道支出金、2 項道補助金、1 目都道府県財政調整交付金 1,232 万円の追加でございます。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 111 万 5,000 円の減額でございます。

人件費の減額に伴う一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 6,381 万 2,000 円の追加でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、13 ページになります。

議案第 69 号、平成 23 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 777 万 2,000 円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8,421 万 7,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、14 ページ、15 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

17 ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 777 万 2,000 円の減額でございます。

対象職員数の減少によりまず減額のほか、給与改定及び時間外勤務手当にかかわります人件費であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

16 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 777 万 2,000 円の減額でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、22 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 70 号、平成 23 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,202 万 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 18 億 9,495 万 8,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、23、24 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

28 ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 35 万円の追加であります。

給与改定並びに時間外勤務手当にかかわります人件費の補正であります。

次に、3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費 181 万 4,000 円の減額でございます。

人事異動による人件費の補正であります。

29 ページになります。

2 目認定調査等費 38 万 9,000 円の追加であります。

要介護認定申請の増加に伴います主治医意見書作成手数料の追加であります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費 7,167 万 5,000 円の追加であります。

訪問介護、通所介護、特定施設入居者生活介護に係る利用件数の増加に伴う給付費の追加でありま

す。

30 ページになります。

3 目施設介護サービス給付費 2,000 万円の追加でございます。

特別養護老人ホームの入所者数の増加に伴います給付費の追加であります。

次に、4 目居宅介護サービス計画給付費 983 万 6,000 円の追加でございます。

要介護認定者数の増加に伴いまして、介護プランの作成件数の増加が見込まれますことから、所要の補正をするものであります。

31 ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費、2 目介護予防サービス計画給付費 45 万 4,000 円の追加でございます。

要支援認定者数の増加に伴いまして、介護予防プランの作成件数の増加が見込まれますことから、補正をするものであります。

32 ページになります。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費 1,109 万 7,000 円の追加でございます。

高額介護を受ける支給対象者の増加に伴います追加であります。

33 ページになります。

4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、3 目地域包括支援センター運営費 3 万 9,000 円の追加でございます。

給与改定等及び時間外勤務手当に係ります人件費でございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

25 ページまでお戻りをいただきたいと思っております。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 8,000 円の追加でございます。

現年分の追加であります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金 2,053 万 5,000 円の追加でございます。

介護給付費の国の負担割合に応じた補正であります。

次に、2 項国庫補助金、1 目調整交付金 229 万 9,000 円の減額でございます。

調整交付金算定に係る諸係数の変更に伴いまして、交付率が減少したことによる減額であります。

次に、2 目地域支援事業交付金 1 万 5,000 円の追加であります。

地域包括支援センターの運営費の国の負担割合に応じた補正であります。

26 ページになります。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金 2,641 万 7,000 円の追加であります。

介護給付費の支払基金の負担割合に応じた補正であります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金 1,440 万 9,000 円の追加であります。

介護給付費の道の負担割合に応じた補正であります。

次に、2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 8,000 円の追加でございます。

地域包括支援センター運営費の道の負担割合に応じた補正であります。

27 ページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 5,293 万 3,000 円の追加でございます。

1 節及び 3 節につきましては各給付費等にかかわります町の負担割合に応じた補正、4 節につきましては主に人件費の補正にかかわります一般会計からの繰入金であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、39 ページになりますが、議案第 71 号、平成 23 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 40 万 1,000 円を追加し、総額を歳

入歳出それぞれ11億8,301万8,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、40、41ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

43ページになります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費38万4,000円の追加でございます。

時間外勤務手当等人件費の補正でございます。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費1万7,000円の追加でございます。

4節につきましては市町村共済組合負担金の負担率の変更等に伴う人件費の追加補正、13節、15節につきましては、年次計画をもって実施しております幕別町浄化センター更新事業に係る事業費を組みかえるものであります。

工事内容の一部見直しにより、事業費に変更が生じたことから工事請負費を減額し、後年時の更新工事に係る設計委託料を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

42ページにお戻りをいただきたいと思います。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金40万1,000円の追加でございます。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、48ページになりますが、議案第72号、平成23年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算第2条でございますが、収益的事業会計であります第3条予算に対する補正で収益的支出のみの補正でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額6億1,101万4,000円から補正予定額42万3,000円を減額し、6億1,059万1,000円と定めるものであります。

次に、補正予算第3条でございますが、資本的事業会計であります第4条予算に対する補正で、資本的支出のみの補正でございます。

第1款資本的支出既決予定額2億819万円に、補正予定額9万3,000円を追加し、2億828万3,000円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、当年度分損益勘定留保資金をもって補てんするものとし、その額を1億7,384万8,000円に改めるものであります。

次に、補正予算第4条でございますが、第6条予算に定める弾力条項の適用ができない経費の額を3,947万円に改めるものであります。

49ページをお開きいただきたいと思います。

収益的支出についてご説明申し上げます。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費11万7,000円の追加、次に5目総係費54万円の減額でございます。

いずれも、給与改定等にかかります人件費の補正でございます。

50ページになります。

資本的支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費9万3,000円の追加でございます。

同じく、給与改定等に係る補正でございます。

以上で、特別会計補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、5議件について一括して質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 68 号、平成 23 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 69 号、平成 23 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 70 号、平成 23 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 71 号、平成 23 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 72 号、平成 23 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、陳情第 14 号、後期高齢者医療制度への財政支援強化を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、芳滝仁議員。

○11 番（芳滝 仁） 平成 23 年 12 月 16 日。

幕別町議会議長 古川稔様。

民生常任委員長 芳滝仁。

民生常任委員会報告書。

平成 23 年 11 月 29 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、平成 23 年 11 月 29 日（1 日間）。

2、審査事件、陳情第 14 号、「後期高齢者医療制度への財政支援強化を求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨、北海道後期高齢者広域連合は、平成 24 年度の新たな保険料を試算し、剰余金 20 億円、財政安定化基金 82 億円を充当した場合として、1 人当たり約 4,200 円 (6.49%の伸び) の値上げになるとしている。

また、道議会によると道民所得は全国平均より 16 万 7,000 円も低く、その一方、保険料は全国 10 位と高い位置にある。

このように所得が低く保険料が高いという現状は、安心して老後の医療を受けたいという高齢者の希望と大きく乖離している。

よって、国及び道は、新しい保険料の設定に当たっては、高齢者にこれ以上の財政負担を押しつけることのないように、十分な財政措置を講ずるよう強く要望する。

4、審査の経過、審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果、「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長(古川 稔) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第 14 号、「後期高齢者医療制度への財政支援強化を求める意見書」の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

14:20 休憩

14:21 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第 7 の 2、発議第 16 号、後期高齢者医療制度への財政支援強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

発議第 16 号、後期高齢者医療制度への財政支援強化を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第73号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 議案第73号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の24ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、地方税法第423条第3項の規定により、市町村の議会の同意を得て選任することとなっております。

現固定資産評価審査委員会委員であります姉崎秀男氏につきましては、平成24年2月5日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴等につきましては、議案説明資料の26ページに記載いたしておりますので、ご参照いただき、選任につきご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(古川 稔) 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長(古川 稔) 日程第9、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長あてに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続審査の申し出]

○議長(古川 稔) 日程第10、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

議会運営委員長より、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長(古川 稔) 日程第11、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査にかかわる事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長(古川 稔) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成23年第4回幕別町議会定例会を閉会いたします。

14:27 閉会